

北海道地域農業研究所20周年記念誌

# 北海道農業の軌跡とともに

～これまでの10年を振り返り、新たな出発を～

2010年(平成22年)5月

社団法人 北海道地域農業研究所

# 北海道農業の軌跡とともに

～これまでの10年を振り返り、新たな出発を～

## 北海道地域農業研究所20周年記念誌

### 『北海道農業の軌跡とともに』の発刊にあたって



社団法人 北海道地域農業研究所

理事長 藤田久雄

21世紀を迎えてから早くも10年が経過しようとしています。この間、グローバリゼーションの進展により、北海道農業を取り巻く環境は大きく変貌しました。農産物価格政策は市場評価を反映したものへと転換され、本道における基幹作物の価格は軒並み低下しています。それに連動して農業産出額および農業所得も低下傾向にあり、農家、農地の減少が著しく進行し、次代を担う農業後継者の定着にも影響を及ぼしています。

ただし、こうした変貌の前兆は、すでに前世紀末から表面化していました。例えば、農産物価格の動向をみていきますと、本道の基幹作物である小麦、大豆、原料馬鈴薯、加工用馬鈴薯、甜菜、加工原料乳の価格は、1983年から1985年までの間にピークを記録しています。米価はやや複雑で、自主流通米は大冷害に見舞われた1993年がピークとなりましたが、政府米は1984年から1986年までの3カ年がピークでした。他の基幹作物同様、80年代中盤がそのピークだったのです。

また、当時の農業情勢にまつわる主な出来事をピックアップしてみると、円高進行のきっかけとなったプラザ合意が1985年に発表されました。その後、農産物輸入の自由化に拍車がかかったのは皆さんご承知のとおりです。牛肉・オレンジの輸入自由化ならびにでん粉・乳製品等12品目GATT裁定が合意に至ったのは1988年でした。米のミニマムアクセス受け入れとGATTウルグアイラウンドの合意は1993年の出来事でした。

このように我が国の農業情勢は前世紀末より劇的に変貌していくわけですが、その最中にあった1990年（平成2年）12月、本研究所は、道内の産・学・官の連携を基礎に、本道農業の発展と新たな可能性を探るための調査・研究事業を実践するシンクタンクとして設立されました。以来、20年の節目を迎えようとしております。

前世紀末から続くこうした厳しい農業情勢に直面しつつも、本研究所は終始一貫、地域に根を下ろした調査・研究業務の実践に邁進して参りました。これらの成果の中には、市町村およびJAにおける農業振興計画の樹立、北海道農業施策の策定、JAグループ北海道が取り組む諸事業の開発や推進等にお力添えができたものと確信しております。

小誌、北海道地域農業研究所20周年記念誌『北海道農業の軌跡とともに』は、これら調査・研究事業の業績を振り返る場として、さらには道内各地で活躍されている農業者の皆さん、道内各地をフィールドとして研究に精励されている若手研究者の皆さんとの本道農業の発展に向けた熱い思いを語っていただく場として企画されました。そして、この度、その発行の運びとなったわけです。記念誌としては2000年（平成12年）3月に発行した10周年記念誌『十年の歩み』の続編となります。したがいまして、小誌の掲載内容は、その後の10年の記録に焦点を当てたものとなっております。

WTO農業交渉の場においては、依然として我が国に対し様々な要求が各国から突き付けられており、今後も本道農業にとって厳しい時代が続くものと予想されます。一方で、世界の食料需給は当面逼迫した状態が続く見通しであり、食料基地である本道に対する期待が高まっているのも事実です。小誌が単なる記録にとどまらず、こうした困難な局面を乗り越え、本道農業の発展に資する資料となれば望外の喜びです。

引き続き本研究所は、こうした本道農業の発展に資する調査・研究事業の遂行に邁進していく所存でございます。つきましては、今後とも皆様方より、ご指導・ご鞭撻を賜ることと存じますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。





## 20周年のお祝い

北海道 知事 高 橋 はるみ

社団法人北海道地域農業研究所が設立20周年という記念すべき年を迎えることを、心よりお喜び申し上げます。

貴研究所は、本道の基幹産業である農業の発展に寄与するシンクタンクとして、農業団体、大学、行政の連携と協力のもとに設立されました。以来、貿易自由化の拡大や、新たな食料・農業・農村基本法の制定、さらには水田・畑作経営所得安定対策の導入など、我が国の農業を取り巻く環境は大きく変化してきました。

この間、貴研究所におかれでは、市町村や農協などの農業振興計画の策定にあたり支援を行ってきたほか、農業者の経営実態や経年的変化の把握を通じて、的確な経営診断を実施されるなど、北海道農業・農村の振興に資する多くの成果を残してきたところであります、運営に携わってこられた皆様に改めて感謝申し上げます。

現在、社会経済の様々な局面で、世界全体が大きな転換期を迎えています。特に農業分野では、WTO農業交渉や、日豪EPAといった国際交渉の動きが進んできているほか、国内では新たな食料・農業・農村基本計画の策定や戸別所得補償制度の本格的な導入に向けた検討が行われています。また、農家戸数が減少する中、担い手の育成・確保や農地の有効利用といった構造的課題にも直面しています。

こうした転換期は時に試練をもたらしますが、一方では、時代の潮流を的確に見極めることにより、北海道農業の新しい飛躍へつながるチャンスを与えてくれるときもあります。そのためには、農業者の皆様や関係団体、大学、行政等が一体となって、創意あふれる取組を展開することにより、北海道農業の価値を一層高め、その可能性を広げていくことが大切です。

このため、道としては、優れた担い手の育成・確保など力強い農業体质の確立に向けた取組をはじめ、クリーン農業や有機農業の普及・拡大など、消費者に信頼される安全・安心で高品質な農畜産物づくりに全力で取り組んでいくこととしておりますが、その実現に向けては、地域農業の実情を的確に把握し、その振興を支援する貴研究所の役割が、今後ますます重要になっていくものと考えています。

本道農業が、日本の食料自給力の向上に大きく貢献し、また、地域を支える基幹産業として、将来にわたり持続的に発展していくことができますよう、貴研究所の今後益々のご活躍と発展をお祈り申し上げ、お祝いのことばとします。



## 祝　　辞

J A北海道中央会 会長 飛 田 稔 章

北海道地域農業研究所が設立20周年を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げますとともに、北海道農業のシンクタンクとして、調査・研究を柱とする事業の足跡を記念誌として発刊され、長く後世にその歴史を記されることは、誠に意義深いことと敬意を表する次第です。

さて、農業・農政を巡る情勢については、WTO農業交渉や輸入農畜産物の安全性の問題等、消費者をも巻き込んだ諸課題の解決が求められる中、国内農業においても、生産者やJAを巡る環境は、目まぐるしさを増しつつ、刻々と変化を続けています。

とくに、平成21年度に「農地法」をはじめとした農地関連制度改革がおこなわれるとともに、食料・農業・農村政策を国家戦略に位置付けて、10年後の食料自給率を50%に引き上げること等を目標とする、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されたことは、大きな転機となりました。

また、農家所得確保の方策としての「戸別所得補償制度」の検討が進み、22年度からは米を対象としたモデル事業が実施されることとなったのは特筆すべき点です。

さらにJA関連では、従来の規制改革会議が廃止され、行政刷新会議の下に「規制・制度改革に関する分科会」が設置され、引き続き、JAに対する金融庁検査・公認会計士監査の実施やJA等の独占禁止法の適用除外の見直し等、農業・農協に関する項目について検討がなされることとなっており、予断を許さない状況にあります。

また、生産現場においては、農業技術力の高度化のみならず、経営管理能力の高度化が必要不可欠な状況となっております。

一方で、消費者の関心の多くは、「食の安全・安心」へ向けられており、生産履歴記帳等やGAPなどの高度な生産工程管理の実践が求められています。

これらの難局を乗り切るため、われわれJAグループとしても、グループ内の結集強化はもとより、道府をはじめとした行政機関、北海道地域農業研究所をはじめとした関係機関との連携強化が必要不可欠であると認識しております。

とくに、農業経営の基盤である「農地」においては、先般改正となった農地法に基づく厳正な管理、効果的な調整等が重要であり、従前同様、農業委員会組織と、地元JAとの強力な連携が必要となっているところです。

一方、農村地域の維持・活性化や地域資源の有効活用に向けた方策として、農業経営の法

人化が極めて有益な手段であることは周知の事実であり、JAグループとしても、農業生産法人の設立推進をおこないつつ、JAとしての支援策検討をおこなっているところです。

いずれにしても、家族経営体、法人経営体、さらには集落営農組織などの多種多様な経営形態が、相互の信頼関係の下に、それぞれの優位性を最大限発揮できるような補完関係を構築し、切磋琢磨することによって地域の活性化を図ること、これらの取組みが連鎖・波及していくことが、北海道農業、農畜産物の優位性を発揮できる基盤づくりだと考えています。

そして、これらの取組みと、安全・安心確保の取組みが、消費者や生活者の応援や信頼の輪につながるよう、各種事業やPR運動を展開してまいります。

JAグループとしては、それぞれの地域や地区、全道段階で、より一層、消費者や生活者に信頼されるパートナーとして活動させていただきたいと考えており、その為にも、シンクタンクとしての北海道地域農業研究所の機能発揮と、JAグループとの連携強化を期待するところです。

最後に、北海道地域農業研究所のますますのご発展と会員各位のご健勝を祈念申し上げ、記念誌発刊の挨拶とさせていただきます。



# 目 次

## ■ 研究業績

◇2000年（平成12年）～2009年（平成21年）までの10年間の農政の動き	1
○国内農政の動き	1
○WTO農業交渉の経過	2
○FTA／EPA交渉の経過	4
◇研究業績の概要	5
○実施課題の整理	5
○代表的課題に係る考察	7
・芽室町農業協同組合農業振興計画策定業務	7
北海道大学大学院農学研究院 准教授 志賀永一	
・千歳市新農業振興計画の策定業務について	9
北海道有機農業研究協議会 事務局長 山本毅	
・北海道産米と府県産米の食味比較試験・分析業務	11
北海道地域農業研究所 専任研究員 正木卓	
・ここ10年間における系統燃料自動車事業に関する研究	13
北海道地域農業研究所 専任研究員 経亀諭	
・JA共済連北海道委託事業の10年の歩みと中間総括	16
北海道大学農学研究院富良野サテライト 博士研究員 糸山健介	
・生産履歴・トレーサビリティシステムの構築について	18
秋田県立大学生物資源科学部 准教授 酒井徹	
・地域農業マネージメント・地域農業支援システムに関する調査・研究の動向	21
北海道地域農業研究所 研究部次長 井上誠司	
・グリーン・ツーリズムの経済効果と類型把握	23
札幌大学経済学部 教授 長尾正克	
・北海道農業・農村先駆的経営体調査報告	26
北海道地域農業研究所 特別参与 黒澤不二男	
・高性能てん菜ハーベスタ導入条件	32
北海道地域農業研究所 専任研究員 須田泰行	
・北海道における担い手育成の組織的対応	35
北海道地域農業研究所 特別参与 黒澤不二男	
・農地保有合理化事業に関する調査研究	41
北海道大学大学院農学研究院 助教 東山寛	

・21世紀北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究	43
『農協改革の提言－北海道の内なる改革をめざして－』	
北海道大学大学院農学研究院 教授 坂下 明彦	
・独占禁止法の適用除外と農協の対応に関する研究	45
北海道地域農業研究所 顧問／北海道大学 名誉教授 太田原 高昭	
・新たな食料・農業・農村基本計画に関する研究～課題別提言とその論点	48
北海道地域農業研究所 所長／北海道大学 名誉教授 黒河 功	
(特別寄稿) 農協を核とした北海道独自の政策立案能力強化－研究所の存立意義－	50
北海道大学大学院農学研究院 教授 坂下 明彦	
○業績の総括的評価と地域農業研究所に求められるもの	54
北海道地域農業研究所 所長／北海道大学 名誉教授 黒河 功	

## ■ これからの10年を目指して

◇若手研究者が見る10年後の北海道農業の姿	55
・連携をキーワードにした持続可能な北海道農業の展望	55
北海道大学サステナビリティ学教育研究センター 博士研究員 工藤 康彦	
・10年後の北海道農業	56
北海道大学農学研究院札幌サテライト 特任助教 小林 国之	
・これから10年の方向性	57
北海道大学農学研究院富良野サテライト 博士研究員 糸山 健介	
・地域農業研究所20周年によせて	58
帯広畜産大学地域環境学研究部門 研究機関研究員 林 芙俊	
・20周年によせて	60
弘前大学園芸農学科食農経済コース 助教 吉仲 怜	
・研究者として北海道農業に携わる一人として	61
－「暗い影」に向き合い「力強さ」を発信していくこと－	
北海道大学大学院農学院 博士後期課程 小松 知未	
・幻想と妄想と研究と	62
北海道大学大学院農学院 博士後期課程 山内 康平	
・これから10年に向けて	64
北海道大学大学院農学院 博士後期課程 棚橋 知春	
・10年後の北海道農業	65
北海道地域農業研究所 専任研究員 經龜 諭	
・新たな挑戦（10年後の北海道農業）	67
北海道地域農業研究所 専任研究員 正木 卓	

◇地域モニター（農業者）が語る北海道農業の将来と私の夢 ..... 68

座談会 開催日：平成22年3月9日

出席者：音更町・津島 朗（畑作経営）

北見市端野・和崎 陽一（畑作・野菜経営）

新篠津村・大塚 裕樹（畑作・野菜・稲作経営）

美唄市・貞広 樹良（稲作・畑作経営）

中富良野町・加茂俊幸（稲作・野菜経営）

天塩町・赤塚 冬樹（酪農経営）

司会：北海道地域農業研究所 特別参与 黒澤 不二男

## ■ 資料編

◇調査・研究等業績の概要	87
◇叢書一覧	97
◇会報「地域と農業」	97
◇役員名簿	100
◇参与名簿	102
◇幹事・運営委員名簿	104
◇職員名簿	106
◇学会・研究会、研修会等での報告・講演等の一覧	110
◇組織の状況と収支概要の推移	111
あとがき	112



# 研究業績

# 2000年(平成12年)～2009年(平成21年)までの 10年間の農政の動き

## ● 国内農政の動き

### ① 「食料・農業・農村基本法」の制定

(1999年・平成11年)

この10年間の農政の動きで最大の出来事は1999年（平成11年）7月に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」である。これは「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の4つを基本理念として、基本計画の樹立及び施策の展開方向を示したものである。北海道農業にとっては「専ら農業を営むものによる農業経営の展開」が条文に盛り込まれ、專業的農業者による経営展開の支援の方向が打ち出されるなど評価すべき点も多々ある。

### ② 「食料・農業・農村基本計画」の策定

(2000年・平成12年、2005年・平成17年)

「食料・農業・農村基本法」で概ね5年ごとに「食料・農業・農村基本計画」を策定することとなっており、先ず、2000年（平成12年）に基本計画が策定された。この時の最大の焦点は食料自給率の目標であり「将来目標5割以上、実現可能な水準として平成22年度45%と設定」した。食料自給率の向上目標が具体的に設定されたことは単に農業面だけでなく、社会・経済的にも我が国にとって画期的なことといえる。

次に2005年（平成17年）に次の基本計画が策定された。この計画は平成13年9月に我が国で初めてBSE感染牛の確認を受け、次年度に農水省は「食と農の再生プラン」の中で「消費者に軸足を置いた農政」に転換することを明言した。また、同年小泉内閣が発足し経済財政諮問

会議などを中心に農政改革を促され、農地法改正をはじめ各種制度が変更されるなど、これら環境変化に対応する計画となった。具体的には、幅広い農業者を一律的に対象とする施策を見直すとともに、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、平成19年産より「品目横断的経営安定対策」（平成20年からは「水田・畑作経営所得安定対策」に名称変更）を実施したことである。

### ③ 食の安心・安全対策

平成13年のBSE感染牛の確認を受けて、国は平成14年に「BSE特別措置法」の施行、平成15年に「食品安全基本法」を施行して、新たな食品安全行政を担う「食品安全委員会」を新設し、リスク分析の仕組みを構築した。又、牛肉トレーサビリティ法を平成15年12月と翌年12月に施行して、生産から流通にかかる各種情報が消費者に手軽に伝達される仕組みが作られた。

この仕組みについては、その後、米についても法律によって義務づけされることになった。又、BSE以降、食品企業などによる食品の偽装事件が多発し、JAS法がこれまで数回改正され、平成14年には品質表示基準違反者に対する罰則の強化がなされたものの、違反は後を絶たない状況となっている。

### ④ 農地法の改正

新基本法の検討の際に、株式会社に農地の権利取得を認めるべきか否かが大きく議論され、平成12年の農地法の改正により、農業関係者以外のものに経営が支配され、農地が投機目的で

取得されるなどの懸念が払拭できる形態として、株式譲渡制限のある株式会社を農業生産法人の一形態とすることとし、その農地の権利取得を容認した。平成14年から15年にかけては、構造改革特区（構造改革特別区域法）の制定によって、農業生産法人以外の法人による農地法の特例（いわゆる「リース特区」）が認められた。また、平成17年に、農業経営基盤強化促進法が改正され、リース特区の全国展開がはかられた。さらに、平成21年には農地法・農業経営基盤強化促進法・農振法・農協法がそれぞれ改正され、今まで農地を所有したり借りたりすることができる法人は農業生産法人・特定法人等に限られていたが、一般法人でも一定の要件を満たせば農地を借りられることが出来るなど一般法人の農業参入が容易になった。そのほか、遊休農地対策の強化、農地相続の届出、農地転用規制の厳格化等が措置された。

#### ⑤市場評価を反映した価格政策への転換

新基本法で打ち出された需給事情や品質評価を反映した価格政策への転換方針に基づき平成11年に、米については「水田を中心とした土地利用型農業の活性化の基本方向」、麦については前年に策定された「麦政策大綱」を踏まえた「12年産麦の民間流通への移行に向けた条件整備」、大豆については「新たな大豆政策大綱」、砂糖・甘味資源作物は「新たな砂糖・甘味資源作物大綱」、加工原料乳については「新たな酪農・乳業大綱」が策定された。砂糖・甘味資源を除いて価格政策の基本は市場価格とは別に、政策的にゲタ対策として麦作経営安定資金、大豆交付金、加工原料乳生産者補給金、ナラシ対策として稻作経営安定資金、大豆作経営安定資金、加工原料乳生産者経営安定資金がそれぞれ措置された。米は10年度からの実施、加工原料乳は13年度からの実施、その他の作物については12年度からの実施となった。

次に平成17年新基本計画で打ち出された、經

營所得安定対策については「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（担い手経営安定法）」が平成18年に制定されたことに基づき、水田及び畑作物について平成19年から実施された。

#### ⑥その他

このほか、国民の環境意識が高まるなかで家畜排泄物について、その適正な管理を確保し、堆肥としての有効利用を促進するための「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、農業生産を行うのに不利な条件の中山間地など、耕作放棄によって農業の持つ多面的機能の低下が心配される地域の農業者に交付金を直接支払う「中山間地域等直接支払制度」がそれぞれ平成11年度に作られた。また、経済財政諮問会議などから農協改革の論議に対し、農林水産省は平成14年に「農協のあり方についての研究会」を設置し翌年に報告をした。この検討の背景としては、農協事業の収益性悪化と経済事業を中心とする農協の事業・経営改革の遅れにかかる問題、BSE以来問われていた食の安全と表示にかかる農協の責任と対応のあり方、農業構造改革における農協の役割・独禁法適用除外問題など農協の社会的ポジショニングのあり方などが問われたものである。

### ●WTO農業交渉の経過

#### ①ドーハラウンドの開始と我が国の提案

ウルグアイ・ラウンド交渉が決着した時点で、農業分野の次期交渉は2000年（平成12年）から開始されることとなっていた。そのため我が国は政府・国会・農業団体が一体となって、次期交渉に臨むことを確認し、同時に前年から日本提案を検討し、成案化し2000年12月（平成12年）にWTOに提案した。

交渉に際しての我が国の基本哲学を「多様な農業の共存」と位置づけ、それを実現する基本

的姿勢を5つのポイントとして示した。すなわち「農業の多面的機能への配慮」「食料安全保障の確保」「農産物輸出国と輸入国に配慮されるルールの不均衡の是正」「消費者・市民社会の関心への配慮」「開発途上国への配慮」である。

## ②ドーハ閣僚会議（01年・平成13年）からカンクン閣僚会議（03年・平成15年）を経て枠組み合意（04年・平成16年）へ

01年（平成13年）カタールのドーハにおいて、第4回閣僚会議が開催され、新ラウンドの開始が宣言された。

交渉期間：2005年（平成17年）1月1日まで  
の3年間

交渉結果：一括受諾

交渉分野：農業、サービス、非農産品、  
TRIPs（知的所有権）、新分野（投資、競争政策、政府調達、貿易円滑化）、WTOルール、  
貿易と環境、電子商取引

この時点における各国の立場は、

○多面的機能フレンズ国（日本・EU・韓国など）

農業の有する環境保全、景観維持、地域社会の維持といった市場メカニズムでは十分反映されない多面的機能の確保を重視。

○米国

農業の自由化やEUの輸出補助金の撤廃

○ケアンズグループ（豪州・ニュージーランドなど）

一層の自由化を推進

○途上国（インド・パキスタンなど）

途上国の輸出拡大、途上国の関税や補助金の維持、先進国の補助金の撤廃・削減

02年（平成14年）よりモダリティの確立に向けた協議が開始され「輸出競争」「市場アクセス」「国内支持」各分野毎に交渉が行われた。02年12月からハービンソン農業交渉議長は「外観ペーパー」「モダリティ1次案」「モダリティ2次案」を提出したが合意にいたらなかった。03年（平成15年）には第5回閣僚会議がメキシコ・カンクンで開催され、デルベス農業交渉議長は「モダリティ3次案」を提出したがこの場も決裂に終わった。その後交渉の停滞時期に入ったが、04年（平成16年）7月の一般理事会において、モダリティに向けた枠組み合意が採択された。

## ③05年（平成17年）から現在まで

枠組み合意を受け、非公式閣僚会議等でモダリティ確立に向けた協議が続けられ、05年（平成17年）12月に第6回閣僚会議が香港で開催された。ここでは主要な議題は先送りされたものの、「一般品目の関税削減は4階層に分ける（20%、50%、75%）」「重要品目の扱いは今後協議する」「国内支持は3階層に分けて削減する（日本は中位）」など一定のまとめとなった。

その後、06年（平成18年）7月にG6閣僚会合でモダリティの確立が断念され、交渉の中断を余儀なくされた。07年（平成19年）1月に交渉が再開され、ファルコナー農業交渉議長は、7月にモダリティ合意案（議長テキスト）を各国に配布、08年（平成20年）2月にはモダリティ合意案（改訂版）を、5月に第2次改訂版、7月にはジュネーブで閣僚会合が開催されその場に、第3次改訂版を次々と提出した。この場で、G10、EU、米国、ケアンズグループ、G20などがそれぞれの主張をし、ラミー事務局長が提示した調停案に基づき交渉の合意がなされるのではないかとの観測が広がった。我が国でも主要な新聞は「日本は受け入れ」と報道した。しかし、米国と中国・インドがSSM（特別セーフガード措置・途上国向けのセーフガード措置）をめぐって激しく対立し、会合は決裂

に終わった。

その後のプログレス・レポート及び12月に出された再改訂議長案では、「市場アクセスについて、最高階層の関税削減は70%、重要品目の数は4%が基本」と記述されている。

### ● F T A／E P A交渉の経過

W T O（世界貿易機関）は世界153の国（地域）が加盟し、全ての加盟国に対して同じ関税を適用するものであるのに対して、E P A（経済連携協定）やF T A（自由貿易協定）は、

2カ国間（又は数カ国間）で取り決めをするものである。これまで、我が国のF T A／E P Aの締結は、2002年（平成14年）のメキシコをはじめとして11カ国・地域となっている。現在交渉中は5カ国（地域）であり、韓国とは2003年（平成15年）に交渉が始まったものの、次の年から中断し2008年（平成20年）にようやく実務協議が開催された。2007年（平成19年）から豪州との交渉が始ましたが、農業分野についてはきわめて影響が大きいことから慎重な対応が望まれるところである。



# 研究業績の概要

## ●実施課題の整理

先の農政の変化及び地域農業構造変化に対応して、この10年間で「自主研究」18件、「共同研究」で20件、「受託研究」153件合計191件を実施した。これらを主要なカテゴリー（分野別）に整理すると次の通りとなる。

カテゴリー	課題のタグ	委託者
JA振興計画策定支援	畑作中核地帯農協	JAかわにし
	同	JAめむろ
	畑作・稻作中間地帯農協	JAびえい
	稻作中核地帯農協	JAきたそらち
	畑作中核地帯農協	JAようてい
	稻作中核地帯農協	JA新しのつ
JA広域農協振興計画基礎調査	畑作・酪農中間地帯	遠軽ブロック組合長会
	稻作主要地帯	空知管内組合長会
市町村振興計画策定支援	都市近郊市町村	千歳市
	中核都市	札幌市
	畑作中核地帯市町村	更別村
	酪農地帯市町村	浜頓別町
農産物生産費等緊急調査	ネギ、ゴボウ、カボチャ	ホクレン
	たまねぎ	ホクレン
	馬鈴薯	道農協畑作青果対策本部
農畜産物の需要拡大	北海道米の食味評価	北海道米販売拡大対策委員会
	道産飲用乳の食味評価	ホクレン
	奈井江町地産地消アンケート	奈井江町
農協の事業拡大・推進	S S・自動車関連事業改善	ホクレン
	Aコープの運営改善	ホクレン
	共済事業・准組合員対策	JA共済連北海道
	系統信用事業改革の視点	JA北海道信連
バイオマス利活用	バイオマス利用循環型社会形成	北海道開発局
	バイオエタノールのL C A計測	北海道バイオエタノール社
農産物の安全・安心	生産履歴・トレサービリティシステム構築	ホクレン
地域農業支援システム	公社コントラクタシステムの運営指針	北海道農業開発公社
	T M Rセンター運営	ホクレン
	堆肥センターの実態と運営指針	道農協土づくり対策本部
	地域農業マネジメントシステムの構築	北海道農政部

カテゴリー	課題のタグ	委託者
地域作り	グリーンツーリズムと農村観光	J A北海道中央会
	山間地域振興事例	山村振興全国連絡協議会
経営改善支援	農業経営定点観測	北海道農政部
	農業経営体経営改善事例	北海道農政部
	野菜導入の経営計画	帯広開発建設部
	経営管理能力向上策	ニセコ町
	水田転作の定着	北海道農産物協会
	経営診断システム	J Aべつかい
農産物販売戦略	インターネット農産物販売の実態と評価	ホクレン
経営所得安定対策	品目横断的経営安定所得対策の機能と評価	J A北海道中央会
生産技術体系改善	てん菜直播栽培定着条件	北海道てん菜協会
	高性能てん菜ハーベスター導入条件	北海道てん菜協会
	農業エネルギー利用実態	ホクレン
担い手育成	農業法人の類型と機能	J A北海道中央会
	担い手育成システムの展開	J A北海道中央会
農地利用・集積	農地保有合理化事業の評価	道開発公社・道農政部
	営農集団と農地利用集積	J Aながぬま
農協の事業運営	農協業務と独禁法の適用除外	J A北海道中央会
農政施策への緊急提言	食料・農業・農村基本計画見直しの課題	J A北海道中央会



# 代表的課題に係る考察

研究業績の概要の中から主要な課題について考察する。その際「課題の背景」「内容」「成果の位置づけ」「残された課題」として整理したが、執筆者の考え方を出来るだけ尊重するため、必ずしもその通りとなっていないことをご了承願います。

## 芽室町農業協同組合農業振興計画策定業務

北海道大学大学院農学研究院 准教授 志賀永一

### 1. 農業振興計画の背景

芽室町農業協同組合から委託を受けた農業振興計画策定業務の期間は、JAめむろと地域研との打ち合わせ期間で示すと、最初の打ち合わせが行われた2000年10月から最後の打ち合わせが行われた2002年2月までであり、それは「第5次芽室町農業振興5カ年計画（平成14～18年）『つなげよう！緑豊かな大地を次世代に…』」としてまとめられている。

21世紀という新たな時代の幕開けではあったが、農畜産物価格が引き続き低迷する中で、1990年代前半まで伸張した野菜作は中国産野菜の輸入急増で停滞し、BSEの発症をはじめ食の安全・安心が問われる状況にあった。21世紀を迎えて農業情勢の好転を期待したい反面、農業経営の方向に不安を抱えていた時期であったと考えられる。

農業振興計画の具体案はJA各部署の課題を基に作成することが基本で、地域研チームはアンケートや農家実態調査から農家の意向や問題点を探ることが中心であった。農家の意向を把握する重要性はJAサイド、地域研サイドともに共通しており、00年末には調査票が配布され、翌年2月には基本項目集計結果が示された。こ

のアンケート調査等をもとに農家の課題を整理し、7月には60戸弱の農家実態調査が実施された。

### 2. 内容

#### (1) アンケート調査

従来からJAめむろは農業振興計画を策定する際、農家意向調査を実施してきた。今回のアンケート調査の特徴は、従来の経営主を中心としたアンケートに、後継者、夫人、若妻などの各層を対象に行ったことである。このアンケート結果から次のような特徴が指摘できた。

- ①高い回収率（97%）
- ②拡大意向は強いが、各層により違い
- ③作付は一般畠作物+加工スイートコーン+緑肥を希望
- ④地力低下意識が強い
- ⑤経営の方向性は多様（収量、コストダウン、高品質、生活のゆとり、規模拡大の順）
- ⑥強化すべきJA事業は、生産技術指導、土作り支援、農地流動化対策の順
- ⑦高齢者介護の方向に悩み
- ⑧女性層の経営状況把握に格差（負債状況把握からわからないまで）

## (2) 農家実態調査

以上の意向調査結果から、農家実態調査では次のような項目に重点が置かれることとなった。

- ①規模拡大にともなう経済負担と作物選択
- ②輪作実施程度とたい厩肥投入
- ③增收・少資材などの肥培管理の取り組み
- ④農家経済の概況と経費節減の可能性

このような課題に応じてJAめむろ管内を高・中・低地価水準で区分し、3集落の悉皆調査方式が採用された。

農家実態調査からは、一般畑作物の収益水準では農地購入の採算はとれないが、長いも・ゆり根などの相対的な高収益作物の存在、作付可能性が地価水準に影響を与えていた。作付では畑作4作バランスを考慮し野菜導入が行われているが、過作であった馬鈴しょ作付の減少と野菜作の作付意欲減退がみられ、小麦過作による輪作パターンの混乱がみられた。また、高品質農産物生産が意識され、たい肥投入の有無・投入量水準が地力評価を左右していた。肥培管理や経営費節減では、增收をめざした適正資材投入、家族労働による組作業を可能とする機械・作業機への更新などが特徴であった。このように経費節減の困難性が指摘されたが、一定量の商系利用などで入札に近い資材購入対応がとられ、農家経済は借入金が少なく、自己資本蓄積による機械更新の実施など良好な経済状況にあることも特徴であった。このような力強い農家の存在が大半であったが、離農等により拡大を余儀なくされるような地域もみられた。

## 3. 成果の位置づけ

農家、JA役職員の努力により、高収量で高い収益性を保持してきたJAめむろでは、野菜価格低迷により野菜生産への意欲は減退しているとはいえ、野菜を導入した高収益な畑作経営を継続していくことが、次期農業振興計画においても基本方向と考えられた。そのためには、さらなる肥培管理技術向上のための諸対策とと

もに、たい厩肥を投入しながら輪作を励行するという畑作経営の土地利用の基本を遵守することが、今後とも必要であると考えられた。また、地域振興計画も野菜導入を含めた集約的な展開方向とともに、十勝周辺他町村と同様に一般畑作物作付けを行う大規模畑作経営の展開方向という2つの方向を検討することも課題になると考えられた。さらに、JAめむろでは拡大意向がきわめて強く現れていたが、その意向は経営主、後継者ほど強く、女性層はゆとりを望み、高齢者介護のあり方に不安を抱えていた。農業振興に加えて、農村振興にまでJAの農業振興計画が関わらなくてはならなくなっていることを示唆するポイントであろう。

## 4. 残された課題

現地には迷惑であったと思われるが、学生を動員しての大規模な農家調査を実施できた。今でも大学の授業よりも勉強になったと振り返る学生が多い。こうした調査が可能であった最後であろう。

このような農家実態調査を実施できたにもかかわらず、大きな課題が残されたと考えている。それは調査結果などを報告書としてまとめ、地域研協力研究員を含めた共通財産にできなかったことである。これは調査チームの代表であった筆者の責任なのであるが、研究をまとめ、課題を整理できなかったことが、JAめむろの次期「第6次振興計画」策定において意向調査の実施・集計にとどまった一因ではないかと考えている。また、この頃から地域研では「研究叢書」の発行は極めて限られたものになったという印象を持っている。報告書が作成されず、それが広範に配布されなくなったことは、何らかの研究課題にかかる人以外、地域研が「現在どのような研究をやっているのか」不明なものとし、たとえ課題にかかるあっても当該課題を知るのみという状況を生み出してきたのではないだろうか。

# 千歳市新農業振興計画の策定業務について

北海道有機農業研究協議会 事務局長 山 本 紹

## 1. 課題の背景

千歳市では、「千歳市第4期総合計画（平成3年度～12年度）」を策定、この総合計画に関する農業分野で「農業振興計画（グリーンライフ千歳）」が策定された。グリーンライフ千歳の完了に伴い、新たな「千歳市農業振興計画（平成13年度～22年度）」の策定に当たり、千歳市は平成13年度～22年度の10ヶ年の農業振興計画基本構想及び、前5ヶ年間の実行計画の策定を地域農業研究所に委託、この策定業務に関わった。

## 2. 基本構想の策定手順

策定手順は、寺本（専修大学）、吉川（北農研）、四辻（北竜町）、山本（中央農試）、黒澤、井上、須田（地域農研）を調査メンバーに（注：策定当時）、平成11年度は「事前調査」として関係機関調査、プレ農家調査、農家アンケート調査を実施、平成12年度は農家経営実態調査及び関係機関補足調査を行い、これらの調査を基に、千歳市農業の現状分析、問題点の把握、解決すべき課題の整理を行い、農業振興計画の基本構想を取り纏めた。

基本構想策定においては前述の調査と並行して、グリーンライフ千歳の主要政策の推進方向について総合的に評価、その達成度と今後に生かすべき課題を抽出し、新農業振興計画の基本施策に反映することとした。加えて、策定には以下の内容を考慮した。①千歳市新長期総合計画（平成12年度策定）と調和する。②千歳市農業の動向と地域資源の活用を考慮する。③農家生産者及び関係機関における農業振興の意向を反映するために、農家アンケート調査及び農家経営実態調査の解析とともに、農業者（農協婦

人部、青年部）との意見交換会を実施する。

④千歳市農業振興の基本目標を設定し基本方向及び具体的な施策の推進方向を作成する。⑤計画の推進体制と具体的な推進方策となる実行計画の作成することとした。

## 3. 基本構想の構成

基本構想では、①「事前調査」の報告書（平成12年3月）、②基本構想の報告書（平成12年12月）を経て、③農業振興計画（平成13年3月）を作成した。

基本構想の作成の過程で、その都度、千歳市農業振興対策協議会（市内の農業関係団体、加工業者、観光協会、消費者、農家生産者などで構成、千歳市農林振興課が事務局）に報告し、協議を重ねながら振興計画の策定を進めた。

振興計画では基本目標として次の5項目を設定した。①交通要衝都市型農業の確立、②農業経営の体質強化、③都市部と農村部の調和した農業基盤の整備、④特定地域の振興、⑤林業の振興である。この基本目標の柱に沿って基本方向と施策の推進方向を設定し、各推進方向の項目毎に「現状把握－現状の問題点－目標達成の基本方向－具体的な施策の推進方向」を取りまとめた。

## 4. 基本構想の主要な概要

交通要衝都市型農業の確立では、地域特産品の振興、流通・加工業との提携、都市消費者との交流促進、企業参入などの推進方向を示した。千歳市は空港、JR、高速道路などの恵まれた都市機能に加え、支笏湖を源流とする千歳川の清流から、道内でも有数の食品関連産業が立地している。この加工業者と農業者との提携した

地域密着型の特産品開発である。地域農産物である小麦（タクネ）、ハスカップ、トマト、畜産物等を活用した、醤油、菓子、ワイン、ジャム、ハムなどの地域特産品の拡充と販売の推進である。

都市との交流では、イベント（祭り）、直売所、観光・体験農園、市民農園、農産物加工・販売等多様な取り組みがある。殊に、1990代に泉郷地域（キウスの郷）の女性グループを中心に始めたいちご摘み取り農園は、直売、農産加工、軽食、観光・体験農園へと拡がり地域活性化として評価される。

企業参入では、ガラス温室（トマト）の設置と運営（おさつフロンティアファームから田園俱楽部北海道へ事業譲渡、現在は休止）、キューサイファーム千歳のケール栽培の進出がある。この企業参入の地域農業への影響では、契約出荷による収益形成、栽培・加工による地域雇用の確保、耕作者の保有・管理が難しい農地の利用などがある。採算などで事業撤退に対しては、その処理の仕組みを整えることで、地域経済への効果が期待される。

農業経営の体质強化では、千歳市は多様な経営体（稻作、畑作、野菜作、酪農・畜産経営）がありその振興方向、担い手の育成・確保、土地基盤整備と農地利用集積、地域農業支援システム形成等の推進方向である。都市部と農村部の調和した農業基盤の整備では、優良農地の維持・保全、農地流動化の推進、生活拠点の形成と定住条件の向上などの推進方向を示した。

千歳市の市街地隣接集落では、高齢化の進展と後継者不在で経営継承が課題、農村部集落では、分厚い担い手と後継者も比較的確保されているが、農家戸数の減少をくい止めることができず、集落機能維持が課題となっている。千歳市は都市近郊でありながら純農村の景観を残しており、観光・体験農園、市民農園、田園住宅整備（農園付き）などは、農業生産を活用した都市住民との交流となり、定住促進や地域活性

化に結びつく。

千歳市の地域活性力（1990年代）において、農業活力は純農村並で経済活力は都市型でともに低下傾向を示していた。農業振興の基本構想では農村と都市との交流、調和のとれた方策としたが、農村と都市の経済活力が問われるところである。

## 5. 残された課題

千歳市では、平成22年度を初年度とする「新千歳市農業振興計画」の策定業務を地域農業研究所に委託した。策定にあたっては、現農業振興計画を評価し、千歳市農業の現状と課題及び農業者の意向を十分に把握し作成するとしている。

現農業振興計画の作成時点とは、道央農協（千歳市、恵庭市、北広島市、江別市の4市の農協）の設立、この4市の地域で農用地の利用調整及び担い手育成の事業を担う（道央農業振興公社の設立等、農業組織の広域化が進み生産環境は変化している。千歳市農業の活力を高める農業振興計画の策定が期待される。



# 北海道産米と府県産米の食味比較試験・分析業務

北海道地域農業研究所 専任研究員 正木 卓

## 1. 課題の背景

本研究は、平成16年と平成17年の2カ年にわたり実施された。平成16年度には、同年産の北海道米（芦別産きらら397、旭川産ほしのゆめ、栗山産ななつぼし）および府県米（茨城県産コシヒカリ、秋田県産あきたこまち、福岡県産ヒノヒカリ）の6品種の食味比較試験を東京、大阪、札幌の3地区で行った。その結果、北海道米は府県米に比較して食味が良く、さらに炊飯後の時間が経過しても食味が低下しないことが明らかとなった。一般に米は生産年や産地により食味や品質が変動することが知られている。そこで、北海道米の消費拡大のための基礎データを積み重ねることを目的とし、改めて平成17年産の北海道米と府県米の食味比較試験が行われた。

## 2. アンケート調査の結果

(1) 米に関するアンケート調査であるが、アンケートは北見(76名)、釧路(74名)、札幌(57名)で行われ、合計207名であった。全体の年齢構成は、いずれの年代もほぼ同じ割合(22~31%程度)であった。

アンケートの結果、東京や大阪に比較して、北見、釧路、札幌の消費者は北海道米の品種名の認知度が高かった。また、北海道米に対するイメージとして、「値段が安い」、「美味しい」、「安全」、「安心」などの良いイメージを持っていた。しかし、同時に北海道米に対して「冷めるとマズイ」、「パサパサしている」などマイナスイメージを持つパネルもいた。北海道米の認知度が高く良いイメージを持ってはいるものの、特に北見と釧路においては、それが実際に北海道米を購入して食べることに結びついていなかった。これは、言わば「食わず嫌い」の状態であると思われる。したがって、米穀卸や外食産業も含めて、一般的な消費者に対する北海道米の美味しさの今後一層の広報活動が急務であると思われる。

(2) すべての食味評価項目（精白米外観、炊飯米外観、香り、硬さ、粘り、総合評価）において北見、釧路、札幌の3地区の評価が大きく異なることはなく、いずれの地区のパネルも米に対する類似した嗜好性を持っていることが明らかとなった。食味試験の結果、北海

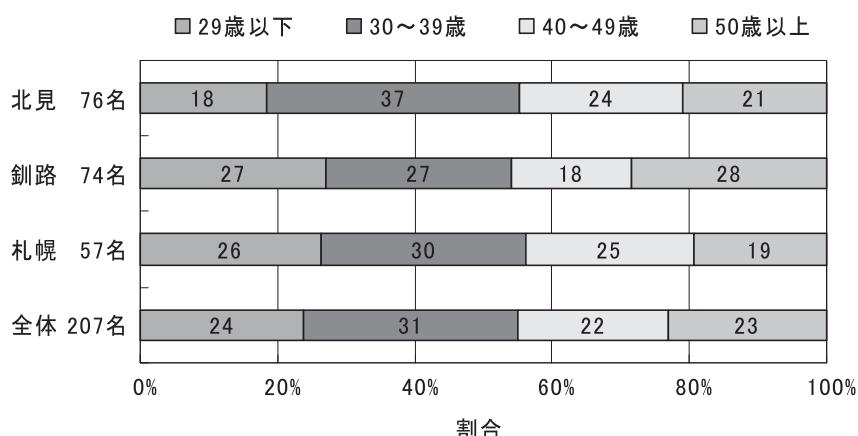


図1 米に関するアンケート調査回答者の年齢構成

道米は茨城県産コシヒカリや秋田県産あきたこまちより評価が高く、宮城県産ひとめぼれと同程度の評価であった。また、北海道米は炊きたて（炊飯後経過時間0.5 h）も炊飯後経過時間4.5 hでも食味評価（総合評価）が同じであることが分かった。

アンケートによれば、北海道米に対して「冷めるとマズイ」、「パサパサしている」などのイメージを持つ消費者がいたが、これはかつて北海道米の食味が実際に悪かった時代（20数年前のイシカリ、シオカリの時代）の悪い印象が残っているものと思われる。本試験の結果を元に、「北海道米は精白米外観や炊飯米外観が良く、炊飯後に保温なしの状態で時間が経過した後でも、外観や香りの低下が少なく、炊きたてと同様な美味しさを保持している」など、昔の北海道米のイメージを払拭する広報活動が必要であると思われる。

「炊きたても、冷めても美味しい道産米」のようなシンプルで分かりやすい広報が重要である。

### 3. 食味試験の結果

食味試験の結果から、北海道米は品種として全国のトップクラスにあることが分かった。従来から、米の食味に影響を与える因子として品種が最も重要であるとされてきた。しかしながら、北海道も含めて各県において良食味米を目指した品種改良が積極的に進められ、近年では我が国で流通する米の品種間の食味の差は非常に小さくなった。したがって米の食味に影響を与える因子として、品種に加えて栽培管理技術や収穫後の品質管理技術の重要性が相対的に高まっている。

北海道ではとくに産官学が連携して米の品質向上（食味向上）を押し進めてきた。その結果、良食味品種の改良に加えて、窒素肥料を押さえ米のタンパク質含量を抑制し粘りのある美味しい米を栽培する技術の向上、さらに収穫後の

各種最新技術（自動品質判定・精選別・玄米色彩選別・超低温貯蔵）の導入が実現している。これらの新技術はいずれも他県に先駆けて北海道で開発・導入された技術であり、冷涼な気候を利用した安全な米の生産、米の共同乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベータ）の充実、寒冷地の特長を生かし冬季の自然の寒さを利用した超低温貯蔵技術など、北海道米の美味しさと安全性を向上させる多くの特徴がある。これらの北海道独自の技術を北海道米の広報活動に積極的に結びつけることが望ましい。

### 4. 残された課題

2004年（平成16年）と2005年（平成17年）に北海道米と府県米の食味を比較する試験を行った。その結果、北海道米の食味は全国のトップクラスにあることが分かった。しかし米の食味は生産年（気候）により変動することが知られており、2年間の結果のみでは不充分であると思われる。また、北海道では平成18年からさらに食味が向上した新品種の「おぼろづき」が一般栽培されている。

北海道米と府県米の食味を比較する公平で客観的かつ説得力あるデータを得るには、平成18年以降産米を対象にさらにデータを重ねていくことが重要であり、それによりさらに信頼性の高い評価を得ることができると結論づけられた。



# ここ10年間における系統燃料自動車事業に関する研究

北海道地域農業研究所 専任研究員 経 龜 諭

## 1. はじめに

1990年代から急速に進んだ石油業界の規制緩和によるSSの過当競争が主に価格面に作用したことにより、旧来の燃料油流通マージン依存型のSS運営は不可能となった。また、自動車本体や関連商品も、平成21年のエコカー減税やETC割引・同車載機助成制度による一時的な需要増はあっても、依然として車齢長期化と維持費節約の風潮が定着している。

系統燃料自動車事業（以下「燃自事業」）でもその状況は変わらず、商系同様の苦戦を強いられている。平成15年の第23回JA大会決議に基づいてJA経済事業改革中央本部が同年12月に発表した経済事業改革指針の中でも、Aコード・機械センター・SS等の拠点型事業の収支改善・競争力強化が目標のひとつとして挙げられている。

こうした動きの中、当研究所ではホクレン農業協同組合連合会・農機燃料自動車部委託事業として、主にセルフ化によるSS運営の低コスト化と燃自事業総合化に関する顧客意向把握、また付随して燃自事業におけるマーケティング手法の高度化を目的とした6件の調査研究をここ10年間に行ってきました。以下、その概要について述べる。

## 2. 各調査研究の概要

### (1) セルフ給油所に対する顧客の意向調査

（平成17年10月）

本調査研究では、系統のセルフSS（3店）・フルサービスSS（2店）の利用客に、セルフSSに対する顧客意識について聞き取り調査を行った。

セルフSSにおいては回答者の3割強が50代、

それに次いで30代が3割弱であり、ほとんどの回答者がセルフ給油にすぐ慣れたと回答している。一方フルサービスSSでは、半数以上が50代であり、セルフSSを利用したことのない層が6割以上を占めていた。

しかし、フルサービスSSの利用者においても、セルフSSの価格の安さや店員に気兼ねなく好きな数量が指定できるといったメリットをあげ、セルフ化後も系統SSを利用し続けたいとする層が6割以上となっており、おむねセルフ化に肯定的な意見が多い。だが特に高年齢層において、面倒である、自分で給油することが不安であるといった意見もあり、慣れたフルサービスSSがよいとする回答者も一定数を占めた。

### (2) セルフ給油に対する顧客・組合員の意向調査

（平成19年1月）

本調査研究では、札幌市周辺の正組合員への郵送調査と系統フルサービスSS店頭における対面調査から、系統燃自事業への顧客満足度とSSセルフ化への顧客意向を明らかにした。

郵送調査では、系統燃自事業への組合員の満足度は比較的高く、特にSSは回答者の3/4が固定的に利用していたが、競合店の多い都市部での調査を反映してか、商系を使うので利用しないとする層も一定数いた。系統SSをセルフ化後も利用するかは、「わからない」が最多だったが、系統SSの高頻度利用層の多数が「利用する」を選択していた。

店頭調査においては、フルサービスSSでの調査ということもあり、セルフSSへの抵抗感が予想される50代以上の回答者、またセルフSSでの給油経験のない回答者が半数を占めて

いたが、系統SSがセルフ化されても利用するという意見が多数だった。特に、セルフ化により燃料価格が安くなることを期待する意見が多くた。しかし、サービス低下を心配したり、自分がセルフSSできちんと給油できるか自信がないとの回答も多かった。

#### (3) 自動車関連部門の利用状況と背景に関する調査報告書（平成20年1月）

本調査研究では、系統SS利用者およびJA共済契約者への聞き取り調査から、燃自部門の利用先・利用背景について明らかにした。

回答者の最も多くを占めるのは40～50歳代の員外の男性であり、自動車購入、自動車共済、店頭給油、配送灯油、タイヤ購入、オイル交換、修理の全ての項目で系統が上位のシェアを保持、特に総合的に利用される割合はかなり高くなっていた。とはいえてディーラーに燃料購入以外のほとんどを依存する層もかなりおり、ディーラーでの自動車購入のうち車検・修理をそのままディーラーに依頼するという回答が多くを占めた。また、オイル交換・車検・タイヤ購入はカー用品店を選択している層も多かった。

系統は、顧客の利用頻度が高いSSを有するという大きな強みを持っており、総合的な利用による割引システムを掲示することによりシェアが拡大できる可能性がある。そのため、共通ポイント制度の導入等のハード面と、燃料・自動車両事業の知識を有し、総合利用を推進・サポートできる人材の育成といったソフト面の、両面の整備が必要と考えられる。

#### (4) 重点農協における自動車関連部門の利用状況（平成21年2月）

本調査研究では、ホクレン各支所管内の最低1単協を対象に、SS・共済・信用等の系統事業利用者に対して系統燃自事業の利用状況を問うアンケートを実施した。

自動車購入や車検については、自動車ディー

ラーを挙げる回答者が全体のほぼ半数を占め、系統利用は約1/4に留まった。その理由として、自動車購入先でそのまま車検を受ける傾向が強いこと、また縁故、技術力での信頼等が背景として挙げられていた。

オイル交換・タイヤ購入は4～5割が系統、2割～2割5分程度がカー用品店だった。特に、安さを理由に挙げる回答者が1/4を占め、どの層でも「農協だから」とほぼ同数である。

自動車燃料の給油は、約8割が系統SSを利用していた。また、灯油についても約6割が系統からの配送を受けている。SSに期待する付帯サービスについては、1/4が洗車、車検・修理、オイル交換が約2割、タイヤ販売が1割5分程度だった。

これらの傾向は性別や年齢層、地域を問わずほぼ一致したが、唯一、組合員区分別集計には差がみられた。正組合員においてはほぼ半数が系統で自動車購入、車検、オイル交換を行っており、「農協だから」と積極的に系統を支持する層が3割～半数近くを占めていた。

#### (5) SS店頭会員および配送客の居住分布からみた顧客方策（平成21年9月）

本調査研究では、札幌・旭川・稚内各市周辺の系統SSの店頭会員（アロックカード会員）および灯油配送客の居住分布に関する分析を行った。

現状でも店頭会員と灯油配送客の分布が重なる地区が多いが、店頭会員の分布の割に灯油配送客がさほど多くない地区、特に系統SSから3～5km圏内の地区で今後の灯油配送の推進の余地が充分にある。そのため、灯油配送と店頭会員入会の同時申込による価格割戻を強調し、対象エリアをピンポイントに特定した店頭会員勧誘を行う必要があるといえる。

しかし、上記の地区の中でも集合住宅の密集する地区では、配送上の都合により、店頭会員であっても灯油配送を利用しない顧客への灯油

配送推進を強化すべきかは議論の余地が残る。また、系統内部でのパイの奪い合いに繋がるため、複数の単協・系統関連会社のSSが林立する地区での店頭会員加入促進・灯油配送推進には限度がある。

だが、近接性に左右されにくい灯油配送については、系統外SSのみが立地する地区でも何らかのプロモーション活動を通じ配送客を獲得できる可能性がある。比較的顧客の新規勧誘が行いやすそうな、系統外も含めSSがまったく立地しない地区と併せ、系統燃自事業の存在・利用メリットの広報活動を今後一層行っていく必要がある。

#### (6) ほくでん生協組合員における系統燃料自動車事業の利用状況（平成21年12月）

本調査研究では、系統燃自事業との提携を行っているほくでん生協の全組合員を対象としたアンケート調査と、その回答に基づく新規顧客獲得可能性についての考察を行った。

系統既存顧客には、長年の信用により利用する層や、特典・割引により利用する層が多いものの、近接性や価格から利用先を選択する層はハウスカードの有無に係らず必ずしも系統を選択してはいなかった。また、系統利用経験がなく、会員特典を本調査で初めて知り、今後利用を考えたいとする層も一定数いた。

セルフSSに必要なサービスも意見が分かれた。タイヤ点検やゴミ・吸殻処理等の最低限でよいという意見が多数だが、車検・オイル交換等総合的なケアの希望層も一部みられる。

系統SSを利用しない層は理由として「近くにない」を最も多く挙げたが、SSの新規出店は燃料業界の冷え込みから現在困難である。そこで、近接性が高くても利用していない層が系統セルフSSに乗り換える際に求めるサービスを掘り下げる、価格・特典両面の優遇を求める層が半数以上なのに対し、1/4程度は割引のみでも利用すると回答した。特に、価格によ

りSSを選択する層の半数近くが、割引のみでもよいとしている。

一方、系統以外の灯油配送を利用している層においても、系統灯油配送に変更した場合、価格が心配との意見が3割弱を占めていた。しかし、これまで系統利用経験がなかった層では、その7割程度が、電話注文への対応や少量給油への対応等きめ細やかなサービスがあれば系統灯油配送を利用してもよいと答えた。

### 3. おわりに

系統燃自事業の生き残りを目的とした低コスト化の動きの中、当初は抵抗感を示す顧客が多かったSSのセルフ化にも、次第に肯定的な意見が多数を占めるようになってきた。また、一部単協や系統関連会社における店頭会員制度の導入等も影響してか、組合員や提携先団体におけるカスタマー・ロイヤリティおよび顧客満足度は依然として高く、今後の系統燃自事業の総合化の進展から、より大きなパイを市場において獲得していくことができる可能性は充分にある。

組合員利益を最大の目的とした系統事業において、燃自事業および生活事業は組合員・准組合員のみならず員外一般顧客をも対象としている点で他の系統購買事業とは大きく異なる側面がある。商系との競争の中、組合員及び員外一般顧客により低価格・安全・安心な生活資材・サービスを提供し続けていくためには、商系と互角に戦えるだけの一層の経営学的知見を反映した調査研究に基づく、連合会レベル・単協レベルでの戦略が今後も必要といえる。当研究所における、これからこれら事業に関する調査研究には、より微細な顧客層区分に基づいた現代的ターゲット・マーケティング手法や、空間解析技術における最新の知見を応用したマーケティング地理学的手法といった、新たな分析技術の導入が期待される。

# J A共済連北海道委託事業の10年の歩みと中間総括

## －事業基盤強化のための准組合員対策と組合員次世代対策－

北海道大学農学研究院富良野サテライト 博士研究員 糸山 健介

北海道地域農業研究所の創立20年の節目に当たり、これまでのJ A共済連北海道委託事業の歩みを整理するとともに、中間総括を行うこととする。ただし、本人が関わった期間は具体的には7年間であり、それ以前の3年間の事業はどのような背景で実施されていたのか不明なため、ここでは割愛させて頂くことをご理解願いたい。

これまでのJ A共済連北海道委託事業を振り返ると、表より分かるように、准組合員対策と組合員次世代対策のあり方を考察することに終始取り組んできた。これら二つの対策に集中したのは、平成15年に開催された総合規制改革会議による員外利用規制の強化が農協に対して准組合員化を大きく促すなかで、正組合員の高齢化に対応して共済事業は准組合員や組合員次世代の契約増加で事業基盤を維持・強化するという狙いもあったからである。つまり、制度的な

締め付けによるネガティブな対応とともに、事業基盤の強化に向けたポジティブな対応を同時にどのようにしていくか考察する歩みだったということができる。

現在の北海道内農協における共済事業の員外利用率は全て20%を下回っており、ネガティブな対応は終結した状況にある。員外利用率を低くする方法としては、員外の大口契約者を准組合員にするか、新規契約の准組合員加入者を増やすかの二つの方法があるが、これまでの調査からは前者の大口契約者の准組合員化が専ら行われていた。小口契約になりやすい新規の准組合員加入者を増やすよりも、手っとり早く員外利用率を低く抑えることができるというのが背景にあった。

一方、事業基盤を維持・強化するための系統組織を挙げたポジティブな取り組みは、平成19年度から実施されている3Qキャンペーンが該当する。これより、実際の動きとしてはポジティ

表 J A共済連北海道委託事業の歩み（報告書タイトル）

平成15年度	北海道農協における准組合員の現状と特性 －員外利用規制と事業基盤の再構築を目指して－
平成16年度	北海道農協における准組合員対策と実践課題
平成17年度	事業基盤の強化に向けた准組合員対策の現状と改善方向
平成18年度	道内農協における准組合員加入促進のための取り組み事例と問題点
平成20年度 (平成19年度)	都市型農協における組合員次世代への共済推進の状況とその対策
平成20年度	組合員次世代へのJ AおよびJ A共済の情報提供にかかる調査報告
平成21年度	3Q訪問プロジェクトの活用事例と次世代対策としての有用性

ブ・ネガティブ対策の併進ではなく、ネガティブ対策に続きポジティブ対策に取り組まれるようになってきていることが分かる。しかし、北海道に限っていえば、ポジティブ対策である3Qキャンペーンは、地域間・農協間の取り組み格差が課題として挙げられており、まだ完全な軌道には乗っていない。正組合員のための農協という職能意識や、能率を踏まえた正組合員に傾斜した推進体制、それらによる地域住民との隔たりなどの様々な要因が、そこには絡んでいる。

ただし、そうしたなかでも農協レベルや職員レベルで、地域住民の准組合員化や共済契約を積極的に行ってきましたところもある。これまでの委託事業は、そのような取り組み内容を明らかにして、農協・連合会に求められる普遍的なことを考察してきた。それらの考察をまとめると、図1のようになる。

共済事業量の増加には、新規契約を獲得していく必要があるが、高齢化による世代交代が進んでいる現在においては引き継ぎ契約を継続してもらうための対策も求められている。

契約継続における組合員次世代対策としては、現役正組合員への推進強化や資産管理などを通じた次世代との関係強化が必要である。また、契約継続での准組合員対策は、既契約者に准組合員になってもらうことで、農協との関係をより強固にする必要がある。

新規契約の面では、これまでの考察を通して、組合員次世代対策と准組合員対策は軌を一にすることが明らかになっている。組合員次世代といっても、農協組織より機能を重視する傾向があり、それは地域住民と何ら変わらない農協の捉え方だからである。

そこで農協に求められていることは、まず組合員次世代や地域住民を農協事業・共済事業に巻き込んでいくかという組織全体のスタンスの明確化があり、巻き込むなら農協で取り組むことができる事業の選定を行い、そしてその事業を地域に的確に発信することが必要である。一般的に地域住民などを巻き込むには、金銭的な量的メリットの提示が必要と考えられているが、これまでの考察からはむしろ地域に根ざした活動などの質的メリットが成功に大きく関与しており、どのような質的メリットを提示できるか考えることが重要なポイントになっている。

そして、こうしたメリット提示においては、必ずといっていいほど各事業の枠を越えた総合的展開が求められるようになる。総合的展開は農協独自でできなくもないが、連合会の連携や支援を求める農協も少なくなく、連合会全体においてもスタンスの明確化や連携した取り組みの実施・支援などが求められている。そのなかで、共済事業ではそのような取り組みを活用して、事業量の増加につなげるための独自の指導強化も必要である。

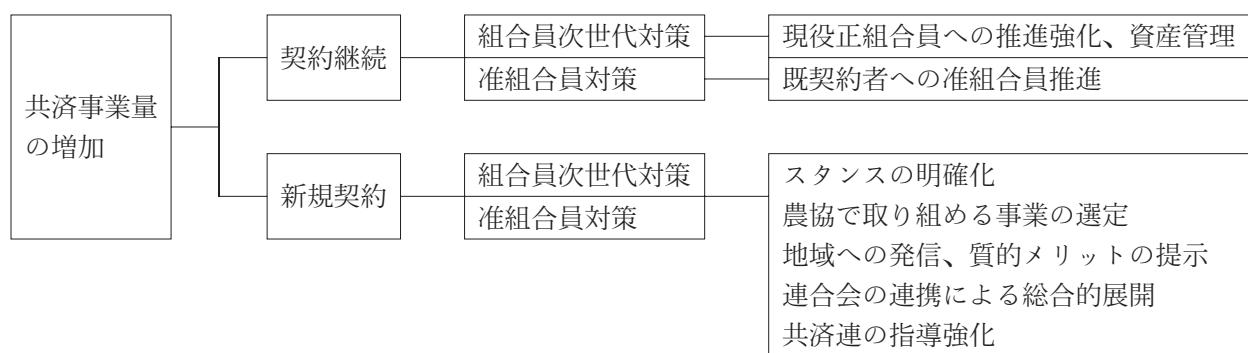


図1 共済事業量の増加の方策

# 生産履歴・トレーサビリティシステムの構築について

秋田県立大学 生物資源科学部 准教授 酒 井 徹

## 1. 課題の背景

本研究課題の背景となったのは、2000年以降の食品安全問題の多発である。2000年には雪印乳業による食中毒事件が発生し、2001年にはわが国で初めてBSEの発生が確認され、2002年には無登録農薬販売・使用事件が発生した。これらを受けて、農林水産省は食品事故のリスクを低減するために2001年から食品トレーサビリティシステム構築のための事業を展開する。また、BSE問題に対して国は法律と制度の問題点を強調し、欧米で導入され始めていたリスクアセスメント手法の導入により対応を図った。その結果、2003年に食品安全基本法が制定され、国の食品安全政策が大きく転換することとなった。また、それと同時に食品衛生法も改正され、農家を含む食品関連事業者に食品の生産・流通に関する記録の作成と保存が求められることとなった。また、農薬・飼料添加物等の残留農薬基準としてポジティブリスト制が導入された。

こうした事態に産地や生産者がどのように対応すればよいかを検討することが必要となったのである。

## 2. 事業内容

本研究は、2003年度から2005年度の3年間にホクレンから単年度事業として委託された3つの事業によって実施された。2003年度の「青果物トレーサビリティ・システムの導入にかかる調査業務」では、先進事例調査、消費者意向調査、流通・加工・外食業者調査、産地・生産者調査を実施した。2004年度の「青果物の生産履歴情報蓄積・開示システムの構築に向けた調査業務」では、生産履歴をデータベース化するシステムの検証、情報開示システムに関する意向調査、トレースバックシステムの検証を実施した。2005年度の「青果物トレーサビリティシステム導入等に関する調査業務」では、トレーサビリティシステムの必要性と構成についての整理、前年度に続く生産履歴データベースシステムの検証、消費者意向の分析、簡易残留農薬分析の可能性と課題の整理、GAP（適正農業規範）の動向と方向性の検討を行なった。以上により、生産履歴の蓄積や活用とトレーサビリティシステムの構築に関する調査・研究を実施した。



### 3. 事業の成果と位置付け

本事業による成果は次の通りである。

先進事例調査では、農林水産省の実証試験として取り組まれている事例を分析し、トレーサビリティシステムが消費者からは肯定的に評価され、産地としても意義が認められるものの、生産履歴をデータ化する労力が課題となることが確認された。

消費者意向調査では、アンケート調査とグループインタビュー形式の調査を実施した。その結果、消費者は青果物の安全性について高い関心を示しており、購入にあたっては農薬や肥料の使用に関する情報を求めていることが確認された。しかし、店頭やインターネットで自ら確認するという意向は少なく、産地と農薬使用が適正であることが一目でわかるような情報提供が求められていることが明らかとなった。また、情報獲得の費用について負担する意向も少ないことが明らかとなった。

流通業者においては、一部の量販店や生協など限られた流通経路で履歴情報が求められているものの、トレーサビリティシステムの導入を計画している流通主体は僅かであった。加工業者については、販売先から生産履歴情報は求められておらず、導入する意向は見られなかった。一部の安全性や安心感を重視する外食業者では、生産者との契約取引のなかで独自に生産履歴の確認が行なわれており、一般流通におけるトレーサビリティシステムを利用する意向はなかった。これらのことから、履歴付きの農産物が評価される市場は小さく、全面的に履歴情報を開示するシステムを導入する必要性は認められなかった。しかし、将来的に生産者や産地に安全管理の責任が強く求められることが予測されることから、安全管理の裏付けとして生産履歴を開示できる体制の構築は不可欠であり、栽培から出荷までの履歴の保持が必要であることが確認された。

生産者・産地調査では、生産者段階での履歴

記帳が大きな負担となっていないことと、産地として農産物の生産履歴をより有効に管理・活用していくためには、パソコン等によるデータベース化が必要であることが確認された。また、履歴蓄積システムや管理のための人員確保を含めた体制整備、それに伴う費用負担が課題として確認された。生産履歴のデータベース化にあたっては、複数の販売先への対応や営農技術指導への活用などの汎用性が求められることも明らかとなった。

生産履歴をデータベース化するシステムについては、3年間で5つのシステムを検証した。その結果、いずれのシステムも農薬の使用履歴が基準に適合しているかチェックでき、圃場毎に履歴の蓄積が可能であるものの、いずれも開発途上であり、機能や費用の面でそれぞれの課題が明らかとなった。システムの導入や運用にかかる費用を消費者価格に転嫁出来る見通しが立たないことからも、産地間の連携により生産者の負担を抑えながら、必要な機能を備えたシステムを導入・構築していく必要があることが示唆された。

生産履歴情報を開示するシステムに関する意向調査では、調査したほとんどの農協で販売先の要請に応じて履歴情報を開示する意向はあるものの、慣行栽培の農産物の生産履歴を積極的に開示するという意向は少なかった。一方、消費者側では、生産履歴の開示により安全・安心感が生まれるとする積極的な評価が多いものの、消費者は農薬の知識をほとんど持っていないため、どの程度の情報を開示するかという点も課題のひとつとして確認された。これらのことから、情報開示については当面大がかりなシステムの導入を急ぐ必要性は低いと結論づけた。

トレースバックシステムの検証では、野菜加工施設などでトレースバックシステムが導入され、農産物を出荷する農協のなかには生産履歴の検索が可能な農協もあるものの、迅速なトレースバックという点で課題を残した。また、多く

の農協では出荷される農産物と生産履歴との対応が確立していないという状況が確認された。トレーサビリティシステムの構築という観点から言えば、トレースバックは情報開示よりも優先して整備すべきものであり、出荷ロットや小売単位と生産履歴を結び付け、円滑にトレースバックできるシステムの整備が課題として確認された。

簡易残留農薬分析の可能性と課題については、産地では簡易残留農薬分析により出荷前のチェックが可能となるものの、実際に分析できる農薬の種類もサンプル数も限られるため、リスク管理の補助的な手段として用いるのが適切であると整理された。

GAPの動向と方向性については、GAPは生産段階での安全確保などを直接的に行うものであり、青果物の信頼性をより高めるという観点から言えば、トレーサビリティシステムの前提として位置付けられると整理された。

以上の調査研究から、産地におけるトレーサビリティシステム導入の意義としては、リスク管理やクレーム対応が適切に行えることが重要であること、産地の対応としては全品目・全生産者に対応可能な生産履歴蓄積システムの構築

に重点を置き、識別子の付与によるロット管理が必要であることが整理された。また、情報開示については、その方法や内容を検討しながら準備を進める段階であるとした。

本事業により、生産履歴の蓄積や活用に関する課題が明らかとなり、トレーサビリティシステムに関する動向や農薬残留基準のポジティブリスト制の導入に対し、産地として対応すべき事柄が明らかとなったと言える。

#### 4. 残された課題

本研究により、食品安全政策が転換し制度が変わるなかで、生産者や産地が法令を遵守し、信頼を確保するために対応すべき課題が明らかとなった。しかし、本研究課題は対象を青果物としていたため、他の作目や畜産物について検討する余地が残されている。農林水産省でトレーサビリティーシステムに続き、現在普及を進めているGAPについても、産地や生産者としての対応方向も検討課題として残されている。

さらに、次の段階として、生産履歴情報をリスク管理やクレーム対応にとどまらず、栽培技術などの営農支援にいかに活用していくかが課題となると考えられる。



## 地域農業マネージメント・地域農業支援システムに関する調査・研究の動向

北海道地域農業研究所 研究部次長 井 上 誠 司

関係機関の合意形成に基づく地域マネージメント体制の確立を前提とした農業振興の必要性を説いた農業構造改善事業が創設されたのは2000年であった。以後、地域農業の面的変革に重点を置いた農業振興が注目されるようになるのであるが、本研究所がこのような地域をキーワードにした推進体制の確立に注目したのも2000年以降のことであった。以下、これに該当する地域主体の営農体制、具体的には地域農業マネージメント体制および地域農業支援システムを主題とした調査・研究事業の概要を開始年次の古い順に紹介したい。

最初の取り組みは、2001年から2年に亘って実施した自主研究「北海道農業における地域農業マネージメント体制の構築」であった。冒頭に記したように地域農業マネージメント体制の確立が推進されるようになったものの、当時、その基本類型はまだ確定されているとは言い難かった。そこで、定期的に研究会を開催し、地域農業マネージメント体制の構築に関わる諸課題、関係機関の合意形成のあり方、担い手育成や資源管理の手法などについて検討することになった。

研究会では主に先発事例の紹介がなされた。中でも出席者の関心を引きつけたのは、地域内の関係機関の協力によって設立され、すでに担い手支援や地域資源管理を行っていた都府県の農業公社であった。

J A北海道中央会より受託した「地域農業振興システムの先進事例の現状と今後の推進方策に係る調査」に取り組んだのも2001年であった。J Aグループ北海道は第23回 J A北海道大会(2000年)において『食料・農業・農村基本法の制定を踏まえた新たな北海道農業の展開』を

決議し、その実現に向けて担い手への農地集積、労働力、農業機械、施設の効率的利用を果たす「地域農業振興システム」の育成を図っていくことを表明した。こうした J A グループ北海道の方針を受け、すでにシステムの機能を有していた先発事例の実態調査を行い、システムの構築に関わる諸課題について明らかにするのが本調査事業のねらいであった。

先発事例には、稻作、畑作、酪農の各地帯を代表する農協を選定しているが、これは基幹部門ごとに発生する諸課題が異なると考えられたためである。具体的には、長沼、豊頃町、中春別の3農協をモデル事例として選定した。これら農協での実態調査を通じて、農地流動化支援や労働力提供といったいわゆる「守り」の取り組みだけでなく、市場開拓や産地形成といった「攻め」の取り組みにも「地域農業振興システム」は関わっていくべきであることを提起した。

翌2002年には道から受託した「地域農業マネージメント先進地域調査」に取り組んだ。道は同年、「『あしたを拓く』農業・農村創造運動」の一環として、地域農業の問題解決に向けた目標と戦略を地域の合意形成のもとに定める「地域農業マネージメント」体制の構築を推進とした。その一助となるマネージメント体制構築の手法ならびに発展方向について、本研究所はこの調査事業を通じて検討することになった。

具体的には道内全市町村・全農協を対象にアンケート調査、さらには道内15市町村を対象に先発事例調査を行い、その分析結果を基礎資料として、各主体の役割、主体間の合意形成のあり方、矛盾・危機が生じた場合の対応方法、財源確保の手法、人材育成のあり方などについて検討した。なお、この事業の成果の一部は、

2003年に道が発行した『地域農業マネージメントの手引き』の中でも取り上げられた。

また、2003年から3カ年かけて取り組んだ道立中央・十勝・根釧各農業試験場との共同研究「ネットワークモデル構築による21世紀型地域農業の発展方策」においても、地域農業マネジメント体制の形成に関する検討を行っている。ここでは関係機関の農業者に向けた誘導が体制構築の鍵を握っていることを論じた。

ところで、本研究所では、こうした地域主体の営農体制に関する調査を繰り返し実施してきたものの、その全貌、すなわち道内のどこでどのような取り組みが成立しているのかといった実態については、全く把握することができなかった。なぜかというと、それらを網羅した資料や統計が存在しなかったためである。そこで本研究所では、関係機関の協力を得て2007年9月より5ヶ月かけて道内全域を訪問し、各地で情報収集を行い、それを素材にしてデータベースを作成することになった。こうして完成したのが『北海道地域営農システム（地域農業維持・発展システム）データベース』である。この完成により、これまで全貌が把握できなかった営農支援に関する取り組みが道内193地区で展開していることが明らかになった。しかし、個人情報が含まれているため、残念ながら本報告書は公表することができなかった。ところが、翌2008年、北海道担い手育成支援協議会から「平成21年度北海道担い手育成総合支援協議会委託事業（地域農業経営ビジョン作成支援）」を受託することになり、幸いにも本事業の課題検討のための基礎資料として、このデータベースを活用することが許された。

担い手育成支援協議会から受託したこの事業は、地域農業の維持に関わる様々な主体の統一性を地域農業支援システムと定義づけ、その実態把握ならびに類型化を行い、地域および地域農業の発展方向について検討することがねらいであった。実施期間は2009年までの2カ年で、

主たる課題は2008年度が①統計分析を通じた地域農業の危機的状況の把握と危機に対応する地域農業支援システムの必要性の検討、②データベースの活用によるシステムの設置動向の把握とその類型化、2009年度が①先行事例の実態調査、②システムが有する課題と今後の展望の検討であった。これら課題の検討を通じて、多様な機能を有する総合支援システムの設置とその有効活用が危機に直面する地域で求められていることを提起した。

以上みてきたように、本研究所はおよそ10年に亘ってこうした地域主体の営農体制に関する調査・研究を行ってきた。しかし、その成果を総括するには至っていない。よってその総括が残された課題となっており、設立20年目を迎える2010年度は自主研究の一環としてこの課題に取り組むことになる。さしつめ「地域農業研究叢書」としてその研究成果が公表されることになるだろうが、完成した研究叢書が各地で活躍されている農業関係者の皆さんのお役に立てればと願っている。



# グリーン・ツーリズムの経済効果と類型把握

札幌大学経済学部 教授 長尾 正克

## 1. グリーン・ツーリズムに取り組んだ目的

市場経済のボーダレス化の深化に伴って、北海道の農村は次第に活力を失いつつあるが、農村活性化の手段としてグリーン・ツーリズムへの取り組みが有効ではないかという仮説を構築した。それを検証するために、ここでは既存の定説を吟味するとともに、全道においてグリーン・ツーリズムに先進的に取り組んでいる組織事例及び個別事例を実態調査し、体系的にその内容を整理した。

そして、グリーン・ツーリズムが農村活性化に有効であるとすれば、系統組織としてはグリーン・ツーリズムにどのように取り組んだらよいかその具体的対策を明らかにすることにある。

## 2. 北海道におけるグリーン・ツーリズムの展開と類型化

北海道においてグリーン・ツーリズムを活発に推進している農業地帯のグリーン・ツーリズムビジネスを類型化すると、次の通りである。但し、この場合のグリーン・ツーリズムビジネスとは、農家が導入したファームイン、ファームレストラン、農業体験、直売、農産物加工など、農業経営部門以外のビジネスを指す。

### (1) 丘陵・畑作地帯—観光タイプ—

この観光タイプは、既に述べたように北海道の風光明媚な丘陵・畑作地帯において観光客を対象として出現した形態である。

対象地域は富良野地区（富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町）、美瑛町、新得町、鹿追町などの観光地であり、冬場のスキー、夏場のアウトドア、あるいはゴルフなどの観光客に依存していた。しかし、バブル経済の崩壊とそれに伴う賃金率の低下、そして西欧のよう

に長期休暇がとれないことなどの理由により、観光客が減少傾向にあったが、近年では農業体験を取り入れた修学旅行生を取り込むことによって、観光関係ビジネスの経営安定化を図りつつある。この流れに、既存のファームインの他に、一般観光客を主な対象としていたペンション（旅館業も含む）やホテルも同調し、農業体験事業のみを請け負う農家と提携するケースも増加しつつある。このタイプの地域では、あくまでも一般観光客の受け入れを主要なビジネスとするケースが多いため、従来までは修学旅行が副次的な部門となっていたが、今日ではそれをより強化しようというのである。1戸当たりの修学旅行生の受入単位は約10名以上と、採算性を重視した単位になっており、いわば観光的農業体験ともいえる。

さらに、これらの地区では、2008年に結成されたふらの観光協会修学旅行センターが組織の要となって、体験受け入れ農家、ファームイン、ペンション、ホテル等が大同団結し、エージェントと交渉して、修学旅行の受け入れを拡大してきた。従来までの府県からの修学旅行生は、富良野・美瑛、旭川を経由しながら観光し、空知で農業体験を行うというケースが殆どであったので、富良野地区が発憲して富良野・美瑛、新得、鹿追まで修学旅行を拡大することを企画し、そのため地域連合組織を結成したのである。

### (2) 水田地帯—食農教育タイプ—

食農教育タイプは、観光地ではない稻作地帯の純農村部から出現した修学旅行生を対象とするタイプである。

農水省や道庁のグリーン・ツーリズム誘導策により、啓発された専業農家が中心となってネッ

トワークを結成した空知支庁管内の「そらちD Eい～ね」や、自治体や農協が先導して形成した長沼町グリーン・ツーリズム推進協議会などが、このタイプである。

したがって、このタイプには「地域間ネットワーク型」と「地域経営型」の二つのタイプが存在することになる。

まず、「地域間ネットワーク型」である「そらちD Eい～ね」の特徴は、主として空知支庁管内の各自治体で活動している自主的な地域グループ（農家の有志）のグリーン・ツーリズムマネジメントを、地元の観光業者である民間企業が空知支庁の要望で担っていることである。ここでのグリーン・ツーリズムビジネスの内容は、純農村であるこの地域では農村と都市の交流手段としての一般的な観光は最初から考えられないで、都市住民の子弟である修学旅行生に農業体験をしてもらうことによって、まず生徒に農村生活と稲作農業を理解してもらう。その次の段階で生徒の父兄や学校との交流、最終的には地域の主産物である米の販売チャンネルを開拓しようという戦略である。

観光地でもない水田地帯に修学旅行に来てもうためには、食農教育の実を挙げることを最優先し、修学旅行生を3～5人に限定し、濃密な食農教育を行っており、実績を上げてきた。いわば、食農教育型農業体験といえよう。修学旅行生以外の一般観光客との交流は、農業体験を行った学校関係者や生徒の父母にとどめている。一般観光客を呼び込むと、どうしてもホストとゲストの関係は対等になれば、農家側の負担増が避けられないからである。

しかし、引き受けた農家が自分を生徒の仮の親として、自分の子どもたちと同じように扱って良いのであればと思って実践した結果、生徒との心の交流をすることに自信を持つに至ったのである。そして、そのことが生徒の父母や学校との交流にまで発展しつつある。

さらに食育基本法の後押しもあって、修学旅

行における農業体験は益々増加の傾向にあるが、教育効果を考慮して1戸当たりの受け入れ人数を少人数しか受け入れていないことと、農業部門が主部門であるため、農繁期労働と競合することもあるので、今後は受け入れ農家を増やすことが課題となっている。

次に、「地域経営型」の長沼町では、これまで町役場が誘導して観光農園や直売所を通じて都市と農村の交流を少しずつ実現してきたが、農業を基幹産業とする長沼町の「地域興し」の決め手として、修学旅行生を対象とした民泊を積極的に推進している。町と農協が中心となって事務局を担い、地域の関係機関が総力を挙げて取り組む体制を構築している。受け入れ内容は、食育基本法が制定されると、修学旅行の中に食農教育の一環として農業体験が取り込まれる可能性が大きいと考え、最初から3ないし4人の少人数修学旅行生の農業体験と民泊をセットで取り組むこととした。受け入れ農家が少人数の修学旅行生と濃密に接するという点では、「そらちD Eい～ね」とほぼ同一である。両者の違いは、修学旅行受入の事務局体制にあり、「そらちD Eい～ね」は地域の民間企業が担い、長沼町では役場と農協が担っていることである。

### (3) 酪農地帯一牧場タイプ

このタイプは、食農教育と観光を同時に追求する、いわば北海道では辺境地帯に展開するタイプである。農業地帯区分からいえば、草地酪農地帯に立地しているタイプであるが、同時に豊かな沿岸漁業地帯もあり、漁村も存在する。近年、国鉄民営化や郵政民営化に伴って、過疎化に拍車がかかり、地域全体の活性化が焦眉の急であった。辺境であったが故に、豊かな自然環境に恵まれており、その自然を生かした観光資源としてフットパスやキャンプ場を開発する一方で、従来まで地元小中学生を対象に取り組んできた酪農教育ファームを修学旅行生にまで拡大することを意図している。酪農教育ファーム

ムとは、牧場や農場のさまざまな機能を活用し、訪問者に対して教育的活動を行う場といえよう。このような酪農教育ファームにおける農家のスタンスは、既に述べたように「生徒を客として扱わず、自分の子供、あるいは孫のように扱う」ということで、水田地帯の「そらちD Eい～ね」の「食農教育」タイプと同様のスタンスをとっている。

以上、3つのタイプを北海道地図に落とすと、下図の通りである。

### 3. 要 約

これまでの調査・分析を通じて明らかになったことは、北海道におけるグリーン・ツーリズムのタイプが、丘陵・畑作地帯の観地タイプ、水田地帯の食農教育タイプ、そして酪農地帯の牧場タイプに類型化できることを明らかにした。観光タイプでは一般観光客が主力で、修学旅行生は副次的ではあるが、訪れるシーズンが違うことから、受入側の経営安定に結びついている。受入側は、宿泊と農業体験とが分離しているケースが多く、修学旅行生の農業体験も受入単位が10人以上と人数も多く、観光客として扱われる。

したがって、経済効果は少人数である食農教育よりも大きいものの、教育効果は食農教育のそれよりも大きいとはいえない。

これに対して、食農教育タイプでは、教育効果は高いが、直接的な経済効果は観光タイプよりも大きいとは言い難い。だが、その反面で直売などの間接的経済効果が見込める。

牧場タイプの経済効果と教育効果は、ほぼ食農教育タイプに近い。

さらに、これら3タイプのグリーン・ツーリズムは、ともに農業に対する修学旅行生の理解を深め、農業保護に対する国民合意を得る上で、大きな役割を担っていると評価できる。

以上、北海道におけるグリーン・ツーリズムの展開過程について、代表事例を中心に調査・分析してきたが、グリーン・ツーリズムが北海道における農村地域の活性化にとって、必要な事業であることが確認できた。同時に、今後の方向として「観光タイプ」と「食農教育タイプ」とではその内容が異なるので、学校側に両タイプの混同が起きないようにするために、全道的な調整システムが必要であることを提言した。

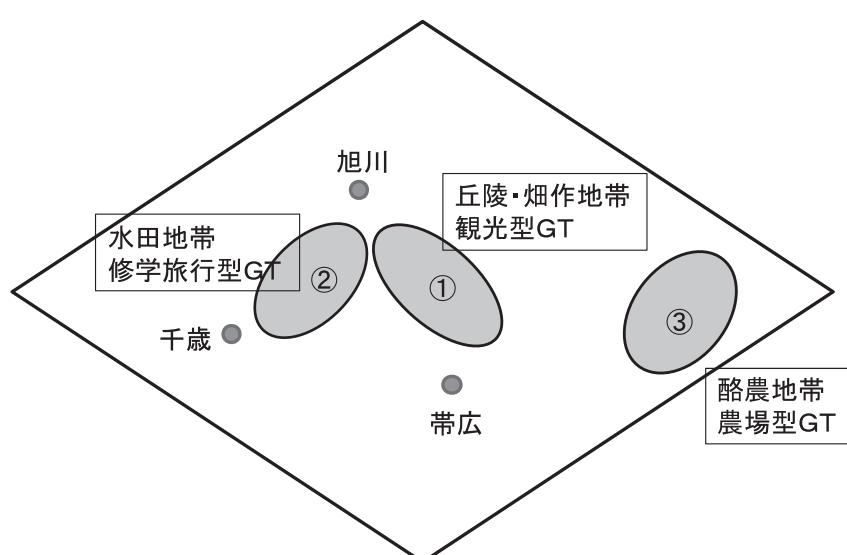


図 北海道におけるG Tの展開と類型

# 北海道農業・農村先駆的経営体調査報告

北海道地域農業研究所 特別参与 黒澤 不二男

1994年に策定された「北海道農業・農村のめざす姿（以下「めざす姿」と略称）」は、道農政部が1989年3月に策定した「地域農業のガイドポスト」の基本的な考え方を踏まえるとともに、国が平成1992年6月に公表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」を参考しながら、目標年次を概ね10年後の2003年におき、ガイドポストに替わる道農政の新しい指針という性格を持ったものである。

策定時点における北海道農業をめぐる背景については『本道の農業・農村は、農業従事者の高齢化や農家子弟の農業就業の減少をはじめ、農産物の行政価格の低迷や牛肉の輸入自由化等による収益性の低下、過疎化の進行などの問題に直面しており、こうした状況に的確に対応していくことが求められています。こうした中で、我が国は、1995年から2000年までの国際的な農産物貿易のルールを定めたガット・ウルグアイ・ラウンド農業協定に調印し、我が国の農業は、文字どおりの国際化時代を迎ることとなりました。また本道の農業・農村は、農業従事者の高齢化や農家子弟の農業就業の減少をはじめ、農産物の行政価格の低迷や牛肉の輸入自由化等による収益性の低下、過疎化の進行などの問題に直面しており、こうした状況に的確に対応していくことが求められています。』と述べている。このような状況に対応するために「めざす姿」は、これまで進めてきた地域での主体的な取組みを一層進展させることをねらいとし、特に、本道の恵まれた「自然環境と調和した持続可能な農業」や「ゆとりのある農業経営」、「活力とうるおいのある農村づくり」に重点を置くとともに、農業経営のめざす姿として示している経営類型は、ガイドポストで示した経営類型

をもとに、地域の立地条件や営農の実態、各地の優良事例等を考慮し、21世紀に向けた「地域農業の代表的な経営の例示」として作成したとしている。さらに、広く道民の理解と協力を得ながら、この方向に沿って北海道農政を推進することを宣言しており、同時に国の新しい施策への反映を強く求めている。また道内のそれぞれの地域においても、この「めざす姿」を参考に、地域の実態に即した農業経営のあり方や地域づくりの方向など将来に向けたビジョンを明確にし、その実現に向け地域の関係者が創意工夫を凝らしながら一体となって努力していくことを強く期待していた。

このような情勢を踏まえ、現行類型を指針として優良な経営を実現した事例や、環境の変化により発生した新たな課題への対応に積極的に取り組み、先駆的な役割を担っている経営体や地域の事例を調査してその背景・要因などを分析し、現行類型の達成度を確認するとともに、新たな経営類型の見直しを視野に入れた、今後の農政展開のための推進・施策検討の基礎資料とする目的で調査することとなり、北海道地域農業研究所がこれを担当した。

## 1. 各章報告の要約

第1章では、個別経営体や一部組織経営体を含めて、農業経営の生産力や収益力の展開に関して「めざす姿」の中で、「かくあってほしい」という目標として提示した経営類型のパターンに近似している先駆的な15事例についての調査結果を個別レポートとして整理している。調査の実施期日の関係から、基準とした営農年度は1999年度とし、可能な範囲で経営展開をトレースできるようそれ以前の実績把握も試みている。

取り上げた15の事例は当然のことながら、地域、経営形態、規模も異なることから、これら事例を並列的に比較をしたり、平均化することは意味がなくその事例そのものの成長・発展のプロセスと到達度を規範とした類型との相似点や差異点を位置づける中で考察することとした。

結果として、酪農を除く経営形態の事例のいくつかでは、経営類型（経営モデル）との乖離が見られたが、先に述べたように、「めざす姿」策定時から、今日までの経営環境の変化は予想を上回る展開をみせている。したがって経営モデル策定にあたっての前提条件（例えば価格水準）が現在大きく異なっていることから、その乖離は予測されることではあったが、その現れかたは経営形態等によって異なっていることが読みとれたのである。

それぞれの事例の経営努力や評価点、直面している課題については、事例レポートと章末の「小括」に詳述しているが、近年話題となっている「メガファーム」と目される事例について経営類型の策定時設定とは異なる規模、経営組織ではあるが、稻作、畑作、酪農の事例で論述されている。取り上げた15事例の現在までの経営展開において、行政の資金や制度に関わる支援、農協系統組織との密接な連携、普及センター等の技術支援等の存在が不可欠であったことが強調されており、これらの事例に見られるような優れた資質を持つ経営者であっても、これを支え、時にはリードする「支援システム」の存在とその役割が不可欠であった。

15事例の対象農業者のうち、長沼町の駒谷氏は、自身のこれまでの経営展開と今後の経営の方向について以下のように語っている。まさに北海道農業界の代表的リーダーの一人の言葉として示唆に富むものと受け取りたい。

「私は、空知管内長沼町で私と弟の家族で『農事組合法人駒谷農場』を運営し、稻作+畑作・野菜、また日高管内様似町で肉牛牧場に取り組んでいます。

平成9年に地元のJAや普及センターの方々から推举され、思いがけず『日本農業賞』の大賞、続いて農林水産祭において天皇杯という身にあります。ひとえに多くの方々のご支援の賜物と深く感謝しております。

弟と私が、昭和41年に父から経営を移譲されたとき、弟と話し合い、法人を設立し、共同作業と機械や施設の共同利用を実施し規模拡大にも取り組んできました。

私達の農場の水田面積は70haを超え、隣接の大規模個別農家2戸と共同して120ha規模の稲作（現在では畑作も含めた総合農場）をおこなっています。北海道では、米もかっては質より量の時代でしたが、今は消費者の多様なニーズに応えるため、食味の良い米へと変わってきています。私も5年前から特別栽培米生産に取り組み、お客様からダイレクトに我が農場の米について評価してもらっています。わが農場の米づくりに欠かせないもの、それは堆肥なんですね。土と堆肥は農業の命と言っても過言ではありません。たい肥は良い土を作る栄養剤であり、良い土ができれば農薬の散布も減ります。また初期生育の確保と良質米生産のために、春先きの偏東風よけの防風林の造成にも力を入れてきました。青い空と田んぼの緑、そして防風林の緑とコントラストが美しく、時々キタキツネも姿を見せます。また転作の一環でビートや小豆の輪作にも着手し、さらに食用馬鈴しょ、かぼ



ちゃ、スィートコーン、水稻育苗ハウス利用の抑制メロンにも力を入れていますが、この栽培管理や品種選定には普及センターから懇切な指導・助言を受けています。

転作牧草の活用という視点から、いろいろ模索した結果、襟裳岬に近い様似町に肉牛牧場を開き、昭和57年から本格的に放牧肥育を始めました。消費の赤肉志向を予測し低コスト生産を目指しました。現在はアンガス種等の母牛に良質肉生産のために黒毛和種の雄を掛け合わせたF1牛生産体制をとっており、この牧場で生産された肉は、東京都のスーパーとの契約生産により産直で販売している他、札幌ススキノの牛丼専門レストランと契約しておりお客様から好評を得ています。

私達は今後、農業の生きる途は、立地条件を生かして付加価値のある農畜産物生産に全精力を傾けて取り組むしかないと考えています。

**第2章**では9つの「多様な地域農業支援システム」についてとりあげ、まず、その地域農業支援システムについてタイプ分けを試みている。

一つは、行政や農協、あるいは農業外の別業種が事業を行ったり、組織体を設立することによって、個別経営や地域農業の展開のための補完的機能を果たしているタイプであり、これを「外部組織支援型」とし、もう一つは、個別農家が自己の経営の問題解決や発展を行っていくために、同一意識を持った有志を集め、共同・組織化することで、経営展開をめざす一方で、その活動が地域農業の展開へも影響を及ぼしているタイプであり、「内部組織発展型」とした。

対象として取り上げた農業支援システムは、様々な形態で存立しているが、その中に、いくつかの共通点を指摘することができる。第1に、農業支援組織を「牽引していくリーダー層」の存在がある。取り上げた事例の多くが「外部組織支援型」と位置付けられるため、リーダー層は市町村や農協の職員という「外部リーダー」

であるが、地域農業の発展のために、農家も含めたリーダー層が中心となり関係者との話し合いを通じながら、必要な支援システムを構築していくのであるが、その際のリーダーシップの発揮の仕方が重要であることを指摘した。

第2に、対象とした支援事業・組織体の多くは、1990年代後半に設立されており、日が浅いことである。したがって、たとえ現時点において、その支援システムが有効に機能しているとしても、それが今後とも継続していくことが可能であるのか、またその効果を維持していくのかは、今後の活動にかかっているということである。

第3に、いくつかの事例では、支援事業・組織体が設立される以前より、その地域において類似の取り組み、すなわち現在の組織・活動のプロトタイプというべき前身組織があった。このことは、古くから地域農業の課題を解決するための取り組みを行っており、そこで培ってきた経験が、新たな支援組織体の設立に貢献していたと考えられるのである。

第4に、他の組織との連携も行うことで、地域農業全体の支援システムを有効化していることが指摘できる。ここで取り上げた各支援システムの方法が、他の地域でも適用できるか否かは、農業政策を計画・立案する上で、重要になってくるといえるが、個別農家や地域農業が直面している課題や置かれた環境に相違があるため、単純なマニュアル化は困難でその地域に即した固有の対応が必要であることを強調した。

**第3章**では、さまざまな分野の取り組みにおいて能力を発揮し、創意工夫に富んだ農業経営を展開している事例を取り上げたが、直面している課題はそれぞれ異なり、したがって、その背景もそれぞれ異なっている。そこで各事例をその背景と経緯の違いによって3つのパターンに分類してみた。第1は、「起業家精神に富んだ取り組み」である。農業をビジネスとして捉

え、起業家精神に富んだ主体による取り組みである。

起業家精神に富んだ取り組みの特徴は、特にその販売過程、マーケティング活動においてより鮮明に現れている。青年農業者が、「生産者間の提携によるマーケティング活動」に取り組み、多様なチャレンジを果敢に行っている事例や環境保全型農業を基礎とした流通チャネルの多角化により、異業種交流を通じて、減農薬・減化学肥料栽培の小麦を製粉業者を経由して製パン業者へ、同様に小豆を卸業者を経由して製餡業者へと販売している事例やレストラン・居酒屋を経営するほか生産者間の提携に取り組み、信頼のにおける生産者間での提携によって、多品目の農産物を確保・レストラン・居酒屋の食材とするほか、独自の販売戦略の核としている事例などである。

第2に、「信念・理念の実現を目指す取り組み」のパターンである。環境保全型農業や自然農法などは、食料の安全性や生産者の健康問題、環境破壊などに強い問題意識をもった取り組みなどである。信念・理念の実現を目指すための取り組みと農業経営の維持という課題について、この二つのバランスを保つつつ双方とも継続しうるかが常に問われ続けることになるものと考えられる。第3は、「日々の生活を豊かにすることや生きがいの発見を志向した取り組み」である。

これらの事例は、農村に住み自らが農産物を生産しているという立場を生かして、農村生活の魅力を享受し、消費者との交流を楽しむという取り組みで、収入のためではなく生きがいがそこにあるから取り組みが継続し、またお金には換えがたい仕事の魅力を感じているのである。「ホームページによる農作業・農場情報の発信」をしている事例でも、これ自体は農業経営の収益増大に寄与するものではない。しかし、インターネットによる交流自体が趣味となること以上に、自らの職業に誇りをもつことにつながり

日々の農業生産に取り組む活力となっている。また、「消費者との交流を目指した農産物直売所の共同運営」の場合も、農産物を売るだけなら直売所が最も効率的とは限らないが、直売によって消費者の気持ちやニーズを知りたい、それが結果として農業経営に反映できればなお良いという発想に基づいた取り組みであった。

## 2. 北海道農業の評価の視点

### ～北海道農業を支える有能・多才な人材～

先に述べたように、「めざす姿」策定以来、7年目を迎えた。新「食料・農業・農村基本法」下で、北海道農業の現段階をどう評価するのかがすべての出発点・原点であると考えるが、何をもって評価の基準とするかが問題となろう。農林水産統計による担い手農家の戸数やその年齢構成、事業体統計（農業法人を含む）、作物や家畜の作付統計・生産統計や飼養統計、それらの生産額統計、農家経済統計、経営部門別統計、生産費調査統計、家畜生産物農業生産額、農家経済統計また農地統計、あるいは金融統計等々の累年データに表れる拡大・停滞・縮小や増加、減少のトレンドによって判断・考察されるのが常道である。最近では、公定統計値ではないが「認定農業者数」や「農業士・指導農業士数」あるいは「農業簿記記帳者数」「青色申告農業者数」「家族経営協定締結農家数」も登場する機会が増えたり、農村女性活動の活発化



にともなって「分野別農村女性活動グループ数」などというのもある。これらは、データの出所も明らかであり、その精度も保証されているものもあるが、そこから描かれる地域農業なり個別経営者の姿は客観的ではあるが無機的であり、当然のことながら「人間像」が浮かんこないため、何故その実績・数値となっているのかの要因の重要な構成要素が欠けることが多い。

本調査事業という限られたフィールドの中でタイトルに掲げたことにアプローチすることは無謀のそりを免れ得ないが、北海道農業の担い手としての人材という側面から、第1章から第3章までの結果をからめて試論を提起してみたい。

農業者の実力を測る物差しとして何を用いるかが論議の前提となるが、一般的には下記のようになろう。

①計数管理能力 ②技術レベル（技能、知識）  
③先見性・予測能力 ④理解力・判断力 ⑤説得力・統率力 ⑥協調性・奉仕性 などが該当する。個々の項目についての意味合いについては述べる必要はないと思うが、⑤や⑥については、その農業者の発展・成長段階に応じて重要度を増していく指標項目であると考えられる。すなわち、経営承継してまもなくの青年農業者から新進気鋭の青年農業者、中堅働きざかりの中年農業者、熟年のベテラン農業者までのステージがあり、それに応じてこの6項目のウェイトも異なってくるのである。とくに付言しておきたいのは、⑥の奉仕性である。これはボランティア精神とこれに基づく行動にどれだけ取り組む意欲があり、実践するのかであって、前記第3章の「一銭にもならないが、都市生活者に農業・農村の良さを知つてもらうためにインターネットにホームページを開設」するような行動や、ある組織を立ち上げるために自分の時間、費用自分で奔走するというような行動をいうのである。

今回の調査対象の農業者はいずれも多忙な中、

調査を応諾し、快く自らの経営コンセプト、経営内容、率直な悩み・課題を披瀝してくれたが、そのことの重みを噛みしめているところである。今回の調査結果とこれにあたった調査員の面談の感想から、上記6項目に照らしてまさに先導的・先駆的の名にふさわしい農業者であり関係機関の担当者であったことが確認できた。

彼らが、先見性に優れ、先取りの積極精神で果敢に経営改善、技術方式の採択、販路の工夫、経営多角化、組織化、ネットワークの構築などに取り組んでいることを高く評価するものである。また、既存の常識、固定観念の壁を破るチャレンジ精神が、今後の北海道農業の活力のベースとなることを強く認識させられた。

この限られた調査の中でも、有能、多才な人材に触れ得た考えると、まさに氷山のように表面に出ていた農業者はさほど多いように見えなくても、隠れた逸材はその何十倍も存在することを確信することができることと、北海道農業の今後の依って立つところは、これらの人才にあることを強調したい。まさに「ひとは石垣、ひとは城」である。

### 3. 今後の施策展開への提言

#### (1) 先駆的経営体の取り組みに関する広報活動・情報提供の強化

先駆的取り組みに関する地域への影響力、またその取り組みの波及性をもっているかという点では、組織の拡大や参加者の増加など、地域に対して直接的な影響を及ぼす場合、そしてそれが地域ぐるみの取り組みとして発展していく場合、最も重要なのはその取り組みを受け入れる側の地域ないし人々が、どれだけその取り組みの内容を理解しているかということと、受容者としてどれだけ成熟しているかという点である。したがって、第1段階として、あらゆるメディアを動員して、優れた取り組み事例を広範に紹介し、そのエッセンスの共有化を図るかである。北海道農政部広報誌、道民広報誌、商業

誌、テレビスポットコマーシャル等の利用を道産農畜産物の優れている点のアピールに加えて、それを生産する優れた農業者や地域の農業支援システムをことあるごとにプロモーションするのである。このことは農外の人々の農業に対する国民的理解の醸成とともに地域の農業者や関係者が従前になかった価値観や取り組み実践を理解、受容、実践というプロセスにつながるものと考えられるからである。

## (2) 経営モニタリング農業者制度の創設

今まで、道が施策展開のための基礎資料として様々ななかたちでデータ収集にあたってきたが、いずれも計数データの把握が重点（例：近年の300戸調査）で農業者の意志決定や行動様式も含めて農業経営の全体像としての継続的把握という試みはなかった。

そこで、今次調査対象クラスの農業者の協力を得て「モニタリング農家」（対象期間は5年程度）制度を創設し、経営データや農業経営全般に対する克明な情報提供を受けるようにするもので、精度が高く、農業者の思考、行動様式をも把握をしたり予測することが可能となり、

道の施策展開の貴重なデータベースとなる。当然のことながら、対象農業者に対する情報のセキュリティ、費用弁償において万全の措置が不可欠である。

対象農業者の候補としては例えば「農業土、指導農業土」の中から選定するのも、一案と考える。せっかく道の制度として認定している優秀な人材をフルに活用することにもつながるからである。

## (3) 先駆的取り組みへの支援制度

行政に求める具体的な支援策として目立つのは、「補助金・助成金の弾力的な適用」である。新しい取り組みを波及させるためには地域が受容者として成熟していかなければならないが、このことは行政機関についてもいえる。「施設の目的外利用」の指摘を受けたり、さまざまな制度の障壁にぶつかった経験をもつケースが多くあった。したがって、この分野での行政機関の役割は、新たな支援策を準備するということよりも、既存制度のさらなる周知徹底と運用面における「弾力的運用」を強く要請した。



# 高性能てん菜ハーベスタ導入条件

北海道地域農業研究所 専任研究員 須田泰行

## 1. 調査の背景および調査の内容

北海道のてん菜生産は、2005年に制定された「砂糖および甘味資源作物政策の基本方向」に基づいて、需要に即した適正生産、作付農家の経営基盤の安定を図るため、各種政策が講ぜられてきたところである。てん菜生産過程の改善のための重要な課題として、従前の生産コスト低減の取り組みに加えてのチャレンジとして、省力化のさらなる追求と地域における新畑作営農システムの構築が求められている。この調査は、2006年から2007年にかけて、社団法人北海道てん菜協会の委託を請け、てん菜多畠ハーベスタ導入のモデルシステムと導入効果の試算、てん菜多畠ハーベスタ導入の手順・導入条件を解明することを目的として、関係機関調査、テラドス利用農家、同非利用農家調査、デラドスの現地運行状況調査、線形計画法による経営モデル試算、などの調査・分析を行い、その結果をまとめたものである。



調査対象地域は、十勝管内1カ所（幕別町；畑作・野菜複合経営地帯、テラドス試験運用実施地区）、網走管内2カ所（網走市；畑作地帯、機械利用組合方式による大規模共同経営地区、清里町；畑作地帯、大型個別完結経営地区）である。

## 2. テラドスの性能・外観

全長	13.77m
全幅	3.13m
全高	3.98m
全重	20t (満載時約37t)
エンジン馬力	460馬力
道路走行速度	25km/h
タイヤ幅	前輪80cm、後輪105cm
オペレータ乗員	1名
タンク容量	24m <sup>3</sup> (約17t) (7t/10aの場合片道920m処理可能)
掘取り幅	2.64m (66cm×4畠)
作業能率	1.06ha/h (H17十勝農試試験結果)
外観	写真のとおり

## 3. てん菜多畠ハーベスタの導入手順

### (1) 運営主体の検討

①てん菜多畠ハーベスタ「テラドス」の場合、高性能であり処理可能面積も非常に大きいが、同時に、導入コストもかなり高額であることから、個人での所有・利用は考えられず、共同もしくはコントラクターによる運用が適当である。

②わが国で最初の導入事例となるテラドスは、故障等のリスクも想定されるため、私の機関ではない農協等の団体によ

る運用が望ましい。そのため、農協宮のコントラクターによる利用が最も妥当と考えられる。

### (2) テラドス利用場面の想定

①てん菜収穫作業を、コントラクター（テラドス）に作業委託する経営として想定されるのは、てん菜の収穫作業と競合するナガイモのような作物を栽培している経営と、ビートハーベスタが更新時期にある経営、それと直播栽培を取り入れている経営である。

まだ使用できる償却済みハーベスターを所有し、使用している経営では、テラドスの利用は難しい。

②熟練した直播栽培を行う経営では、てん菜収穫をテラドスに作業委託することにより最適な作付け構成が変化し、所得が増加して新たな経営展開ができる可能性がある。移植に必要な施設・機械の取得価額の合計はビートハーベスターよりも高いことから、ビートハーベスターの更新時期を迎える経営では、直播栽培も選択のひとつとなりうる。

### (3) 利用料金の設定

①他市町村のコントラクター等における、てん菜収穫作業の利用料金の実態をみると、10a当たり概ね5千円から7千円程度である。テラドスの利用面積の確保のためには、他のコントラクター等の事例のなかで最も安い料金水準である10a当たり5千円かそれ以下の料金設定を考えざるを得ず、10a当たり5千円程度でペイするような運営を検討する必要がある。

②2007年のテラドス運行実績および経費実績をもとに、燃料費、修理費、保険料、保管料等、オペレータ賃金、減価償却費を加えた費用総額を試算すると、1ha当たり93,256円になり、それをそのままテラドス収穫の利用料金にすると、10a当たり1万円は割るが、目標とする5千円にはほど遠い。

③テラドスの減価償却費は耐用年数8年として試算しているので、例えば、使用年数を延長することとし、想定限界面積130ha（オペレータ1人体制）を用いて利用料金を試算すると、1ha当たり64,649円（10年使用）、50,803円（15年使用）になる。

④単位面積当たりの運行経費を、さらに引き下げるためには、テラドス1台の処理面積を拡大するか、補助金等を含めた導入金額の低下を図る必要がある。処理面積を拡大するには、夜間運行や移動時間の短縮も検討しなければならない。夜間運行については、EUでは一般的に行われており、機械の効率的利用の面からも望ましい。しかし、そのためには、早出・遅出のオペレータ2人体制を確立しなければならず、新たなオペレータ養成が必要である。受託面積が確保できれば、最も効果的な方法であると考えられる。

## 4. てん菜多畦ハーベスターの導入条件；オペレータ体制と処理可能面積

J A 幕別町におけるテラドス運行実績によると、運行初年目の2006年は10月11日から11月9日まで63.4ha処理（12戸）、1時間当たり実収穫面積66.3aであった。2007年は10月12日から11月11日まで110.2ha処理（13戸）、1時間当たり実収穫面積は90.3aと大幅に改善されている。2年目はオペレータの技術が向上したことと、圃場間の移動が極力少なくなるように収穫順を設定したこと、および、収穫作業終了後車庫に戻らず、テラドスを翌日の作業予定圃場に置いておくという体制を取り、圃場～車庫間の移動時間を節減した事により作業効率が向上している。J A 幕別町によると、オペレータが1人体制の場合、処理可能面積は120～130haが限界ではないかとしている。

## 5. てん菜多畝ハーベスターの導入および普及上の課題

テラドスの導入・普及の課題としては、導入時の費用負担の問題と、調査中に農家や農協等から指摘されたタッピングの問題と踏圧の問題があげられる。

テラドスによる収穫では、斜め切りや深切りが発生したことから、タッピングナイフを使用せずに、チョッパーだけで茎葉除去処理を行ったケースが多い。斜め切りや深切りの発生は、移植栽培に特有な現象で、根が土中に深く入りていなかったり、冠部が一定の高さに揃っていないため、高速収穫のテラドスによるタッピングでは、根がぐらついたり、切断位置が株ごとに異なることへの対応が十分でないために発生する。そのため、農家からの要望で、深切り回避のため、タッピングナイフ使用をやめ、チョッパーだけにする場合が多くなっている。直播栽培が一般的なEUでは、このような問題はない。

また、テラドスは、従来の農機具とは桁違いの大型・重量機械であるため、踏圧の問題が懸念され、道立十勝農業試験場による指導参考成績でも、テラドス収穫後の心土破碎の必要性が指摘されている。

## 6. その後の経過

調査は2006年・2007年で完了したが、その後の経過を紹介したい。

テラドス実践モデル事業は2009年まで継続され、テラドスによるてん菜収穫面積は2008年96.1ha(18戸)、2009年95.0ha(18戸)であった。

収穫作業時間は、オペレータ1人の場合、日の出～日没間の作業が基本であるが、降雨による計画変更に対応するために、一部夜間収穫も行った。また、掘取りてん菜根をテラドスから圃場内に排出し一時堆積する体系が基本であるが、運搬ダンプトラックに直接排出し、製糖工場へ直送する試験も行った。その結果では、 トラック直送体制が効率的であることが示唆された。

なお、JA幕別町管内の2009年度耕地面積11,100haのうちてん菜1,575ha、組合員戸数320戸のうちてん菜耕作者211戸、1戸当たりてん菜作付け面積7.46haである。

今後の課題としては、保有テラドスが1台であり、代替機がないため、予期せぬ休止期間を考える必要があること、工場からの配車計画日程前の確実な収穫が保証出来ないこと、作業希望が10月下旬から11月上旬に集中すること、があげられる。

調査結果で、残された課題とされていた、タッピングに関しては、初年目(2006年)・2年目は深切り過ぎとの指摘があったが、2008年・2009年は問題なく対応出来ている。掘取りてん菜根の損傷については、初年目では割れ・傷等がやや多いとの指摘があったが、機械改良と除土タービン回転数の調整により、2008年・2009年は問題なく運行した。圃場踏圧の問題については、耕作者自己負担にて収穫後サブソイラ等による排水対策を実施することを前提として受託している。

なお、テラドスの作業速度・性能、およびオペレータ技能については、すべての利用者が認めている、とのことである。

上記のテラドス実践モデル事業とは別に、農水省プロジェクト「担い手の育成に資するITなどを活用した新しい生産システムの開発」全国6ヵ所のうちの1つ「北海道畑輪作地帯型」プロジェクトとして、北海道農業研究センター芽室拠点北海道畑輪作研究チーム担当で、直播用テラドスの運用試験が行われている。2008年から2011年まで、試験地は本別町および芽室町。このテラドスの掘取り幅は3.0mで、50cm(または45cmに変更可)×6畝対応である。テラドスにはタッピング装置は付いているが、狭畝栽培のためタッピング設定が難しいことから、現在はタッピングは事前にタッパにより行っているので、テラドス自体はかなりの高速で掘取り作業可のことである。

# 北海道における担い手育成の組織的対応

北海道地域農業研究所 特別参与 黒澤 不二男

## 1. 研究を取り上げた背景

北海道内では就農希望者に対する支援システムや農業就業者に対する研修制度・組織を体系的に幅広く取り上げた研究は極めて少ない。そこで、当研究所では、これらの農業就業者・予定者に対する研修制度・組織ならびに自主研修組織を、担い手育成の組織として広く捉え、先進事例となるべく網羅するような調査研究を実施した。

調査に当たっては、各研修実施組織が設立された社会的背景と目的、研修内容と実施体制、ならびに社会情勢の変化に対応した研修内容の変化に目を配り、その到達点を明らかにすることに心がけた。

## 2. 研究の全体構成と各章の概要

第Ⅰ章では、新規就農者の動向と道庁による新規就農者育成対策を概観した上で、農外からの新規就農者支援組織である「(社)北海道農業担い手育成センター」と「N P O 法人新規就農サポートセンター」、農業後継者の研修を行っている「北海道立農業大学校」と「(財)北海道農業協同組合学校」の機能を明らかにしている。ここでは、公的色彩の強い組織の対応を示すことで、北海道としての共通した新規参入者への研修体制を示している。

第Ⅱ章では、民間組織による農外からの新規参入の研修体制を示している。第1はハル財団の設立でも有名になった民間企業による新規参入研修を行う「神内ファーム・夢限塾」の事例、第2はA B Lの導入でも注目されている「(有)余湖農園」による新規就農者研修システムと提携農園型の就農支援の事例、第3は拠点型法人化とともに農協出資法人「(有)だいち」による酪農

家の新規参入研修と就農を組み合わせた津別町農協の中山間地域対策の事例、第4は酪農家グループ「R & R おんねない」による新規就農支援の事例である。これに、南幌町農協による拠点型法人化のなかで従業員の中から社員として法人の担い手を育成している事例を加えた。民間による新規参入支援は組織の性格も目的も異なるが、小括で一定の整理を行っている。

第Ⅲ章では、十勝地域の4つの市町、幕別町(「まくべつ農村アカデミー」)、帯広市(「十勝ふるさと農学校」)、新得町(レディースファームスクール)、鹿追町(「ピュアハウス・ピュアモルトクラブ」)の事例を取り上げた。十勝の多くの地域では、依然として規模拡大意欲が強く、農外からの新規参入の余地は少ない。そのなかで、各市町・農協では、農外からの新規参入者の研修組織を設置しているが、その意味は他の地域とは異なっており、設立当初からの目的変更を行っている例もみられる。新規就農の形態も自立的経営を目指すものから従業員まで幅が広がっている。また、後2者は女性を対象とするものであるが、必ずしも「花嫁対策」のみを目的とするものではない。農業経営のサイズの大型化により従業員確保が大きな問題となっているが、ここではその点に注目している。

第Ⅳ章は、農家への研修講座・塾の事例を示している。「ながぬま農民塾」、「KURIYAMA農業未来塾」、「沼田農業元気塾」、「ニセコ21世紀農業経営塾」、芽室町「新農業経営者育成システム」の5つの事例を取り上げている。こうした「講座形式」の農家研修はほとんどの市町村で実施されているが、マンネリ化は否めない傾向にある。ここでは、小グループ化による少數精鋭型への転換や研修内容の高度化、農協で

の実務研修など様々な工夫を凝らしている事例を紹介している。

第V章では、酪農家による自主研究活動とネットワーク化の事例を示している。「足寄町放牧酪農研究会」と道北を範囲とする「天北放牧ネット」である。これらは、これまでの農家（予定者）を対象とした研修組織とは異なり、農家自らが相互研修を目的として組織化を図っている事例であり、放牧技術の習得・交流を目的として、経営問題にも踏み込んでいる。農外からの新規参入者もメンバーとなっており、これから研修のあり方に一石を投じる存在といえる。

第VI章では、4Hクラブ型の農業後継者の自主研修組織を取り上げている。恵庭・千歳・北広島市を範囲とする「ルーキーズカンパニー」、旧東藻琴村の「21ノンキークラブ」、清里町の「プライズクラブ」である。本章小括に整理しているように、4Hクラブは戦後の農業後継者育成のための普及センター傘下の組織であったが、後継者の減少のことで活動は停滞化し解散されたものも多い。そのなかで、3つの事例は、その系譜をひきつつ自主的組織としてリニューアルされたものである。

### 3. 調査結果から提言しうる担い手育成の対応方向

各章の結果を述べることは、紙幅の関係から困難なので各章で明らかにされた結果から、今後の本道の担い手育成の方向性について要約し、以下のような提言を取りまとめた。

#### (1) 就農支援システムの構築

##### ①担い手育成に関する地域の意識統一

地域や農業を守り育てるためには、何よりも地域に生活し農業を営む人々が、将来の我が町、我が農村、農業の姿を想像し、今何が必要かを認識しアクションを起こすことが重要である。

このため、現行、既にフレームが定律化されているシステム、すなわち新規就農者に対する資金対策、教育関係等は「国や道」が、就農相談、研修の斡旋等は「組織改編後の新組織の担い手育成部門」が、地域の受入体制の整備、就農地の斡旋等は「地域センター（市町村・農協・農委）」が行うといった仕組みの継続と実質的な充実・拡充を図り、財政上の理由などから縮小・撤退・廃止に向かうことは絶対に避けるべきである。

##### ②実践的・体系的な研修のための既存システムの徹底利用

既存の道立機関（農業大学校、農畜試）や市町村や第3セクターが設置・運営している農業センターの施設・人材等を、徹底的に活用した研修システムの再構築を薦めたい。

これらの利用にあたっては、「現在そのタイプの研修は実施していない」というような壁に直面することが多いと想定されるが、新たな需要に対応することによりその機関の存立基盤の強化につながることを論拠に、その壁を突破するチャレンジを期待したい。そのためにはニーズの存在そのものを粘り強くアピールすることが重要である。



③先導的農業者等により研修等の実践性向上  
指導農業士や農業法人リーダー等の先進的な農業者による研修によって、研修生が播種や育苗から定植、肥培管理、収穫、出荷までの一連の作業及び経営管理の補助を実践できる研修システムの有効性は明らかであり（研修生の研修体験評価など）、受入れ対象先の理解を得て実施できるよう「地域センター」が事前に依頼すべきである。

くれぐれも、単なる雇用者と同様に、ある単純な作業工程のみに長期間にわたって従事させることのないよう配慮すべきである。当然のことながら受入れ側の負担を配慮した費用弁償が保証されなければならない。

④研修生の住宅や研修期間宿舎の確保・整備  
空いている教員住宅、公営住宅の整備を整備して活用することや研修農家へのトレーラーハウス等の導入・整備等も有効であるが、地域における研修受入農家・法人が自力で宿舎を設置する事例も見受けられるようになった。担い手の確保、育成が地域共同体にとっての不可避的なことであるという認識の表れとして歓迎したい。

また、「個人資産の取得・造成だから一部助成でも困難」という線を踏み越えることが、いま要請されているのである。

#### ⑤広域的な支援・連携体制の構築

新規参入者の研修・就農に当たっては、これまで個別の市町村毎の対応となっているが、希望する就農地がなかなか見つからない、研修が受入農任せとなりやすい、新規参入者同士の交流や情報交換の場が必要であることに対応するため、個々の市町村の枠を越えた広域的な支援・連携体制の整備による、研修の高位平準化・効率化、就農地の円滑な斡旋、新規参入者のネットワーク作り等を目指す必要がある。

市町村や農協の広域合併の進展により、同一

管内化して問題が解消するかに見えるが、実態的には合併前の各機関・組織の担い手育成対策に温度差があることから、ともすれば合併後、対策の後退（低位平準化と言うべき状態）が多数派になっている事態は大きな問題である。

#### ⑥新規参入促進方策「ファームオン（経営継承）」方式の推進

本道農業の基幹である土地利用型農業は、新規参入に際し、多額の資本装備が必要となることから、新規参入者は北海道農業開発公社の「農場リース事業」等を活用して参入する方法にほぼ限られていた。新規参入者にとっては農場リース事業等を活用してもなお農場、住宅等の取得には多額の資金借入れが必要で、その負担が大きいことから、離農農場の既存の住宅や機械、施設をできるだけ有効に活用するシステムとして、「リレー方式就農」とも言われていた方式が有効とされ、津別町や美深町での取組みや新規就農優良事例で取り上げられている。

この方式を支援する仕組みとして農水省では、2008年度から「離農予定農場の施設・機械等が遊休化する前に、新規参入者が当該農場を円滑に継承できるようにするため、後継者がおらず5年以内に離農を考えている農業者（移譲希望者）の経営資産（技術・農地・施設など）を、新規に農業に取組む意欲がある継承希望者に引き継がせる支援事業をスタート、今年度は全国



で50組程度の経営継承を目指している。

事業のポイントとしては、①全国レベルでの移譲・継承意向情報の共有、②移譲希望者および地区への助成、③「経営継承合意書」の締結などである。

「道担い手育成センター」は、この支援事業の実施主体である「全国農業会議所」から、「集中取組み団体」として、業務委託を受けることとなっている。

事業の仕組みとしては、移譲希望者および継承希望者の申し込みを受けて、作目、就農地、離農（就農）予定、移譲資産など双方の希望を勘案し、最適な組み合わせを検討した上で、移譲希望者の農場に継承希望者を紹介・派遣するというのが基本的な流れになる。

派遣された継承希望者は、派遣先農場で、双方の意思やいわゆる相性を確認するための2週間程度の研修を経て、移譲・継承の合意がとれた場合、現在の経営者などから原則最大12カ月の研修を受けた後、農業経営を引き継ぐものである。

こうした経営継承の方式は、「道担い手育成センター」および「地域センター」が連携しながら、隨時、斡旋等を行っていたが、継承が100%成立するものではなく、経営移譲（離農）を取り止めるケースもあったとのことである。今回の「ファームオン事業」では、経営継承の合意書を研修期間（12カ月）内に締結することにより移譲を確実にする担保としている。

その他、受け入れする農家には、研修助成金として、最大で月9万円が、今年度の研修期間（9月から来年2月までの6カ月間）支払われるほか、地域で「地域センター」等が行う「コーディネート活動」に対しては、1地区15万円が支給される。地域での取組みをバックアップする仕組みとして注目していきたい。

#### ⑦小規模農地のリース制度による就農促進 新規参入者の経営開始時の負担やリスクを軽

減し参入を容易にするためには、新規参入者でも営農がしやすい条件の農地を市町村等が買上げ又は借上げし、新規参入者にリースできるシステムを構築することが重要である。

新規参入者の多くは労働力や技術・資本装備の関係から、小規模な経営を希望していることから、農地法の下限面積要件の緩和による小規模農地のリースも対応できる制度に改善するよう要望したい。

#### ⑧法人構成員としての就農支援（就職型就農）

本報告書の中で、南幌町や十勝の新得町、津別町の事例を紹介した。そこでは法人経営の従業員として就職（就農）し、技術や経験に応じて段階的に自己が担当する規模を拡大し、一定の実績を挙げた後、蓄積した報酬等を原資として法人の構成員（出資行為が前提）となったり、あるいは独立して、就農システム、技術や経営ノウハウ、流通対応のノウハウなどを着実にマスターできるので、法人が有効であることを恵庭市の事例でも紹介した。

また、独立後の経営が、就労（研修）した法人等との連携関係が密接であれば、一般に言われるところの「フランチャイズ経営」に近似するものであるが、ポイントは資金的な支援があるかどうかである。北海道に憧れ、農業、農村が好きで生産工程に携わるという点では、この就職型就農も就農の範疇に入るという見方も可能であろう。その場合、「単なる農業被雇用者」との差異を、本人や周囲がどう判断するかにかかっていることだと考えたい。

#### ⑨後継者、Uターン就農候補者の就農促進 就農促進としては、小中学生や高校生、地域の住民などを対象として、食農教育に積極的に取組み、食料や農業の大切さ、農村の良さを伝えるとともに、将来の就農の動機付けを経常的に図る必要がある。

また、農業高校と地域の農業者や関係機関と

の連携を深め、実践的な農業に接する機会を多くするとともに、就学中や卒業後の実践的な研修システム等の構築により、就農の円滑化を促進する。

さらに、地元出身者にふるさと情報やUターン情報等を「ふるさと便り」、ダイレクトメール、HP、メールマガジン等を通じて積極的に発信し、ふるさとを身近に感じさせる情報提供を強化する。

Uターン後の営農・経営技術の研修体制を整備の一環として、芽室町の事例のように帰郷後あるいは学卒後の一定期間、本人または家族を地域の関係機関等で雇用するなどの就農促進対策も技術装備と生活保障の効果が期待できることから推奨したい。

後継者への農場継承について、欧米では一般的となっている「親子間の農場売買等システム」も、筆者の知る長沼町での酪農家の事例もあるが、その評価については他日を期したい。

## (2) 農業者の経営能力向上支援のあり方

### ①農業経営者の発展段階に応じたスキルアップの支援

モノづくり職人の世界では、親方に弟子入り修行し、その技術を学ぶ。その間、本人の資質や技量について厳しい選別があり、それをくぐり抜けることで一人前になり、最後には親方の後継者になったり、独立したりする。

これに比べて農業の世界は、後継者を育てるための技術伝承や経営者としての教育意識が必ずしも高くないと言われている。後継者に対する経営継承の過程は、いくつかの段階を踏んで進められることになる。まず、最初は後継者を確保・教育し、生産技術を教えるながら作業の一部を任せ、熟練度を見ながら経営の一部を担当させる。

その後、すべての部門で生産過程の責任者となり、次第に経営管理や計画など経営者能力を磨いていく。その後、経営資産を継承し、世代

を交代する。

この期間の長さは様々であるが、各段階を経ながら順次継承されて中核的な経営者が育成されることとなる。これを模式的に示すと以下のようになる。

○経営の移譲期・初発期	20歳～30歳
○経営の内容・充実期	30歳～40歳
○経営の規模拡大・発展期	40歳～50歳
○経営の成熟期	50歳～65歳
○経営の移譲期	65歳～70歳

農業では、部下や従業員を使ったことがない経営者が多いことから、経営継承の過程が多段階であるにもかかわらず、各段階ごとの育成プログラムを意識していることは少ないのが通常である。

しかし、農業者に対する管理能力向上支援に取組む場合、そのニーズの所在とともに、常に対象農業者のステージを意識することが必要だと考えられる。

### ②中堅農業者（就農後一定期間経過）に対する支援

新しい農業情勢の中で、これを切り抜けていくためには、惰性的に営農を継続するのではなく、たくましさとしなやかな感性が要求されている。



例えば、経営者の具備すべき資質・能力は、一般的には以下のようなことが要請されている。このようなことに関連する研修等は、隨時、市町村、農協、普及センターなどによって地域で取組まれている。

- ・地域農業のあり方を考えながら、常に自家農業の経営採算の改善を図り、特に資金繰りを明確に把握している。
- ・社会情勢や農政の動きに常に关心をもち、技術革新にも積極的に挑戦し、広く情報の収集に努力している。
- ・生産面だけでなく、流通面にも関心が深く、個別販売する品目ではその販売に工夫をこらしている。
- ・自家労働力だけでなく、雇用労働を巧みに活用している。あるいは地域の仲間と連携し、共同作業を組んでいる。
- ・農協等の関連組織の機能を最大限に利用、連携する他、重要局面の意志決定に際しては情勢を冷静に観察して、独自の判断、評価を下すことができる。

もとより、基本的には当事者として本人が、経常的に情報収集、特定技術習得、資格取得、

人的ネットワークの形成・交流等によって主体的に行われているが、かなりのウェイトで、他者すなわち農協や普及センター、共済組合などによる営農指導（支援）や生産資材関連のメーカー・ディーラーによる情報提供などに支えられている。とはいって、近年の厳しい農業情勢を反映して、従前のような、農業者個々に対する手厚い支援が受けにくくなっているのは明らかである。

農業者は、足寄町や天北の農業者グループのチャレンジのように、受動的な「待ち」の姿勢ではなく、ニーズを明確に発信し必要なものはあらゆるチャネルを駆使して獲得するという能動的な姿勢が不可欠である。したがって、地域における農協等の関係機関は、そのニーズを敏感に捉え的確に対応することが求められている。反面、「手取り足取り」のサービス過剰型の支援は不要であることを銘記したい。

まさに、「的を絞った」支援システムを工夫する必要がある。地域の普及センター、農畜試はもとより大学等の教育・研究機関、あるいは企業サイドの蓄積された情報やノウハウもまた、徹底的に利用し尽くすスタンスが今求められているのである。



# 農地保有合理化事業に関する調査研究

北海道大学大学院農学研究院 助教 東山 寛

本調査研究は、2004年度から2006年度の3年間にわたって実施した継続研究である。

農地保有合理化事業は1970年に制度が創設され、当初は「一般事業」のみであったが、1972年に「特別事業」が創設され、広域農業開発や各種の農地開発事業を手がけるようになった。その中味は未墾地の先行取得が中心であったが、1980年代半ば頃から次第に「未墾地から既墾地へ」と展開していくようになった。前後するが、1980年に農用地利用増進法が制定されると、「利用権設定等促進事業」を特別事業の中で扱うようになり、実質2年間の中間保有（使用貸借）を行うようになった。本格的な一時貸付タイプの事業は、1988年に創設された「担い手確保農地保有合理化促進特別事業」である（中間保有は5年間の賃貸借）。水田地帯の本格的な事業利用はこの担い手事業の創設を契機としている。以降は担い手タイプと利用権設定事業が併用され、合理化事業は現場に定着していった。その状況を一変させたのが1995年からのUR対策である。国際化に対応した農地流動化の加速的推進が謳われたが、その決め手は合理化事業しかなかった。1995年には地価下落の差損補てんの仕組みを持つ「経営転換タイプ」が創設され、事業利用のネックであった地価凍結の制約を打破した。また、併せて「買入協議制度」が創設されたが、通常のあっせんに比べて有利な譲渡所得税の特例が措置された（通常のあっせんが800万円控除であるのに対して1,500万円控除）。これらが相まって合理化事業の実績は猛烈に伸びたが、1997年には中間保有期間が10年の「長期貸付農地保有合理化事業」が創設された。翌1998年には同じく長期タイプの「農地保有合理化緊急加速事業」が加わった（2000年ま

での3年間に限って実施）。UR対策が終了した2001年以降になると、中間保有期間が5年の担い手タイプと同じく10年の長期タイプがふたつの主流な事業タイプとして今日まで継続している。なお、差損補てんの仕組みは担い手タイプの中の「農地売買円滑化事業」に継承されたが、そのウェイトは必ずしも高いものではない。

以上が農地保有合理化事業の変遷を簡単に辿ったものであるが、北海道の合理化事業は1980年代後半から本格的な利用が開始され、UR対策期にその依存度を一段と深めた。全道の実績を見るとUR対策期のピークほどではないが、2000年代以降も一貫した水準で利用が行われている。

我々の調査研究に与えられた課題は、事業利用の有効性とその課題を地域の実情に即して把握することである。1年目は水田地帯の5市町村（新篠津、北村、深川、美瑛、士別）、2年目は畠作地帯の同じく5町村（芽室、音更、更別、美幌、訓子府）、3年目は酪農地帯の2町（標茶、せたな）を対象にした。調査は農業委員会（事務局）からのヒアリングと資料収集に重点を置き、場合によっては農業委員（農業者）からのヒアリングと営農概況の把握を交えることもあった。

1年目の総括では、農地保有合理化事業をめぐる課題を4点にわたって指摘した。①事業の基本的な仕組みに由来する問題であり、具体的には売り手の手数料負担、中間保有期間ににおける地価下落への対応、売渡に伴う経営安定助成金への課税問題である。②合理化事業の要件にかかる問題であり、具体的には中間保有期間の延長、面積要件の緩和、再利用の容認である。③事業展開の方向性にかかる問題であり、具

体的には積極的なユーザーである後継者確保経営に対する支援の重点化、規模拡大に伴う機械・施設などの関連投資に対する支援である。④事業の推進体制に関する問題であり、具体的には農業委員会組織の弱体化に対応した事務処理等の簡素化である。

2年目は畠作地帯の事業利用の実情を踏まえた総括を行った。畠作地帯における合理化事業への期待は、農地売却を円滑に進める役割をひとつポイントにしているように思われた。農地移動の全体的な構造としては、在村離農・安定貸付層の形成を背景に比較的長期の契約期間を設定した賃貸借の急増がもたらされてきたが、受け手にとっては「早期の自作地化」が望ましいものとなっている。このことと関連して、買入協議制度に対する評価は高く、この制度が売却促進効果を持っていると見なされている。以上の考え方からすれば、北海道では適用していない「即買い（瞬間タッチ）」方式も有効であるとの結論に達した。

3年目は酪農地帯を対象としたが、1年目の水田地帯、2年目の畠作地帯で得られた知見をもとに、地域横断的な比較を行う観点から総括を試みた。地域間で最も鮮明な違いが現われるのは事業タイプの選択である。水田地帯では長期タイプ（10年）の利用が優勢であるが、畠作・酪農地帯では圧倒的に担い手タイプ（5年）を利用している。しかも、担い手タイプを活用している畠作・酪農地帯では、ほぼ100%の割合で買入協議制度を利用している。ある意味では、合理化事業を利用する狙いが中間保有期間の活用であるというよりはむしろ、譲渡所得税の特例措置を活用することに置かれているように思われる。この点は、北海道農業の中核を構成する各地帯が置かれている経済状況を反映した結果とも言える。典型的には畠作地帯であるが、この間の経済事情の好転を反映して、受け手の側から見れば「即買い」が望まれるが、出し手の事情から合理化事業（買入協議制度）を適用しているケースが目立つ。こうした構図と正反対なのが水田地帯である。収益性の極端な落ち込みに伴い、農地購入を行うだけの経済的余力が乏しい状況にある。長期タイプを選択しているのは個々の受け手側の事情を超えて、現在の水田農業が置かれている構造的な問題状況があると言うべきである。このような水田地帯と畠作地帯の利用事情からすれば、中間的な位置づけにあるのが酪農地帯である。酪農地帯における合理化事業の利用は、移動単位の大きい案件を迅速に処理するために用いられているケースが目立つ。また、酪農の規模拡大は草地面積・飼養頭数の拡大と同時に畜舎施設の能力拡大を並行して進める必要がある。その場合、畜舎施設の投資額が大きく、農地購入に係わる負担との重複を回避するための有効な手段として、合理化事業が活用されているケースがある。受け手側にも事業利用の積極的なニーズが存在することが畠作地帯との相違点である。

以上のように、3年間の継続研究を踏まえて水田・畠作・酪農地帯を比較してみると、水田地帯の事業利用への依存度の高さが改めて浮き彫りにされる結果となった。

関連して、続く2007年度は酪農地帯の4町（中川、広尾、別海、浜中）を事例として農場リース事業の実態分析を、2008年度は全道5市町（岩見沢、富良野、士別、佐呂間、別海）を対象に農地「受け皿」法人の実態分析を行った。今後機会が与えられることがあるならば、農業生産法人出資育成事業の実態分析を行いたい。

# 21世紀北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究

## 『農協改革の提言－北海道の内なる改革をめざして－』

北海道大学大学院農学研究院 教授 坂下明彦

### 1. 課題の背景と調査手法

本調査研究は『21世紀北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究（北海道農協改革プロジェクト）』として、2002年4月から2005年3月までの3カ年をかけて実施したものである。委託者は、北海道の農協5連である。

この背景には、信用事業から経済事業へと進展をみせた外部からの農協事業改革の動きがあった。金融自由化の線に沿ってJAバンク構想が打ち出された後、焦点は農協経営問題にシフトし、広域農協の経営建て直しが信用事業改革の最大の問題となった。その中で、信用事業の収益が経済事業の損失を補填することで、改革の成果が現れないというジレンマが問題とされた。系統組織再編では経済事業が先行しており、統合全農の体制も固まりつつあったが、県本部の存置という約束で手足を縛られている全農は必ずしも、新たな事業方式を提起するには至っていなかった。そこで、独立採算制（区分経理）を徹底し、経済事業の収益化を図ろうとする改革がスタートする。こうした問題に加え、一連の統合全農の不祥事問題が発生し、全農改革が一気に浮上したのである。

本調査研究は、まさにこうした事態が進展をみせているまったく中であり、経済事業改革という外部圧力に抗して北海道から農協事業の意義を前向きに示そうという意図があったのである。もちろん、1985年を基点として農協の組織・事業・経営は大きな転換を迫られており、総合的な点検が必要であったことも事実である。報告書の副題「内なる改革」とは以上の流れを含意している。

そのため、調査研究では実態把握に重点を置

き、研究手法としてはアンケート調査と先進事例調査に力をいれている。第1次アンケートは、全道の農家組合員に対する包括的な意向調査であり、2002年8月に実施され、配布戸数64,504戸、回収戸数21,765戸で、33.7%という高い回収率であった。さらに、第二次アンケートは、農協組合長を対象としたものであり、2003年2月に実施され、配布144農協、回収率84.7%であった。これは、組合員アンケートを受けて、農協側の自己評価を問うものであった。第3次アンケートは、農協を対象に、「農協の事業方式と連合会機能」に関する記述式の調査であり、2004年5月に実施され、配布132農協、回収率68.9%であった。

これらのアンケート方式による意向調査を受け、新たな農協事業体制づくりを模索している先進事例農協を農業地帯ごとに10農協選定し、実態調査を実施している。また、全国における県域の組織整備状況と事業体制の再構築について、9県において連合会等の調査を実施している。

### 2. 報告書の構成

報告書は5部構成であり、333ページに上る大部のものとなった。内容を逐一紹介することはできないので、その概要を示すと以下の通りである。

第I部では農家アンケート（1次）と農協組合長アンケート（2次）により、農協の存立基盤である組合員そのものの変化、地域農業の変化を明らかにするとともに、そのもとでの合意形成のあり方と業務執行体制の問題、農協経営問題に関する意識、そして農協合併に関する評

価を分析した。ここでは、組合員の認識と農協トップとの認識との共通性とギャップを比較的クリアに捉えることができた。

第Ⅱ部と第Ⅲ部では、主に農協の事業構造の分析を行っている。第Ⅱ部では、農協事業に関するアンケート（3次）をもとに、主に北海道の農協事業の中心である営農指導・経済事業を各事業別に分析し、系統事業体制の特徴を明らかにしている。第Ⅲ部においては、第Ⅱ部の事業別縦割りの分析に対し、それを地帯別・経営形態別に再整理するとともに、道内先進農協の事例を取り込むことにより、より総合的に農協事業の特徴を明らかにしている。第Ⅱ部では系統組織としての縦の関係を、第Ⅲ部では総合農協としての事業の相互連関をねらいとしている。

第Ⅳ部では、補論的扱いで、経済連と信連に関して内地先進県の事例調査との比較において、北海道的な特徴を明らかにしている。

第V部では、報告書全体のまとめと総括を行っている。第1章「農協の組織・運営システムの再構築の課題」では、地域農業の変化と地域農業戦略、組合員参加と役職員の位置づけ、広域合併農協の運営問題と未合併農協問題、農協の自己点検システムの導入問題を整理している。第2章「農協の事業・経営問題と営農指導事業」では、営農指導の充実かコスト削減か（農協経営問題）、直接所得補償方式への転換と販売取扱高の減少（販売事業）、農地担保金融から対人信用へ（融資事業）、「農協ばなれ」阻止（資材購買事業）の各項目で営農指導と各事業の関連性を整理している。第3章「営農指導から地域営農支援を含む総合的体制へ」では、農協営農指導の現段階、組合員の多様化に対応した営農支援体制、担い手に対応した地域営農支援システムの構築、営農指導員の位置づけ、の各項目で新たな営農支援体制の必要を明らかにしている。

### 3. 成果の位置づけと残された課題

本調査研究は、農協の組織・事業・経営問題の現局面をアンケート調査などの資料や実態調査を駆使して整理した点は大きな成果であったといえる。ただし、第三次の膨大な記述アンケート結果を得ながらも、事業別の実践的な課題を充分に提起しえなかった点は残念である。これは研究者側の力量不足の問題もあるが、農協実務者との共同作業として実施しなければ実際に難しいことも明らかである。この種の掘り下げた調査研究は当然続けていく必要があるが、その際には研究体制のあり方も配慮されるべきであろう。

この調査研究の成果は、2006年度の継続事業の中で位置づけてもらい、札幌をはじめ道内数カ所で地域課題を付け加えながら連続講演会のかたちで地域に還元されている。また、個別にではあるが、農協学校の新任理事・監事研修会の教材としても活用することができた。ただし、北海道の農協に関する研修の素材としての活用するにたる内容であったにもかかわらず、出版の機会を逸したことは残念であった。

営農指導部門を要とする農協の事業体制のあり方を提起した点は、本調査研究のひとつの特徴である。この事業を第1期として委託事業は継続しており、第2期（2005～07年度）、第3期（2008～10年度）においては農協の個別課題の掘り下げを行っており、その課題は地域農業支援システムに収斂しているように思われる。その意味で、本調査研究のテーマは研究所の事業のなかで継承されており、より深められているといえるのである。

# 独占禁止法の適用除外と農協の対応に関する研究

北海道地域農業研究所 顧問／北海道大学 名誉教授 太田原 高 昭

## 1. はじめに

北海道きっての優良農協と目されている士幌町農協への公正取引委員会の警告措置、それに続く同委員会の農協事業への「ガイドライン」作りという、これまでになかった事態を受けて、北海道地域農業研究所では、あらためて独占禁止法と農協事業についての総合的研究の必要性を認識し、そのための研究会を設置した。2006年11月9日に行われた同研究所主催の総合研修会における梶井功氏の講演は、いわばこの研究のためのキックオフであり、梶井氏の総括的な問題提起に基づいて研究会は次の3つの論点を設定した。第1に独占禁止法と協同組合事業との関係を今日の状況の中でどのように理解すべきかという現状認識、第2には農協連合会が次なるターゲットと目される状況の下での連合会と独禁法との関係の解明である。第3に独禁法の目的と体系、とくに適用除外と不公正取引についての法理論的な規定とその解釈を明らかにすることである。

本報告書には、以上の視点に沿って開催された研究会での報告及びそこでの討論内容を加味して、それぞれの報告者にまとめていただいたものを収録している。以下に、簡略にその要点をまとめることとする。

## 2. 研究報告書の要約

(1) 第1部の山田定市論文は「独占禁止法の適用除外と農協の公共的役割」と題して、独禁法の協同組合への適用除外の経過と意義について歴史的な検討を加え、その今日的な意義と課題を明らかにしている。独禁法は「公正かつ自由な競争を促進し～国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という目的をもつものであり、

その趣旨からして小規模な事業者の相互扶助を目的とする協同組合への適用除外は当然であり、むしろその目的を達成する上で不可欠である。こうした立法当初の精神は、いくつかの不公正取引の事例にもかかわらず、これまで基本的に曲げられることなく保持されてきた。そして今日、農協の有形固定資産、すなわち農業者の共同財産が農家の土地を除く固定資産総額の25%に上り、農協の公共的性格がますます強まっていることを考慮すると、農協のより効果的な役割発揮のためには、独禁法の基本精神の保持が今後も必要であるだけでなく、農協法に規定されている専属利用契約の活用を含めて、適用除外についての原則的かつ弾力的な運用がますます必要になっている。

山田論文は、このように農協の公共性の高まりに着目して、農協事業の一層の強化拡大のために独禁法の適用除外規定を積極的に生かすべきことを提言している。この場合の公共性とは、単に組合員相互間だけでなく、地域の農協間の共同事業や連合会の積極的活用として、また地方自治体との緊密な連携として、さらに地元民間企業との事業提携として展開する、まさに社会的な公共性の発揮であることを他ならぬJA士幌町の活動から明らかにしている。農協連合会の役割についても、農協の地域内的活動を国内市場につなぐ市場統制力を積極的に評価しつつ、グローバリゼーションの進展によって新たに世界市場への対応が課題となっている現段階的市場条件の下で、より有効な重層的系統組織の構築のためのいくつかの提言を行っている。

このように山田論文は、「不公正取引」をめぐってとかく受け身の対応になりがちな独禁法適用除外問題について、農協の公共的役割の拡

大という視点から、今回の問題をもむしろ協同組合活動の社会的意義のアピールの機会として生かし、農業者だけでなく、国民経済の民主的で健全な発達を願う人々の期待にこたえる農協活動の創造的発展を促しているのである。

(2) 太田原高昭論文は、経済財政諮問会議や規制改革・民間開放推進会議などにおいて、農協への独禁法適用除外の廃止が無理なら、せめて規模の大きい連合会だけでも、という議論が出ているという状況を背景に、連合会と農協との一体不可分性を論証し、両者を切り離そうとする動きを批判している。

農協だけでなく協同組合は地域的な組織であるから、その目的を達成するためには規模の経済（スケールメリット）を実現しようとして連合会を構成する本来的な性向を有しており、連合会は協同組合の不可欠の要素である。そのことは歴史的事実からも、協同組合原則の規定からも、法律的にも明らかである。わが国の農協法は、その対象を「農業協同組合及び農業協同組合連合会」としており、農協には当然連合会を含むものとしている。

また農協と連合会の一体不可分性は経済理論の上でも証明されている。ここでは藤谷築次氏の農協適正規模論に依拠して、農協が協同組合としての目的を達成するための適正な事業規模を実現するためには連合会の形成が必然的であることを説明している。さらに連合会の機能には相対的補完機能と絶対的補完機能があり、とくに絶対的補完機能の存在が連合会を不可欠のものとしていることを述べ、かつての「広域農協」がこの点を見落としたことによって失敗したことにも言及している。

このように、連合会を農協から切り離して適用除外から外すことが、理論的にも実践的にも成り立たないことを明確にした上で、これまで不公正取引とみられる行為がいくつか発生したことの内部的要因をも検討し、再発防止のため

に克服しなければならない連合会の弱点についても指摘している。それは前身の農業会が統制団体であったことや再建整備時代に形成された「整促事業方式」、さらには上意下達的な系統事業のあり方などに起因するものであり、こうした守旧的な体質を絶つための事業の再点検と協同組合教育の重要性を提起している。

農協連合会の巨大化を理由にそれを独禁法の適用除外から外そうとする動きは、これからも出てくるであろう。太田原論文は、それに対する理論武装のための基礎的論点と、相手につけ込む隙を与えない強固な内部体制を固めるための基本的視点を提起しているといえよう。

(3) 和田健夫の報告は、独禁法の専門家による同法の目的と体系、そこにおける協同組合の位置づけについてのわかりやすい解説をしてたいへん貴重なものである。独禁法は公正かつ自由な競争を阻害する要因を排除し、一般消費者の利益を確保するための競争のルールを定めた法律で、そのために私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法の3つを禁止している。違反行為に対しては、排除命令や課徴金などの行政措置のほか民事、刑事の罰則があるが、警告は証拠不十分ということであり、法的な規制力はない。

農協を含む協同組合が同法の適用除外をうける根拠は、小規模の事業者が協同・結合して事業を行うことによって、とくに大企業との関係において取引上の地位を改善したり、競争力を高めたりすることが、公正かつ自由な競争を促進して消費者の利益をはかるという同法の目的と合致するからである。しかし協同組合には、このような小規模事業者の団体という性格のほかに、それ自体が事業の主体となる事業者としての性格もある。独禁法の適用が除外されるのは組合の行為のすべてではなく「組合の固有の行為」、すなわち事業者団体としての行為のみである。事業者としての行為は協同組合以外の

事業者の行為と異なるところはない見られるから、適用除外はされることになる。協同組合やその連合会が不公正取引で独禁法違反とされるのはこのようなケースである。

どこまでが事業者団体としての行為で、どこからが事業者としての行為なのか、判断が難しいところであり、公正取引委員会が独禁法違反と審決したケースについてもいろいろな議論がある。しかし一般にはその行為によって中小の事業者が相互に扶助する、お互いに協同することで競争力が高まるような行為が「組合の固有の行為」であると考えられている。士幌の事件は、農協が組合員に対して農協以外の業者と取り引きすることを禁じたことが事業者としての行為だという疑いを公正取引委員会が抱いたということになるが、その場合でも当該する事業が、農協の単独事業なのか、協同事業なのかという認識の問題がある。

このように和田報告は、独禁法の条項に分け入って、その精神と協同組合への適用除外の根拠を説明し、逆に適用除外されない場合はどういう場合かを明快に示している。農協の事業が農協自身の利益のためでなく、組合員の利益のために行われることがいかに重要かを教えられ

るだけでなく、具体的な事件の判断基準についても示唆するところ大である。

### 3. むすび

組合員の農協利用率、農協の系統利用率を高め、協同組合としての機能を効果的に発揮していくことは、今日の情勢においてこそますます重要な課題となっている。独占禁止法はそのための障害になっているのではない。同法は民主的で健全な国民経済を築くうえでその本来の役割を果たすことが期待されているし、農協の協同事業が連合会を含めて同法の適用除外規定によって保証されていることに変わりはない。ただし、保証されているのはあくまでも組合員や会員がそれによって利益を得る協同の事業であって、農協または連合会がそれ自身の経営上の利益のために行う事業ではない。つまり農協および連合会は常にその存立の原点である相互扶助と協同の精神をふまえて事業活動を行うという基本が大切なのである。それがあれば何も恐れるものはない。今回の事件をも、組合員一人一人の自覚に支えられた協同事業のより強力な展開の契機として前向きにとらえることが必要なのである。



# 新たな食料・農業・農村基本計画に関する研究

～課題別提言とその論点～

北海道地域農業研究所 所長／北海道大学 名誉教授 黒 河 功

1. 世界の食料需給が、途上国を中心とする人口増加および経済のグローバル化等によって、依然としてひっ迫傾向にあるなかで、わが国の食料自給率は相変わらず40%前後で推移しており、世界最大の食料輸入国であり続けている。これまで政府は自給率向上のために各種施策を講じてきたが、耕作放棄地の拡大や農業者の高齢化のために、未だ目標とする水準まで達するに至っていない。

一方、北海道の生産現場においては、市場原理のままとする規制緩和の拡大および原油・肥料・飼料価格の高騰やその価格転嫁がなし難いことなどにより、農業生産額および農業所得が激減しており、主として専業的農業者によって担われている農業経営は大きな打撃を被っているところである。

わが国の食料基地として重要な役割を果たしてきた北海道農業を維持しさらに発展させていくためには、専業的農業者を中心とする分厚い担い手の存在とその後継者の確保・育成が必須である。そのためには合理的な農業所得の確保が大前提となり、そのためには必要な施策・支援が政府の予算の措置あるいはJAの取り組みが、今こそ必要となっているのである。

本報告は、新たな食料・農業・農村基本計画策定に当たり、基本計画が具備すべき事項や枠組みについて、北海道の立場から具体的に検討し提案するものである。本報告を作成するにあたっては、北海道農業協同組合中央会の支援と北海道農業研究会を中心とする多くの研究者の皆さんにご参加を賜った。きわめて短時間ではあったが、本報告書は、それぞれの担当分野に関する詳細な検討とそこから導かれた具体的な提案を示すものであり、現在の北海道が直面し

ている状況を適切に解説するきわめて示唆に富む内容となっている。

2. これまで北海道農業は、稲作を始め畑作、酪農、畜産、野菜作など多様な農業を展開させており、それぞれの創意工夫により高い生産性と収益的な成果をようやく実現させてきた。しかしながらこれまでのWTO農業交渉の経緯からみると、大幅な関税削減、重要品目数の制限など、北海道農業が実現してきた多様な農業展開を暗礁に乗せるがごとき情勢をみせ、さらに今後の交渉の行方については農業関係者をしておおきな危惧を抱かせている。

本報告の最初の研究報告は、農業交渉の行方についていくつかの想定を置きながら、それぞれの交渉内容がもたらす北海道農業への影響について「地域マクロ計量経済モデル」の援用による計量分析を行い、今後の交渉への手掛かりを示すものである（「WTO農業構想の行方と自由化による北海道農業・地域全体への影響～地域マクロ計量経済モデルによるインパクト試算～」北海商科大学 阿部秀明）。

3. さてわが国農業は、WTO交渉など国際的コンプライアンスによる各種協定による制約のもと、自給率向上という一見相矛盾する狭間に陥りながらも、国内対策として「水田・畑作経営所得安定対策」などが講じられてきた。しかしその対策内容について、実施直後から透明性・公正性にかかる問題点が見え始め、北海道は専業的・大規模展開であるがゆえに、農業経営に与える影響は甚大なものがある。そこで「水田・畑作経営所得安定対策（北海道武蔵女子短期大学 松木 靖）」では、「経営所得安定対策」

がもつ問題点を指摘し、かつ問題解決の考え方について明確に解説している。

また近年、米の生産調整に関する制度に対して、その参加をめぐって農家間に不公平感がもたれ、制度を選択制とする旨の政府からの発言があった。現在、北海道米はわが国の中でも売れ筋ナンバーワンと目され、米政策の行方は看過しえないものがある。そこで「米の生産調整（酪農学園大学 小池晴伴）」において、現在の米政策（生産調整、米価水準、所得確保、MA米）の見直しについて検討を加え、北海道からの具体的な提言を行っている。

4. 北海道における酪農は、明治以来、西欧からの革新技術の導入や急速な規模拡大などによって、わが国最大の生産基地として成長してきたが、現在、畜産物を効率よく生産するための配合飼料の半分を占めるとうもろこしが、平成18年秋以降急激に上昇を続けている。そのうち生産者が負担する飼料代、輸送費も値上がりの影響を受け、酪農経営は大打撃を受けているところである。このようなコスト上昇は、生産者の努力だけでは吸収しえず、関係機関の対策にも限界がある。そこで「北海道酪農の成長方策（酪農学園大学 荒木和秋）」では、北海道酪農の今後の方向性について検討し、講ずべき必要な施策をあげている。

5. わが国の自給率向上問題に関連して、農地問題と農業者の高齢化・後継者確保の問題は大きな課題となっている。北海道においては、耕作放棄農地問題は府県に比べ相対的に低いとされているが、1戸当たりの農地面積規模が大きいゆえに、耕作放棄あるいは農地流動化の問題は、北海道独自の問題を提起するものとみられる。昨今、「農地制度」の内容・性格に関する改正がなされたが、「農地制度の改正と北海道農業の課題（北海道農業会議 橋本正雄）」においては、北海道ゆえに重要な側面・問題

点について指摘し、さらに今後ますます農家数が減少するとみられる中で、農地の受け手・受け皿のあり方について、北海道のもつ状況に応じた論点を展開するものが、「農地受け手対策（北海道大学大学院 東山 寛）」と「農地受け皿法人の特徴とその動向（北海道地域農業研究所 井上誠司）」である。

6. さて北海道農業の担い手は、大規模農業展開による専業的経営が広範に存在しているかの印象が持たれているが、実は農家子弟の農業就業率は全国で最も低いものとなっている。したがって、農地や経営を引き継ぐ者をそれだけ外部から求める必要がある。同時に引き継ぐ農地・経営は相対的に大規模となるので、それだけ高度な技術習得が必要ともなる。このように北海道においては、「後継問題」はきわめて重要な課題となっているのである。これに関連して、担い手確保、研修システム、各種支援システム、そして農業経営が常にいかに革新技術を取り入れながら収益向上を目指していくべきかについて検討を加え、そこにおいて必要な対策について講ずるものが、「担い手対策（北海道地域農業研究所 黒澤不二男）」、「多様な担い手・研修システム（北海道大学大学院 小林国之）」、「コントラ・TMR・農協組織（北海道立中央農業試験場 金子 剛）」である。

7. さて今後、北海道農業の発展のためには、是非、生産力向上の対策が具体的に講じられておく必要があるが、本研究の締めくくりとなる「担い手農家の規模見通しとコスト削減の新技術（北海道農業研究センター 仁平恒夫）」においては、規模拡大に伴って必要とされる新技術の開発動向とその導入による経営の見通しについて検討するものとなっており、近未来における北海道農業のあり様について、具体的なイメージを抱かせるものとなっている。

## 特別寄稿

# 農協を核とした北海道独自の政策立案能力強化 －研究所の存立意義－

北海道大学大学院農学研究院 教授 坂下明彦

北海道地域農業研究所も20周年を迎えた。10周年の際にも研究所での農協研究の流れを整理したが、この10年を振り返り今後の研究所の社会的役割について確認してみたい。

### 1. この10年の地域農研での農協研究と提言

研究所設立からの10年、すなわち1990年代においては、主に農協・自治体との共同研究という位置づけのもとに地域農業振興計画の支援に全力が注がれたといってよい。北海道農業は1985年を基点に農業政策が大きく後退したことから、農地価格は下落し農協においても大手術が行われた。1990年代はそのショックから立ち上がり、新しい経済環境の中で成長する担い手をベースにした地域農業振興をいかに確立するかが焦眉の課題であった。われわれも時代の動きをどう把握するかに懸命であったが、現場と研究所が一体となり、いかに地域農業のプランニングを行うかという手法開発に四苦八苦した思いがある。10周年記念に出版された『地域農業振興計画の実践と課題－北海道地域農業研究所「共同研究」10年の軌跡－』はその成果である。

世紀が代わり、2000年代になると研究所の調査研究スタイルも大きく変わった。地元との共同研究が激減し、かわって受託研究が業務の中心となったからである。前者の要因は、主に地方の財政力が低下し、農協経営もかつての勢い

を失ったことが原因であろうが、時代の流れが基礎研究に基づいて長期的に戦略を考えるという余裕を失わせたこともある。広域農協の出現が、町村を枠組みとして農協と自治体が一体となって地域振興を図るというわれわれの研究手法に限界をもたらしたことも事実である。

幸いなことに、2002年からは北農5連による農協問題に関わる委託事業がスタートし、北海道という大きな枠組みの中で問題提起を行うチャンスが与えられた。各事業については、別個に整理が行われているので、大きな流れを振り返ってみよう。委託調査は、1期3年で今年が3期目で節目の時期に当たる。委託調査第1期（2002～04年度）は、北海道の農協組織・事業・経営の総合的把握を行うという大事業であり、大規模な組合員・農協アンケート調査と先進事例調査をもとに取りまとめが行われた。かつての太田寛一会長時代の『ホクレン白書』を作るには、連合会との共同研究体制が必要であったが、そこまでの力量はなかった。ただし、府県の経済事業改革が後ろ向きに徹したのに対し、北海道の農協の実力を確認したことは大きな成果である（『農協改革への提言－北海道の内なる改革をめざして－』2005年3月）。

第2期（2005～07年度）からは、個別課題を掘り下げるうことになり、『北海道における農業生産法人と農協－拠点型法人化の意義－』2007.3、『農協における地域農業支援体制の構築と実

践』2007.3、『流通多チャンネル化に対応した産地・生産部会の動向』2008.3、『北海道における担い手育成の組織的対応』2008.3、が取り組まれた。農協の農業生産法人への対応問題、広域農協における新たな営農指導体制の構築、流通多様化のなかでの直売的取引の内部化、新規参入支援のあり方など、まさに時代のトピックに取り組み、情報発信を行った意義は大きい。ただし、手法開発をねらいとする委託先の意図と理論的整理を意図とする研究者側の意図とは大きな壁があり、研究所を困らせた点は率直にお詫びしなければならない。情報発信の点では、前期10年では精力的に行い、府県の研究者を仰天させた『地域農業研究叢書』の発行がほとんど行われなかった点は致命的である。しかし、それを補完するものとして、『ニューカントリー』とタイアップして進めた「連載」があり、好評であった。なかでも『地域農業の底力—農協の可能性を拓く支援システム』(北海道協同組合通信社、2009.8)として出版した連載は、第3期の基礎となった。

第3期（2008～10年度）は、基本課題を「北海道農業を切り拓くJAルネッサンスの道」とし、すでに『グリーン・ツーリズムの経済効果と類型把握』2009.3、『北海道における農協を主体とした地域農業支援システムの類型と課題』2010.3などの成果が出ており、2010年度は農村福祉問題に取り組みつつある。農協の取り組むべき新しいジャンルへの提言である。

以下では、これまでの研究課題の中からより深めるべきテーマを整理し、調査研究体制のありかたについて指摘したい。

## 2. 今後の農協研究の課題

### (1) 農協による地域農業支援システム—個々の地域性を生かした体制づくり

水田、畑地、草地の上で展開される土地利用型を特徴とする北海道農業は、地域性をもって形づくられてきた。むろん稻作、畑作、酪農に

園芸を加えた農業経営形態による区分が基本であるが、開発の歴史に規定された農家気質（かたぎ）や農協運営の仕方（たとえばトップダウン・ボトムアップ）は経営形態をこえて共通したものがある。農協設立から60年余り、地域農業支援システムも地域農業の特徴を踏まえつつ、独創的に形成されている。

『地域農業の底力—農協の可能性を拓く支援システム』で取り上げた事例は20に余りあり、その他の優良事例を加えると全道の3分の1の農協は、自治体などと連携してシステム化を図ってきたといえよう。これらは、経営形態の違いをこえて相互波及している。たとえば、十勝の施設利用型部会型の組織化が米地帯に、網走の作目別生産部会型の組織化が野菜地帯へといった動向である。担い手育成を拠点型法人化を通じて行う動きも水田地帯、畑作から酪農への移行地帯、中山間地帯で生まれており、北海道型の集落営農のあり方として注目される。個々の地域性を生かした支援体制づくりを全道くまなく進展させることが「生産農協」をベースとした北海道の農協の基本である。

### (2) 食の安全・安心基盤の強化—経営主体・消費者・加工メーカー

食料基地としての北海道農業をどうアピールするか、これは農業の質の問題に他ならない。大学側も3大学（酪農学園大学・北海道大学・帯広畜産大学）による食の安全・安心基盤にかかる連携センターを発足させている。20世紀型の「胃袋を満たす」生産力主義の農学から「地球と人間」にやさしい21世紀型の農学へのシフトがそれである。これを農業生産現場で推進し、なおかつそれが経済的にペイするための「解」を求めなければならない。

北海道の農業は、冷涼な気候や豊富な水の存在を前提に、しかも一定の耕地基盤を持つことで内地と比較してより安全な農畜産物生産を実現してきた。しかし、家族経営の枠組みでの作

業効率の追求は、商品リスク・冷害リスク回避として進められた複合経営を排除し、基本的には専作化の方向に舵を切らざるを得なかった。経営主体をどうするのかが、第1の問題である。協業化の議論は避けて通れない。

安全・安心は最終消費者の食卓とつながる部分から始まった。生鮮食料品である。野菜を中心とする「こだわり物」の生産はひろがりをみせ、これを基点に農家経済の多角化（地場の農畜産加工、グリーン・ツーリズム）と食育運動へと向かいつつある。ただし、ネットワーク化すべき「有機」の営農類型は確立していない。農協も事業として、これらの動きを包摂する術を持っていない。トレサビリティー確立後、農協が行うべき第2の問題である。

加工農畜産物の安全・安心への対応は、さらに難しい。日本の有機農産物流通シェア0.1%という数字は動かせないものではない。ヨーロッパの「有機」は、穀物と畜産である。北海道の農協は、加工メーカーに対し、自らもメーカーになることでコストを割り出し、価格交渉力を強めるという戦略をとり、見事に実現した。「加工のホクレン」といわれる所以である。しかし、それが北海道レベルでの新たな「農商工連携」推進の足かせになっているのではないか。第3の問題である。

### (3) 生活の場としての農村の位置づけ－社会的企業としての農協

北海道の農協の弱点は「生活」にある。複数組合員化も進んでおらず、女性理事も誠に少ない。保守的な大学でも女性教員を20%、さらには30%とするプロジェクトが着手されている。

開拓地北海道は、内地同様、ある意味ではそれ以上に男社会であった。内地では混住化が進み、農業の担い手が女性にシフトし、地域協同組合化路線により、農村協同組合になった。北海道では、規模拡大が進み、酪農を始めとして女性なしでは経営が成り立たない事態にはなっ

ているものの、農協は農業協同組合であり、生活活動は生活事業であった。

単位農業所得の減少により、単位面積当たりの人口扶養力が減少し、規模は拡大したが農家人口も農業に依存する農村人口も激減した。高齢化も進展をみせている。こうした中で、地域の協同活動の強化が求められている。なにも、ヨーロッパだけがモデルではないが、そこでは農業政策も農村開発政策にシフトし、住民自治、住民の政策能力が事業採択の基礎となっている。また、格差社会のもとでのセーフティネットを「お上」だけに頼るのではなく、住民自らが事業を興し、N P Oとともに問題解決を図ろうとする動きがある。社会的企業といわれる存在である。経済ベースの事業は事業として、住民や自治体とも連携して農協が社会的企業としての顔を持つことが、北海道の農協のひとつの基本的価値となろう。

### 3. 政策提言の場としての研究所

この10年、2000年代に入り、ある意味では農業・農村のあるべき方向性は鮮明になったといえるかも知れない。むろん、課題は山積みであるが、市場原理主義にもとづく強者の論理では農村の行く末は先細りである。グローバリズムへの戦いは、協同によるネットワークづくりをおいてないのである。

政権交代はしたものの、地域分権主義は農業政策の中に位置づけられてはおらず、従来型の陳情型の政策要求方式が否定されたなかで、いかに食料基地北海道として政策論的に問題提起を行うかが焦眉の課題である。このためには、北海道としての農業に関する中長期ビジョンを早急に策定し、そのなかに個々の政策課題を位置づけ、久々に追い風のもとにある北海道農業の存在意義をアピールする体制づくりを進めることである。研究所は、その要のポジションを獲得すべき時期にあるといってよい。北海道農業界のシンクタンクとして名実ともに位置づけ

ることが課題なのである。

研究所設立のビジョンのなかに、定点観測的調査研究体制の構築があり、実際にその働きかけを行ったが実現には至らなかった。2008年に3大学によって設置された連携センターは、この構想を引き継ぎ、全道8ヶ所に農村サテライトを設置して地域農業振興のための具体的な手法開発に取り組んでいる。この10年の農協調査研究、特に近年のそれは大きな成果をあげたと自負しているが、実践的な手法開発の側面では

及ばない点があったことは率直に反省しなければならない。遊撃戦的調査の限界である。これからは、陣地戦的な調査研究が求められており、理論と共に問題解決型のアプローチが必要となっている。政策要求も、地域・北海道という枠組みでの自己責任と支援要請という説明責任をもった政策提案のもとで実現可能となるであろう。大学と研究所、農業界の一体となった調査研究体制の充実、これがこの先10年の大きな課題なのである。



## 10年間の研究業績のまとめ

# 業績の総括的評価と地域農業研究所に求められるもの

北海道地域農業研究所 所長／北海道大学 名誉教授 黒 河 功

この10年間における国内農政の動きは、WTO 農業交渉に明け暮れたという印象が強い。まず平成11年に「食料・農業・農村基本法」が制定されたが、先進国の食料生産過剰による財政逼迫を解決するための農業交渉というWTOの趣旨に対して、食料自給率向上をうたう新基本法はまさに「苦肉の策」の内容となってしまい、いまだ農業現場に混乱をきたしている感がある。近年でみれば、米リーマンショックに端を発した金融経済破綻の連鎖も、巡りめぐって農業関連投入資材価格の暴騰と、その影響による農業現場における混乱を招いた。さらに、わが国の政権交代によって国内農政の柱が「戸別所得補償制度」に移行し、現在その制度に沿って対策が講じられようとしているが、未だ詳細については不明の部分が多く、向後、様々な課題が山積されているとみなければならない。

このように、まさに激動の嵐といってよいこの間の国内外の情勢・経済変動によって、農村現場では実に多くの問題が招来してきており、北海道地域農業研究所も、この10年間、実に多様な諸課題について取り扱ってきたといえよう。当研究所設立当初においては、道内各市町村や単協による農業振興計画策定への支援が中心的な業務であったと記憶しているが、この10年間における研究業績一覧をみると、まことに多岐・多様に及んでいる。

それらについて纏めてみると、①基本的業務内容たる「農業振興計画策定」、②「農地問題」や「担い手問題」など、農業・農村がもつべき機能発現にとって不可欠な資源の確保維持に関する問題、③今後の地域農業振興にとって地域全体で取り組むべき「地域農業支援システムのあり方」問題、④「トレサビリティ」、「グリーンツーリズム」など、国民からの農業・農村に

関連する様々な需要に応えて、新たな活路を見いだそうとする新領域というべき課題、そして、⑤「農協事業運営体制の再構築」および「独禁法適用除外問題に対する農協の対応問題」など、いわゆる小泉構造改革における経済財政諮問会議および規制改革会議などにおける「農協改革論」に対する北海道の農業現場からの問題提起と、それに基づく理路整然とした反論作業などであろう。とくに、北海道にとっては地域農業の存続に関わるきわめて重大問題である系統批判に対して、正面からその存在の必然性・妥当性を理論的に論証してきたことに対しては、高い評価を受けているところである。

このように、この間、当研究所が多岐にわたる多様な諸課題について適宜に応え、業績を重ねてきた背景には、当研究所の業務活動を実質的に支えてきた多くの研究者の方々の存在があり、これら一連の業績の成果の多くはわが研究所における協力研究者の賜物であるといえる。改めて、深く感謝を申し上げる次第である。

北海道地域農業研究所が高い評価をえてきた理由のひとつは、課題への実証的接近方法にもその理由があると思われる。すなわち、マニュアル化した机上の計算ではなく、実際に現場におもむいて農村・農業・農家実態についての緻密な調査を加えて作成したものであるからである。その意味で、この間の当研究所がなしてきた業績の自己評価は、概ね満足すべきものと自負する次第である。

今後とも当研究所においては、北海道農業・農村の発展にいくばくかでも貢献をなし続けられる存在であるよう、ますます精進を重ねてまいる所存である。関係の皆様には変わらぬご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げる次第です。

**これからの10年を目指して**

# 若手研究者が見る10年後の北海道農業の姿

## 連携をキーワードにした持続可能な北海道農業の展望 ～これからの10年を目指して～

北海道大学サステナビリティ学教育研究センター 博士研究員 工 藤 康 彦

現在の北海道農業を取り巻く社会の状況や環境は厳しい。農業経営の継続、担い手不足を始めとする労働力不足、食の安全・安心への取り組み、自給率の向上など数を上げると限りがない。このような状況や環境は、10年後も大きく変わることはないであろう。一方で、北海道農業には、日本の自給率を支える唯一の農業地帯または食糧供給基地としての地位が期待される面もあり、その役割は大きい。では、本当に明るい未来はないのであろうか。

確かに、冒頭に示したように現状は厳しく、容易に課題を解決することは難しい。しかし、自らの経営や地域の農業を維持するため、国民からの期待に応えるべく農家や農業関係機関は様々な努力や取り組みを行い一定の成果をあげている。例えば、関係機関に依存してきた経営から自律した経営への転換を図る農家、環境に配慮したクリーン農業へ取り組む農協、国産農産物を見直す運動など様々である。

また、北海道には高い潜在能力を持った自然環境や資源がある。さらに高い開発能力を有する食品工業など農業関連産業も存在している。そして高度な知の集合体として大学・研究機関も存在しており、恵まれた「地域資源」がある。これら地域資源を有効に利活用していく、言い換えるならば上手に「連携」させることが出来ると、明るい未来（＝持続可能な北海道農業）

が見えてくるだろう。

これまで私は、地域農業という視点で農業生産法人の役割（南幌町の法人）、食料産業クラスターという視点から食品工業や公設試験機関による農産物の副産物・未利用資源の有効利活用について（道内の各地）、あるいは小麦を軸とした製粉業者による垂直連携や異種業との水平連携（江別のハルユタカを軸としたクラスター）などに研究あるいは事例分析をしてきた。

これらの事例は、従前の何かに依存するようなものではなく、範囲や規模の大小に差はあっても自律を目指した取り組みといえる。ここでキーワードとして「連携」があげられる。最近、「連携」という言葉が頻繁に使われるようになった。しかし、人や機関が寄り集まっている状態で連携したと考えられているのではないだろうか。実際、連携をキーワードあるいはスローガンに時局を乗り越えようとする取り組みを見る。真の「連携」とは別物ではないだろうか。

「連携」に必要なものは、単なる寄り合い所帯ではないことを指摘したい。目標を定め、それに呼応する人々や機関（＝ステークホルダー：利害関係者）が集まる。そして目標に呼応したステークホルダーを「つなぐ存在」が必要となる。それは単なる仕切り役ではない。目標の到達点を見越し、必要な人材、情報や資金源を提供や確保できる能力を有し、各ステークホルダー

の立場を配慮しつつ、取りまとめていく存在である。重要なのは実際に動くことができる (=汗をかくことができる存在) である。さらに、「つなぐ存在」だけでなく、ステークホルダーがフラットな関係で目標に対する情報の共有と話し合える「コミュニケーションの場」(以下、「場」) の形成が必要である。

既に「つなぐ存在」として大学や研究機関があげられ、期待が高まっている。同時にその機能の拡充が求められている。また、「場」の形成としては、道内の農学系3大学による大学間連携の取り組みや地域に根差したサテライト<sup>(注)</sup>があり、今後の取り組みに期待が寄せられる。さらに農協など農業関係機関など現場を「つなぎ」、「場」を形成してきた北海道地域農業研究

所の20年の活動を忘れてはならないだろう。

持続可能な北海道農業には、「連携」が必要でありそれには「つなぐ存在」と「場」の創出が重要である。また内輪で済ますことなく、その輪を広げていかなければならない。これらが実現されると明るい未来が待っているに違いない。さいごに各地では、眞の「連携」が動き出しているが、「つなぐ存在」や「場」はまだまだ足りない。それらを生み出すため北海道地域農業研究所には、もうひと汗をかいて頂き、若い我々を後押しして頂けることを願うばかりです。  
注：例として、富良野サテライトがあげられる。北海道大学大学院農学研究院、同大学サステイナビリティ学教育研究センターと富良野市の連携したことにより開設されている。

## 10年後の北海道農業

北海道大学農学研究院札幌サテライト 特任助教 小林国之

私が北海道地域農業研究所に最初にお世話になったのは、大学3年生の時。1995年であったと思う。前所長である太田原先生のゼミに所属していた私は、ゼミの中でも楽しみにしていたイベントである農村調査を行った。当時は、現愛媛大学の板橋衛さんが研究所にいらして、その調査の事務局として我々学生を仕切っておられた。

それから15年。今回は「10年後の北海道農業」をテーマに何か書けと言うことであるが、私が学生としてはじめて農村の現場に足を踏み入れたときから今までの変化から、これから変化を予測することはできるであろうか。例えば、農業を環境問題の視点から捉えるという手法は、当時は非常に目新しいものとしてみられていたが、現在ではもうすでに一定の市民権を得ている。

変化しているものをみつめて将来を見通すことは困難である。一方で、過去10年間変わることなく研究されてきたテーマから、将来を見通すとどうなるであろう。例えば、営農集団、生産組織の問題はこの10年間、法人問題や集落営農などという形を変えて、ずっとテーマとして掲げられてきた。

そして、農協問題もそうである。

ここ数年、個人的に興味を持っているテーマとして「人材育成」がある。農協というテーマに引きつければ、職員や組合員の育成ということになろう。人的結合体である協同組合の基本は「人」である。人づくりは、昔から取り組まれてきたテーマである。農協にたいする様々な社会経済的条件が変化している今、どのような人材育成のあり方が求められているのであろう

か。人材育成のあり方を考えることは、北海道農業、農村の担い手としてどのような「人物像」を想定し、その人々に対してどのような「農協像」を重ねるのか、という作業とつながる。

北海道地域農業研究所の協力研究員をさせていただくことで、系統農協に関する様々な研究課題に参加させていただく機会を得てきた。研究者、とくに大学院生などの若手の研究者にとっては、研究所の協力研究員として現場に出る機会を得られることは、非常に有意義なことである。社会科学である農業経済学にとって、実態把握がすべてのスタートだからである。

次の十年を見通す中で研究所に期待したいこ

とは、研究課題の設定や、具体的な調査、中間報告などの段階で、現場の方々とともに議論しながら研究を進めていくような体制の整備である。現場がどのような課題を抱えているのか。そして、研究者としてそれにどのように応じることが出来るのか。現場の方々と大学・研究機関の人々が、フラットな関係で議論できるような場を設定するということは、地域農研だからこそ可能な役割ではないだろうか。

さらにいえば、研究成果をもとにしながら、現場と研究者がともに行動できるような仕組みができあがったときに、次の10年の北海道農業像も描くことが出来るのではないだろうか。

## これから10年の方向性

北海道大学農学研究院富良野サテライト 博士研究員 糸山健介

北海道地域農業研究所は、平成22年度をもって創立20年を迎える。本人が北海道地域農業研究所と関わるようになったのは、ちょうど10年前からであり、一昨年度前までは3年と短い期間であったが職員として業務・研究に携わってきた。今こうして振り返ると、業務・研究を通して幅広い知見を得ることができ、現在の自分は北海道地域農業研究所なくしては語ることができないように思えてならない。しかしだからこそ、沸々と湧き上がる思いもあり、これから10年というテーマで北海道農業に求められる研究や北海道地域農業研究所の方向性を私的に考察してみたいと思う。

これから10年の北海道農業を見据えると、政治・政策はどうであれ、間違いなく農家戸数は減少し続けると考えられる。これまで農産物市場のグローバル化などによって、農家戸数は大きく減少しているが、その波は今後とも変わ

らないだろう。ただし、これまでと大きく異なるのは、農業生産を維持できなくなる恐れが発生することである。現在の条件不利地域における限界集落や耕作放棄地問題は、その一端を示すものということができる。

こうしたことに対して、現在の研究では専ら複数戸による協業法人化や地域支援システムの研究が行われているように思われる。もちろん、このような研究も重要であるが、これから10年を見据えると、果たしてこれで十分だろうかという疑問もある。それは農家戸数の減少を前提とした農業生産維持のための研究であり、どこまで持ちこたえられるのか疑問なためである。それならむしろ、前提を覆して農家戸数を維持・増加させるための研究が一層盛んに行われてもいいと思われる。

農家戸数を維持・増加させる上で、まず最低限として後継者を確保する必要がある。農家子

弟が後継者として戻ってくるには、それなりの農家所得も必要であるが、それ以上に重要なことは農業を就業先として選択する誇りの形成だろう。現在においても生命の源である農産物を生産していると自負する人もいるが、農協一市場という見えない経路での流通体制が大勢を占めるなかでは、後継者に伝わりにくいものである。直に消費する消費者との交流が求められていると考えられ、交流を促進させるためのグリーンツーリズムやコミュニティビジネス、地域のブランド化に関する一層の研究が北海道において必要である。そして、こうした新たな取り組みは、農家にしてみれば一手間増やすものであ

り、その一手間を確保するための新たな支援システムの構築に向けた研究も求められている。

以上のような研究は現在においても行われているが、問題として感じるのは地域でそれほど活用されていないことである。その原因是研究という情報が一方的に流れており、ミスマッチが発生しているためと考えられる。この情報のミスマッチを解消して、地域および地域農業の振興に繋げるのは、北海道地域農業研究所が果たすべき役割であり、会員や地域に向けた積極的な情報発信や情報収集、自主研究などをきちんとしていく必要があろう。

## 地域農業研究所20周年によせて

帯広畜産大学地域環境学研究部門 研究機関研究員 林 芙 俊

北海道地域農業研究所が創立20周年を迎られますことを心よりお祝い申し上げます。私が研究所の調査研究に参加するようになったのは、2000年に北海道大学農学部の協同組合学研究室に進学したころからです。私の進学した研究室が、農協問題の研究に地域農業研究所と協同で取り組んでいたのがきっかけでした。

この調査研究活動において、私は先輩たちに連れられて、十勝地方の農協調査に参加しました。この調査で感じた、農家や農協の方にお話を伺う楽しさ、それを研究成果としてまとめたときの達成感などが、その後研究者の道に進むことを選んだ大きな契機となりました。

その後、私はミカン産地の生産者組織を研究対象としてきましたが、その一方で、地域農業研究所の調査研究活動を通じて北海道の農業・農協問題の研究にも関わってきました。博士課程に進学したころからはじまった大型の研究プ

ロジェクトでは、私は北海道の農協組合員約6.5万戸に対するアンケート票の作成に関わることになりました。忘れられないのは、私が頼りないことを心配したことでしょうが、当時所長をされていた七戸長生先生が私を自宅に招いてくださり、アンケート票の作成にとどまらず、研究に対する態度や学問としての農業経済学の意義と展望について丁寧にご指導をいただいたことです。そうしてなんとかアンケートを実施することはできましたが、今考えれば冷や汗をかくようなことがたくさん思い出されます。

当時と比べて自分がどれほどの成長を遂げられたか心許ないところですが、現在、私は帯広畜産大学で主に畑作農業の研究に従事しています。地域農業研究所の調査から始まった私の調査研究の出発点ともいえる地に戻ってきたことには不思議な縁を感じます。

前置きが長くなってしましましたが、以下で

は、今までの自分の調査・研究に対する反省もふまえまして、北海道農業と地域農業研究所の「これからの中10年」に対する私なりの期待を述べてみたいと思います。

現在、水田・畑作経営所得安定対策の実施から数年がたち、今後は政権政党の交代のもとでの戸別所得補償政策への転換が予定されています。（編者注：本原稿は平成21年末に提出された物です）そのなかで、農業生産の現場は政策の転換に振り回されている面もあるかと思います。

地域農業の研究に求められるのは、こうした状況や政策の急激な変化にいちはやく対応しつつも、地域農業のなかで変わらない問題の本質を見失わぬことだと思います。このような時代であるからこそ、地域農業研究所は北海道農業の司令塔として変化に翻弄されることなく調査研究をおこない、ぶれない展望を示すことが重要だといえるでしょう。表面的な変化を追うだけではなく、数十年後に読み返しても価値が認められるような研究成果が求められていると

思います。

もう一点は、北海道農業の重要性についての国民的合意を形成するうえでの地域農業研究所の役割についてです。品目横断的政策以降の制度の転換は、国民の税金が農業に対してどれほど投入されているかを露わにしましたが、こうした流れは今後も強まるでしょう。そうしたなかで、農業と農村が守られるに値する地域・産業であることをより明確に示してゆく必要があります。そのためには、農業という産業の特殊性、環境や文化といった多面的機能に関する情報発信だけでは不十分であり、北海道農業自体もまだまだ変わってゆく必要があるのだろうと思います。

地域農業研究所の研究活動がより一層充実し、行政や国民に対する情報発信の面でも、地域農業の健全な発展に対する貢献という面でも、さらなる役割を果たされることを祈念いたしまして、創立20周年へのお祝いのご挨拶とさせていただきます。



## 20周年によせて

弘前大学園芸農学科食農経済コース 助教 吉仲 怜

北海道地域農業研究所20周年おめでとうございます。私の北海道大学大学院在学時代の研究は、研究所の研究事業に依る、いわばパラサイトしながら研究をさせていただき、また勉強させていただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

私が研究所と関わったのは、今からちょうど9年前の2001年になります。私は当時、研究生として北大に来たばかりでした。初めて北海道でさせていただいた農家調査が、芽室町農業振興計画に関わる実態調査でした。山形大学から、学生に毛の生えた程度の知識で、しかも見たこともない畑作農業を対象とした農家調査が、北海道で最初の農家調査になるとは思いもしませんでしたし、その後私が畑作農業を対象に研究を進めるとは想像もしませんでした。

その後、アンケート分析や、農業経営分析など、私の論文業績として成果の有無に関わらず、様々な農業者・農業関係者とお付き合いさせていただく機会をいただきました。現在、大学研究者として末席を汚す者として、こうした経験が現在、様々な場で活かされております。



失礼になるかもしれません、研究所の職員・研究員の皆様は、非常にバラエティに富んだ方々です。ただし、実際に実務に携わってきた方々との仕事は、世間を知らない一大学院生にとって学ぶべきことも多く、また時に厳しいものであったと記憶しております。特に、農家・農村調査においては、私ではできない依頼なども、パワー不足を補う交渉力で、その後の調査を円滑に進める原動力となりました。また、研究者の作業を容易にする独自の分析ツールの開発など、実務経験者がその培ってきた技能・知識を発揮する場として、大変勉強させていただきました。また、職員・研究員の皆さんと公私含めてお付き合いさせていただいたことは、見識浅い私にとっては貴重な財産となりました。そういう研究所が他所ではありません見られないことからも、このような部分も研究所の特徴ではないかと感じております。今後も、若い研究者を積極的に引っ張り、また本務ではないのでしょうかが育てていかれることをお願いしたく存じます。

私が青森に来てから1年がたちました。研究者としての私に対して、地元の農業者の方からは厳しい声をかけていただきます。「農業政策が日々変わる中、日本の農業には農業経営がない、……そんな中でおまえは何をしてくれるのだ。」と。自分の無力さを痛感するとともに、研究所の仕事のお手伝い等でお会いしてきた農家の皆さんを思い出す毎日です。

ただ、私がそんなくだらないジレンマを抱える中でも、農家の皆さんは日々考え、それぞれが自らの家・地域を守るために努力されています。こういった微細かもしれませんのがその努力一つ一つをくみ上げ、明日の地域農業に結びつけていくことは、これまで研究所が行ってきた

農業・農村調査の積み上げによってできることではないかと思います。地域の声を聞き、なるべくそれぞれに寄り添ったアドバイス、施策提言をしていくことこそ、地域を標榜する北海道地域農業研究所のスタンスなのだと感じております。

研究所には、これまで積み上げてきた農家・

農村調査の知識の積み上げがあります。今後もこれらを活かしながら、また若い研究者を活かしながら、農業の現場で活動していく研究者集団を牽引していただきたいと存じます。

地域農業研究所が、職員、研究職員、協力研究員が一丸となって、北海道農業を盛り上げ、発展の礎となることを祈念しております。

## 研究者として北海道農業に携わる一人として －「暗い影」に向き合い「力強さ」を発信していくこと－

北海道大学大学院農学院 博士後期課程 小松知未

農業経営を対象とした調査研究をはじめて7年が経過しています。成果を論文として公表するに至ったのは、ここ3年間、博士後期課程に入ってからですが、2003年、北大・農業経営学講座のゼミに所属し、初めて農家調査を行った経験を出発点とし、あえて7年とカウントして自分に課したいと思います。

現在のように調査研究の道を選択した理由は、初めて接した北海道水田地帯の農業経営の姿から、深く刻まれた「暗い影」を感じ、自分の目で冷静に問題の源を探りたいという気持ちを強く感じたからだったように思います。多額の負債を抱えた大規模経営、構造改革の煽りをうけ離農の決断をせざるをえない中小規模経営、初めて目にした生業とは違う農業の姿に、強烈なインパクトを感じました。それは、非常に厳しい現実であり、「暗い影」に戸惑うばかりでした。しかし、それと同時に北海道でみた農村の姿から、比類ない「力強さ」を感じ、憧れを抱いていました。それは、私自身が、三陸リアス式海岸の閉鎖的集落で育ち、強い帰属意識と誇りを育ててもらいながらも、その閉塞感に傷ついてきたことによるのではないかと思います。

この7年間は、当初の気持ちどおり、問題の所在を探ることに費やしてきました。そのため、過度に冷静さと慎重さを求めすぎたように思います。内にこもり議論のチャンスを逃してきたことへの反省と、外へ目を向けることの重要性を痛感しているところです。

先日、学会において、同世代の研究者の方々が、若手として新たな研究基盤を構築していくたいという思いから、「農業・農村若手コンソーシアム」という研究会を立ち上げていることを知りました。若手研究者の一人として交流し、自身の思いについて語るべき機会を得て、高い



志に気圧されながらも、逆に、自分にも北海道農業に携わっていることからくる自信が芽生えていることに気づきました。はじめて、研究者や農村現場の多くの方々に育てていただいた成果が実を結び始めていると実感できたように思います。

私も、次世代を担う自覚をもった研究者の人として、歩き始める日がすぐそこに迫っています。

ます。未だ経験が浅く、北海道農業について、軽々しく展望を語れないという気持ちに変わりはありません。しかし、これから迎える研究生活の中では、北海道にこもり「若手」と呼ばれる期間を消費してしまうことなく、新たな視点を吸収していきたい、それと同時に、研究をつうじて北海道農業の「力強さ」を発信していきたいと強く感じています。

## 幻想と妄想と研究と

北海道大学大学院農学院 博士後期課程 山 内 庸 平

あらためて、10年後の北海道農業について考えてみたときに、そもそも自分が何故「新規参入」というテーマで研究を始めたのか、それをふと思い出してみた。それがこの原稿に相応しいものかどうか、やや視野が狭いようにも感じるが、現在の自分の力量不足ということもあり、ご容赦願いたい。

私が所属している講座では大学院修士課程1年目の春に、およそ1ヶ月間士別市川西地区の大規模畑作農家へ「援農」に行くという恒例行事（新入生への洗礼）が存在していた。例外なく、私も同期の修士1年と共に川西の「おじさ

ん」の元へと送り込まれることとなった。学部時代には全くといっていいほど勉強をせず、大学院入試の面接では「大学院に来てもっと勉強がしたい」という目的意識のかけらも窺えない恐ろしく漠然とした噴飯ものの回答を口にした私であり、農業に対しては単純に牧歌的な幻想しか抱いていなかった。

しかし、いざ「援農」を始めると、学部時代にモラトリアムを謳歌し、大学院に入学してもなお、その延長線上に胡座をかいていた私にとっては、想像を絶するほどの重労働であり、「おじさん」からの容赦ないお叱りが私の心と幻想を碎いた。圃場からわずか数百メートル離れたパチンコパーラーへ駆け出したいという考えが本気で頭に持ち上がるものの、わずかな距離が絶望的なまでに遠く感じられた。けれども、そんな過酷な日々の中にも、徐々に私の心のひび割れへとじんわり浸透してくる農業の日常があった。それは、休憩時間に提供される市販のカステラやコーラなど高カロリーのおやつであったり、昼食後のお昼寝であったり、面白いほど胃袋に収まる「おばさん」の夕食であったり、「おじさん」が今日のご褒美だといって呑ませ



てくれる日本酒だったりする。同じ地区の農家に作業の過酷さを訴えると、「まだまだ修行が足らん」と優しい笑顔で返してくれた。丘の上にある圃場からの帰り道、トラクターの運転席脇に搁まり、振動に揺られながら見渡す夕暮れに、私は口をポカンと開け、ただその景色に見とれていた。思わず落涙しそうになる。恥ずかしいので涙は流さなかったけれども。そんな日常が農業にはあった。

農業には家族経営ゆえに過酷さが存在するのかもしれない。一方で、それだからこそ、しなやかな力強さや喜びがある。いつしか私は妄想を抱くようになった。「援農」中に書き連ねた雑記ノートの中に、自らが就農し、想像上の社会的生命体である妻と共に農業に勤しむ姿が生き生きと、換言すれば気持ち悪く描かれている。精神的苦痛が伴うが、今読み返してみれば、幻想が妄想へと変化したことは確かに成長だったと思う。たったの1ヶ月間で農業の全てなどわかるはずもない。けれども、その時の思いは今も大切にしたい。

現在、農家戸数は減少を続けている。農家の

高齢化が進み、後継者を確保している農家戸数も少ない。一方で、農家子弟以外から農業という職業を選択して就農する新規参入者が、各年でみれば新規就農者の1割を占めるまでに至っている。しかし、それは決して多いとは言えない。農家調査に行けば、必ずといっていいほど、10年後には地区の農家戸数は半減、さらに深刻なところでは、2~3戸しか残らないだろう、ということをきく。地域によっては、その危機意識から新規参入支援を先進的におこなっている。しかし、それ多くの地域で積極的におこなわれているとは言い難い。今、この手で10年後を拓いていかなければならぬ。

私が「援農」で体験したことなど、わずかな断片にしか過ぎない。それでも、多くの人にその苦労や喜びを実現して欲しいと願う。それが私の今の妄想である。以上、非常に個人的な徒然となってしまったが、最後に、さらに個人的なお願いをして末尾としたい。北海道地域農業研究所には、私の妄想を研究に昇華し、そしてそれを農業へ還元できるよう、お手伝いをお願い申し上げる次第である。



## これからの10年に向けて

北海道大学大学院農学院 博士後期課程 棚 橋 知 春

現在、社会的には、食の安心・安全や食糧自給率の向上、また多面的機能の発揮といった観点から農業への期待は大きいものとなっています。しかしその一方で高齢化や後継者不足による担い手の減少、またそれに伴う耕作放棄地の増加など地域農業は大きな問題をその内部に抱えています。また農産物価格の低迷、資材価格の高騰など周囲を取り巻く状況も厳しいもので、これらの条件は今後も続くと見られています。

こういった状況に対して機械の大型・高性能化、品種改良などの新技術を用い、大規模化による経営の効率化が図られてきました。特に土地利用型の農業が行われる地域を中心にこのような動きは強く見られ、協業法人化に至るケースも多いです。

効率化の一方で、価格の上昇のために付加価値の向上を目指した動きもあります。そのひとつとして、食の安心・安全、また環境保全への関心からクリーン農業は普及しましたが、すでにこのような取り組みは一般化し、契約栽培により価格は安定する場合が多いものの、その付加価値は小さなものとなっています。また農産物加工という方法も採られています。6次産業化など農業者自らが加工から販売までを行う事もありますし、既存の食品会社などとの農商工連携により付加価値の向上を図る事例もあります。このように厳しい状況の中にありながらその対応の選択肢は増え、その結果として各地で独自の取り組みを始める先進的な農業者が生まれ、個別経営は多様化しているのではないかと感じています。

地域農業の視点からみると、無数にあるとも言える選択肢の中から地域の気候風土に合うものを選び出し、ビジョンを明確に持つことが将

来にわたって強い地域農業の実現のために求められていると思います。様々な方向に向かおうとしている農業者を、地域としてひとつの方向性に意識をまとめる場として、組織の存在が必要であり、多くのケースで農協がその役割を果たしています。

これまで私が研究の事例としてきた玉ねぎに関するても、個々の農業者はYES! cleanや特別栽培農産物などの栽培基準による契約栽培や、良食味品種、加工専用品種の栽培など、厳しい状況の中で生き残りに向けた様々な取り組みをしていました。農協では従来からの品目別の生産者組織を通じて、このような新しい取り組みに地域としてまとまりを持った対応を行っていました。その形は地域によって気候風土や歴史的な背景により異なるものがありました。今後も地域としてどのような形で新しい取り組みに取り組んでいくのかということに关心を持ち研究を続けたいです。北海道地域農業研究所の事業もこのような地域の動きを評価し広げていくためのものであると思います。地域社会のみならず私自身もその一助となるような働きをしていきたいです。



# 10年後の北海道農業

北海道地域農業研究所 専任研究員 経 龜 諭

## 1. 2020年夏、十勝平野、ある農家の朝

その日もいつものように私は、開け放たれた窓からの、セミの声に混ざる、ブロードキャスターを載せたロボット・トラクターが圃場を行き来する騒音で目を覚ました。

時刻は8時4分、身支度をして階下の居間に行けば、NHKの連続TV小説にはちょうど間に合う。昨日のうちに衛星からのリモート・センシング・データをパソコンにダウンロードして、GISでそれを加工、作成した可変施肥情報を探し、ロボット・トラクターに転送しておいたから、今日ものんびり寝ていただけた。

カーテンを開けると、隣家の圃場で、主人を乗せたマニュアル・トラクターが忙しそうに行き来してはカルチをかけているのが見える。私は、隣家の主人に手を振って会釈する。

まったく、お隣さんも早くロボット・トラクターを導入すればいいのに。いくら圃場ナビが付いていようと、必ず人間が乗らねばならないトラクターなんて時代遅れだ。去年の早期予約展示会のときにもそう言ったのに、まだ変える気がないらしい。

衣服を着替え、顔を洗って居間に行くと、コーヒーとトーストのかぐわしい香りの中、妻がパームトップPCで、オンラインモールの我が家直売所の注文履歴を読んでいる。

「今日はどれくらい、注文、集まった？」

私は妻に尋ねる。

「うーん、ちょっと予想より多いかなぁ……。特に、中京圏からブロックリーの注文が多く来てるわね。」

「ああ、あっちじゃまだ取れないからな。」

そう言いながら、私はデジタルTVのチャンネルを切り替えて、通いコンテナ業者からの新着メールを開く。それによると、今日の空きコンテナの入荷は少し遅れるらしい。ということは、出面さんに来てもらう時間を遅くする必要があるな。ウインドウの端では、バイオエタノールとバイオディーゼルの市況チャートが、刻々と更新され続けている。

いや、それより連続TV小説だ。私はチャンネルを再び切り替える。

「あなた、そろそろ車検が近いから、プラグイン・ハイブリッドはやめてEVにしませんか、ってまたテスラの人からメール来てたわ。」

「SSの割戻しがあるから次のクルマも農協さんで買うって決めただろ。それに外車は、ディーラーじゃなきゃ車検取れないから困るんだよ。なあ、TVくらい、静かに見せてくれ。」

「クルマと言えば、あの古いセリカ、いつまで置いとくの？ いまどきエンジンだけで、それもバイオ燃料じゃなくてガソリンじゃないと走らないクルマなんてクズ鉄同然よ。」

「男のロマンだよ、あれは。」

「あなたは二言目にはそれよね。私が真珠とか着物とか買ったら怒るのに。」

「うちじゃ、トラックだって、天然ガスの古い奴じゃないか。」

「トラックはしょうがないでしょ。そんなに新しいのを買うわけにもいかないし。」

どうやら、また今日も連続TV小説をまともに見られないらしい。私はそう思いながら、ため息を一つついた。窓の外のセミは、まだやかましく鳴いていた。

## 2. 農業・農村分野における地理空間情報科学の応用可能性

1. で述べた情景は、決して絵空事ではない。バイオ燃料・天然ガスといった代替燃料の普及やeコマース、通いコンテナ利用の進展等については他稿に譲ることとして、ここでは特に、農業・農村分野における地理空間情報科学の応用可能性について述べる。

1995(平成7)年の阪神淡路大震災における被害状況把握や復興計画立案等において地理情報科学が注目されたことを契機に、わが国では国家的プロジェクトとして地理空間情報の整備が行われてきた。特に、2000(平成12)年の米国政府による民生用GPS(Global Positioning System:衛星測位システム)のスクランブル信号解除と、わが国における2007(平成19)年の地理空間情報活用推進基本法施行以降は国や自治体により無料で提供されることとなった地理空間情報を利活用すべく、従来よりも格段に安価なGPSレシーバーやGIS(Geographical Information System:地理情報システム)ソフトが広く一般に普及し、また、それらを応用した様々な装置の開発がなされている。農業・農村分野においても、1990年頃より提唱されはじめた精密農業(Precision Farming)、あるいは行政情報のGIS統合管理化の一環として、地理空間情報科学を用いた先進技術が次第に普及し始めている。

その事例として、農林水産省農村振興局による、農業基盤に関するGISの整備・活用事業は大きな一步だったといえる。同局により2001(平成13)～2003(平成15)年度に行われた「第4次土地利用基盤整備基本調査」では、はじめてGISが情報管理に導入され、また2004(平成16)年度から毎年行われている「農業基盤整備基礎調査」では、GISを用いた情報更

新・分析が一般化した。

作物や地表に直接触れることなく生育状況や土壤成分を観察できるリモート・センシングについても、土地利用調査、植生調査、水質調査、地質調査等、多岐にわたる分野で既に利用がなされている。衛星や産業用無人ヘリコプター、農業機械上の車載センサーを用いたものなど、予算や頻度に応じて様々なシステムが選択可能である。

また、自動車用のGPSナビよりもさらに高度な機能を持つ圃場用GPSナビも、既に数社から発売されている。わが国においては初期導入費用80～120万円ほどとまだ高価だが、本道の農作業に多い、熟練技術が要求される、目印なしの直進走行・等間隔平行作業の繰り返しにおいては、本システム導入により大幅な労力低減が見込まれる。北米では既に、ジョン・ディア社がトラクター等の農業機械の純正オプションとして、“GreenStar”と呼ばれる、GPSナビシステムとそれに連動するGISのバンドル販売を行っている。

それをさらに進めたロボット・トラクターの開発も、同時平行で行われている。これは、あらかじめGIS上で圃場までの経路や作業内容等を入力したり、あるいは人間の操作を記憶させたりして、一定の動作をトラクターが自動で行うようにしたシステムである。

これら先進技術がどれほど普及するか、どう関連付けられて利用されるかは、多分に保守的な農業・農村分野の状況を鑑みるに現時点では確証が持てない。だが、今後の担い手の高齢化や、新規就農ブームによる世代交代には、こうした状況が実現する可能性が存分に秘められている。そんな10年先の本道農業に夢を馳せ、ここでは一旦筆を置きたい。

## 新たな挑戦（10年後の北海道農業）

北海道地域農業研究所 専任研究員 正木 卓

昨年春、研究所書庫に保存されている佐伯利彦著『友づれ』を読んだ。頁を捲り読み進めるたびに、何か全身から熱いものが沸いてくるような気持ちになったのを覚えている。著書の中では、佐伯氏の地域農業振興への熱い思い、農協運営への姿、地域農業研究所が誕生した経緯や設立趣旨である「北海道農協問題懇話会精神の地域主義・現場主義を一貫すること」が強調され印象に残っている。

私は昨年4月から縁あって（北大・協同組合学講座に所属していたことから）、地域農業研究所の研究員として業務・研究に携わっており、『友づれ』に纏められているような歴史と実績がある研究所に在籍できたことを誇りに思うとともに、その重みを痛感している。

今、地域農業研究所が創立20周年を迎えるにあたり、研究所の一員として存在してはいるが、研究に対する力量が不十分な状況で、与えられた「これからの10年」というテーマで北海道農業に求められる研究や北海道地域農業研究所の方向性を論じるは、大きな冒険である。しかし、せっかくの機会でもあるので北海道農業に対する私の思いを述べ、その冒険を試みたいと思う。

これから10年の北海道農業を見据えたとき、政治・経済の問題は別として、北海道農業には多くの問題が山積しているように思う。高齢化・担い手不足、農地価格の下落、土地改良問題、自由化による経営の悪化などである。とくに最近では、条件不利地域における耕作放棄地問題が深刻化しており、地域として農業生産を維持できなくなる可能性や既にできなくなっている

地域も見受けられている。だが、今このような条件不利地域といわれる地域において、若手農業者を中心として地域農業の再構築へ向けた新たな挑戦が「共同利用・受託組織」設立によって行われている。私がフィールドとしている道南地域（渡島・檜山管内）は、北海道の中でも耕作放棄地率が高く、とくにニラ生産で産地を形成した知内町は、管内の中でも耕作放棄地率が高くなっている。その要因については詳しく述べないが、施設園芸を取り入れることにより、水田をベースとした土地利用型農業が脆弱化し、農地利用の空洞化が進行したため、その結果として、耕作放棄地や不作付地が増加した。その中で農地を適切に利用・保全し、土地利用型農業を再構築することが地域全体の課題となっている。このような危機的状況ともいえる現状から、とくに若手農業者、“アラフォー世代”を中心とし土地利用型農業の再構築を目的に「共同利用・受託組織」を立ち上げ、農地利用の高度化に向けた取組みが行われている。

ここで紹介した例は特別といわれるかもしれない。「中心となり得る若手農業者が存在しているからではないか」という反論もある。しかし、こんな時代だからこそ「地域・集落が一丸となった共同的農業経営」が求められるのではないか。冒頭に述べた『友づれ』のように、地域全体が生きながらえれるような農業を目指すことが今後重要となるように私は思うし、その思いを持って、地域主義・現場主義を貫きながら研究をしていきたい。

## 地域モニター(農業者)が語る北海道農業の将来と私の夢

当研究所は主要な業務として、農協や市町村の地域農業振興計画策定支援や地域における各種調査研究を行ってきましたが、それらの実施過程の中で、農業者とりわけ若い新進気鋭の農業者との接点が少なく、現地の実態や農業者の意向を的確に把握していたかどうか反省することもありました。

そこで、若手の農業者の方々と当研究所のスタッフが忌憚なく情報交換や議論する場としての機能を期待して、若手農業者を現地モニターとして委嘱いたしました。

平成21年2月10日に第1回「モニター会議」を開催し、現地モニター8名の方々による営農をめぐる状況や現地の農業情勢について報告をいただき、率直な意見交換を行い、大変有意義でした。

その後、平成22年3月9日に開催した第2回「モニター会議」は、地域で直面している問題・課題、本道農業の将来展望やモニター各自のビジョンや夢などを語り合う座談会形式で行いました。

この会議に出席していただいた現地モニターの方々は、津島朗さん(音更町、畑作経営)、和崎陽一さん(北見市端野、畑作・野菜経営)、大塚裕樹さん(新篠津村、畑作・野菜・稻作経営)、貞広樹良さん(美唄市、稻作・畑作経営)、加茂俊幸さん(中富良野町、稻作・野菜経営)、赤塚冬樹さん(天塩町、酪農経営)の6名で、大嶋貢さん(知内町、野菜・稻作経営)、岩松邦英さん(浜中町、酪農経営)は所用により欠席となりました。なお、司会を当研究所特別参与・黒澤不二男が担当し、また、特別に専任研究員・正木卓も加わりました。

以下にその座談会の内容を紹介致します。

**黒澤** 今日はあまり後ろを振り返らないで、特に、北海道農業もそうですし、皆さん方の経営についても、どういうことをこれからしようとする、あるいはこういうことが必要ではないか、というようなことをざっくばらんに話していただきたいのです。

これから話の進め方ですが、とくにシナリオを描いてはおりませんので、皆さん方の発言していただいた内容から、次のステップを考えるという方式でいきたいと思います。最初に「今、あなたは何をしているの」という部分をお聞きしたいと思います。農場のことでも個人のことでもいいです。つぎに地域のことをお聞きします。

地域のことについては、地域でのトピックスを、公式的な建前論ではない、インフォーマルな噂話を聞きたいのです。噂話というの

は、井戸端会議等での話題、すなわち同じ世代の仲間、あるいはオヤジ連中、女性たちの中で、こんなことが話題になっているよ、いま関心事になっているよ、というようなことです。

これは堅い農業経営そのものに関連するばかりではなくて、趣味だとか、外国の話などでも結構です。話題になっていることを第2段階で聞きたいなと思います。

3段階目として、このモニター会議の持ち方や研修(情報交流のあり方)とも関連するのですが、現下の「基本計画」だと「所得補償政策」に対し、皆さん方がこういう感じを持っている、あるいはこんな注文があるぞというようなことです。

4番目は、自分は今の情勢変化を踏まえながら、こういうことを経営の目標として設定

している、考えているということをお聞きすることを一応の筋として話を進めたいと思います。

では、音更の津島さんから、お願ひします。

## 現状について

**津島** 私のやっていることは、今まで全くの畑作専業で、主力3品プラスα。麦チェンの話が飛び交う中、北見農試で開発された「はるきらり」という春小麦の試験栽培を2年間実施しています。栽培技術的なものは十勝試験場の方が来て支援してくれ、私は栽培を行い収穫されたものは粉になり、学校給食や女性グループの方たちに使ってもらって、それがいかに美味しいか、美味しいいかを検証してもらっています。

今まで畑作経営をやっていた中では出来なく、初めて観光客の農業体験の受入れを通して、農業を自分の職業として良かったなと気付きました。実は私の町、音更ではそういうのはほとんど受け入れてこなかった。十勝川温泉にはいろいろなお客さんは泊まるけれども、農家、農場で農業体験をしたいという要望の方々については、我が町以外の、例えば鹿追町の「西上生産組合」だとか色々な所、ほとんどよそに行ってもらっていましたが、そのような要望に応えるためにうちで始めたわけです。

来てもらった人に楽しんでもらったという確かな反応がありました。帰ったら礼状や年賀状が来たりして、随分やりがいがあるものだと今つくづく感じているところです。これから可能性があるように感じましたので、方向性を模索している最中です。

**黒澤** 「米チェン」の次に「麦チェン」が展開しようとしているけれども、一つの方向性と



して麦作中核地帯の十勝が「麦チェン」のいわばモデルということで農業関係機関が期待している側面も強いのかなと思います。

今聞いていますと、大規模な畑作農家が、津島さんが今話されたような取り組みをするのはきわめて少ないようですね。比較的中小規模の方々で多角的なチャレンジをしている人が受け入れているのが目立ちますね。津島さんのような大規模な畑作農家の方がそういうことを積極的に取り組めば、地域の考えにも変化が見えてくるでしょう。

**大塚** 本当は大塚農場産の「干し芋」を持ってくれば良かったんですけども……。

「農商工連携」セミナーを本年の7月7日、経済産業省と農林水産省の共催で行い、私も「北海道農業法人協会」の役員としてこの農商工連携事業に携わっています。札幌の会社にコンサルティングをお願いしたのですが、残念ながら「農商工連携」のビジネスサイズは小さく、農業の場合は、「農林水産省の補助を使ってください」「6次産業は農家の責任ですすめてもらうことです」という言われ方もしました。ということでしたが、私は、有機栽培のサツマイモを使った「干し芋」を作りました。その他に昨年やったプリンを今年も作って、一月に500～600個販売しました。再来年のうちに他の加工品あたりもや

りたいなと思っています。

北海道農業法人会（300法人が会員）では、30代の法人代表が7法人新たに協会に入りました。色々な団体の中では一番若返り要員が入りました。法人協会は、中央会さんに賛助会員に復帰していただきましたが、最近農業新聞か道新に載っていましたが、12月に信連とか各系統農協に直接投資するように、今回は、6次産業化をやる気のある農家に農業改良資金のような国の制度資金を使って融資したいという国の方針がうち出されましたので、信連・農協も加わってもらって一步進めたいと考えています。

後半にお話しさせていただきたいと思っているんですが、実は私たちは販売会社になりました、年間60日間位札幌に店舗を展開させていただいて、「愛食フェア」というのを地味にやらせていただいています。この中で感じた変化は、お客様の価格に対する感覚だとか、マーケットが多様性を増していることです。

変な話、今まで、拘りがあってやや高くてもいわゆる顔が見える野菜と、ともかく低価格な野菜とが並存してましたね。今は個別に安くて売りやすい商品が欲しいというニーズが高まっている。それは例えば規格外品なんです。より安いもの安いものを狙ってきてます。

北海道農業が、非常に高品質・高価格で生き残りをかけた戦略的な闘いがどこで出来るのかと考えましたが、今度、千歳空港が新しくなり、土産品の売り場面積が10倍になります。

北海道農業法人協会で店を出さないかという話になりました、実は北海道農業法人協会の何名かの代表役員で会社を立ち上げまして、私が代表になりました。毎週の日課は、空港での販促ですね。

**黒澤** 農業法人協会のことに関しても、新たなチャレンジをする志向が非常に強くなっています。リーダーが旭川の谷口さんから、私も注目してきましたが、谷口会長は積極的に皆さんを統率する力のある人でした。新会長はまた違ったカラーの風連の堀江さんですね。モチ米の加工を立派な農村ビジネスに成長させた素晴らしい手腕の方です。この新会長のもとで、法人協会も事業展開の上で新たな基軸を打ち出すことを期待したいですね。

次に美唄の貞広さん。どうぞ。

**貞広** 私は稻作主体で、近年は米の直売をやっています。こちらから売っていくだけでなく、来てもらうということも始めました。冬場も農業ということで、加工体験も始めました。大体リピーターの方が多いのですが、現在の家族経営ではこれ以上の拡大は限界かなと感じています。

美唄にはグリーンツーリズムの研究会がありまして、その中で修学旅行生を受け入れています。宿泊も体験の一部として泊めていた部分もありましたけれども、今年は許可を取った中で事業を進められるようになりました。子供たちは関西からの子が多いのですが、初めて見た北海道の広さだとかいろいろな言葉で表現してくれます。

**黒澤** 貞広さんはUターンでしたね。前はサラリーマンで、技術系の仕事をしていたんですね。農業をやってみてどんな感じでしたか？

**貞広** 元々が好きだったと思います。三年間勤めていた時は、事務所の中で図面を書く仕事だったものですから。今、農場で汗を流してやる中で、どんどんアイディアが湧いてきまして楽しんでいます。実際に農業に入りました、仕事をする楽しさと同時に、原料があれ

ばいろいろなことに発展する可能性があると感じています。父親の代のきちんとした地盤があったからだとは思いますが。

**黒澤 貞広農場** のホームページでは、この農業体験受け入れについても紹介されていますよね。

さっき津島さんは「麦チェン」の話をしましたが、貞弘さんも最近の「米粉」のことを話してもらえないでしょうか。

**貞広 美唄市に米粉研究会**というのがありまして、地元の業者さんが中心となって、米粉商品の生産販売をしています。現在は製粉所が美唄にないものですから、札幌や新潟で挽いてもらっています。製粉所が出来れば一番良いかなと思います。

**黒澤 地元で言うと、麺の他にお菓子、ケーキやシフォンケーキとかですか。**

**貞広 あとパン屋さんも。**

**黒澤 米粉に将来性はあるということですか？**

**貞広 そうですね、新商品がどんどんという状態ではありませんが売り上げも伸びているそうです。これからは一般の方への普及にも力を入れなければならないと思います。**

**黒澤 ひとつあればいろんなことができる、可能性がある。それはUターンした貞広さんがそうおっしゃってくれれば非常に他の農家の方も心強いですね。**

では、中富良野の加茂さんお願ひします。

**加茂 わが家は水稻中心の経営でしたが、徐々に畑作、野菜の方のウェイトを高めていきまして、今は完全にタマネギ中心になりました。**

周りの農家も米経営が中心だったところからどんどん転作して、畑作やタマネギへと移行してきています。

タマネギに対する生産意欲が非常に高いと言いますか、去年のような天候でも、おかげさまでなんとか富良野は平年作以上の収量が取れましたし、品質もまずまずで、去年はタマネギに助けられたのが現状のところです。

経費は非常にかかる作物ですが、かけた分以上のものは取るというのがポイントです。

その根底にあるのがやはり、技術的な研究が進んでいることです。そういうものがどういうところから出てきたかを考えると、もちろん改良普及センターというのも大きいんですが、タマネギを作っている青年層で組織を持っていまして、技術的な研究を継続しているからです。更にはこれからやっていこうと思っているのは販売面のほうです。5年前からこだわり的な栽培を始めています。

消費者の方にすれば「たかがタマネギ」という感じだと思います。よく「品種はあるんですか」と聞かれます。スーパーに並んでいてもタマネギとしか書いていないので、種類があるなんて思っていない方が多いんです。

その中でも特に味にこだわったものや栽培方法にこだわって今までやったものを、農協の中で取り組みをしていました。これからは直接、消費者の方のダイレクトな反応を得たいということで、農協を通して販売はするんですけど、本州の消費者に向けていきたいなど。一方的にというよりは向こうからのいろいろなニーズというか、買った人にハガキを書いて是非送ってもらって、お互いに情報交換の出来るような関係を築いていきたいと思っています。

**黒澤 その相手の消費者というのはグループですか、或いはコープのような所とか、量販店だとかいろいろあると思いますが。**

加茂 生協さんではないのですが、そういった感じの購買層の方です。直接お会いしてまだ話をしたことは無いのですが、一度行って話を聞いて進めていきたいですね。

黒澤 若手の農業者の方が自主的なグループを作って、そこで技術向上のためにいろいろなことをやっているのですか。

加茂 もともと「タマネギ青年部」という名称で、農協の部会組織の下にあって色々動いていたところです。農協の合併を機に生産部会も統合されまして、青年組織も今、富良野で一つになってやっています。会員というのは非常に多いのですが、その中でも特に、意欲の高い人を集めてグループ化しました。20代～30代後半までの農家が参加しております、組織の中のいろいろな人の話を聞いてみると、タマネギの作付けといつても、うちみたいにタマネギを中心にやっている人もいれば、水田をやりながらタマネギは補完的な作物という方もいます。ただこういった方々でも、少しでも良いものを作らなくてはならない意識は同じです。

こういったところを上の部会の方と話してもなかなか通じないところを、自分達でやれるところから少しずつやってきて、地域の中でも「なんか若いやつらがやっているんだな」

と元気を与えられるような存在になればいいのかなと思っています。

黒澤 実質的にはタマネギ生産部会の若手有志の別働隊みたいな感じですね。今の勉強会は中富良野地域だけですか？

加茂 富良野全体です。

黒澤 全域の中の、いわば意欲のある人がやるのですね。勉強会では誰かを呼んで話を聞くことが多いのですか。

加茂 そうですね。栽培技術の勉強会が中心になっていくんですけど、まずそこがなければ、いくらこだわりと言ったってよい物じゃなければ売れないと思います。まず技術的な部分を習得した上でということです。

黒澤 他の畑作物のやり方でも共通するんじゃないですか。全道的に見ると、去年は冷湿害がひどくて、タマネギなんかは多分、あまりよく取れなかった。その中で富良野が善戦したというのは、やはり圃場条件がある程度良かったんですかね？

加茂 やはり土地改良だと思います。元々恵まれた条件ではなく、私のところは泥炭地で特に水はけの悪いところでしたが、転作を進めると同時に暗渠排水を行いました。あとはここ何年か、皆さん輪作を組むようになってきたというのが大きいと思います。連作の繰り返しでいくと、どうしても土壤が締まった状態になってきます。この中にイネ科のものを輪作で挟んでいます。去年の状況でも何とかなったというのは、土地改良によるものだと思います。



**黒澤** 次は天塩の赤塚さん、お願いします。

**赤塚** 今日では、非常に乳価が低すぎて調査が出来ないくらい。本州のほうでは、今年から5円くらい下がっています。加工乳は何とかコストを下げて集まりました。

私たちの今の目論見としては、機械での畑作業の収穫の共同作業です。今は一軒でトラクターを何台も持っていたり、機械を何台も持っていたりするので、それを集約できないか。

これは4～5戸でやりたいと考えています。まだ決まったばかりですけれど、大きくなればTMRセンターを10戸単位で作ってやるような構想もあります。新規就農者の方は、ヘルパーの経験を積んで入る人が多いんです。TMRセンターをやれば、TMRセンターで集約するので、草だとかも余っているんです。だから土地もいらなくて、新規就農者は乳牛飼養に専念出来るということです。名寄の方の新規就農者の飼料なのですが、工場生産の配合飼料や副産物などを上手く組み合わせて良い結果を出しているようですね。

**黒澤** 赤塚さんは、去年は地区の乳牛改良の未経産で入賞したんですよね。

**赤塚** 乳牛改良による高泌乳は利益をあげるが、余り利益をあげるとけっこう税金にもっていかれてしまうので、ある程度の利益を得られる乳代というのがあるみたいで、思案中ですね。健康な牛を長く搾っていくのが一番儲かるんじゃないかなとは思います。

**黒澤** 就農してどの位経っていますか。

**赤塚** 14年くらいです。

**黒澤** 7年まえでしたか、新規就農の優良事例で入賞したんですよね。地区のリーダーとして、乳質改善などで大変ガッバリましたよね。さっき言ったように、道北の酪農については、やはり道東あたりに比べると、共同化だとか、新規のシステム作りに関しては、あまり活発ではない。個別志向で、今までは個別で何とか乳量をあげたり、品質を上げたりしていたのですが、やはりそれでは限界があるということで、今お話を聞いたように飼料共同調製だとか、もう一步進んでTMRセンターなどに興味関心が向いてくるようになった。こういうのは新しい地域の動きだと思います。

## 地域の話題

**黒澤** さて、ここからは、地域の人が寄るとさわるとではないけれど、集落の寄り合いや農協生産部会だとかで、中心的な話題が何かということを聞かせてほしいのですが。

**津島** まず一番目は政権が替わって政策がどうなるだろうという不安の話が多いというのと、昔から政権が変わっても変わらなくても減反、米をあまり作るなというのは変わらない。どちらかというと不安材料が多いんですけども、大半の異業種の方が言っていますが、自分で今やっている業種はほぼ先止まり先細りで、あまりにも厳しい状況です。それで次に何か新たな事業展開をしようと思ってかなりの勉強をしている企業は、農業に向かってきています。そしてやはり未来は農業をやるしかないという結論の出た企業は会社をやりつつ将来農業にどうやって参入するかという勉強を始めている。

**黒澤** なるほど。あとは津島さんのところをもう少し政権に関連して言うと、十勝の政治代表を誰にするか、みたいなこともありますよね（笑）。それでは和崎さん。

**和崎** 農協合併をして、果して良かったのだろうかといったことですね。まあ補償金の問題とかいろいろあるのですが、他の所でも苦労しながらやっている感じがしますね。

**黒澤** なるほど、では大塚さん。

**大塚** 僕の場合は意図的に強調したいのですが、WTOでやはり米は輸入自由化したほうがいいんじゃないかと思っています。何故なら自由化したほうが北海道の農家にとってはメリットが多いんじゃないかというのが僕の米に関する考えです。結局関税を700%ぐらいかけて米を、70数万トン、ミニマムアクセス米を強制的に買わされていますよね。中国の米が今だいぶ上がってきてる。一俵10,000円くらいですから、日本のお米が今回所得補償があるので1俵2,000円下げろと業者から言ってきているんです。

北海道のお米はもうほぼ1万円なんですよ。そうすると北海道のお米と中国のお米が並んだ時に、WTOで関税撤廃しても入ってこないだろと思うんです。入ってこなければミニマムアクセス70数万トンを強制的に買う必要はないので、国産のマーケットの均衡がとれるわけです。北海道の米を海外に輸出したり、需給調整をうまく行えば……。最終的には北海道の稻作地帯が生き残る道というのは、やはりWTOで自由化にして米を輸出して……。

**黒澤** すごい重大な提起というか、持論を披瀝してもらいました……（笑）。このことに関してまた後のほうでまた。

**貞広** 事業化の話ですけど、やる気がある農家で、大きな農家ではないんですけど、ハスカップを作っている農家がありまして、ジャムを作ってとか、そういう加工とか付加価値をつける行為ですね、飲食店だとパン屋さんだとか。そういう所にあまり結びついていない部分が多いというか、実際に農産物のまま出している形が多いということで、今何かしたいねという話は出ていますね。

**黒澤** ハスカップは、一時期より今まで息を吹き返してきたところですね。千歳なんか、いったん後退させた生産をまた見直しかかってるんです。

3月1日に「オホーツク地域食品加工技術研究センター（通称オホーツク食加研）」の研究成果報告会が北見市で開催され、出席しました。そこでは、いろいろな地域の素材を使った食品加工品の成果が紹介されました。加工業者・農業者・漁業者、農協・漁協、行政関係者などみんな真剣に聞いていました。さっき津島さんが言ったように、地域の事業者の人が立ってでも聞いてるというぐらい関心が高いです。

**加茂** 最近、僕らの周りでは後継者の結婚が多くてすごく喜んでいます。町も農協もいろいろな予算を組み込んで後継者・配偶者対策をやっていますし、自分も交流会に参加したことはあります。元々農家の後継者は富良野、特に私の町の中富良野は非常に多いです。

皆さん親も若いですし、18～20歳ぐらいで後継者は入ってきて一生懸命やるんですが、要は将来一人では農家をやっていけないんで、そういった時にお膳立てをすると。

でも、周りがお膳立てをすればするほど、なかなか本人が乗り気にならないということもあるんでしょうね、時によって。それならば若い人でやりたい企画を考えてやったらど

うだということで、かなり前にはなるんですが、自分達で交流会の企画を立てて非常に上手くいったということがありました。農政もいろいろ変わりますけれども、それに合わせてどうこうというよりは、自分はこれでいくというスタンスを見定められるような目と、オープンな気持ちでもあれば配偶者対策を乗り切っていけるのかなという気はします。

**黒澤** 特に配偶者対策に深く関わって、深刻な部分もありますけれども、面白い話がありますよね。私が、話題提供をした「結婚相談員研修会」で印象に残ったのは、上富良野から来た結婚相談員の方の話です。「生涯合計出生率」が全道で一番高いのはどこかと言ったら、上富良野だと言うんです。どうして上富良野などと聞いたら、何て言うことはない、自衛隊基地があるからだと。生産可能年齢の人がたくさんないと出生率は高くならない。生産可能年齢が一番高いのは自衛隊の人がいるから高い、若いから。ああそうかなと思って(笑)。

それじゃ赤塚さん。

**赤塚** 離農も深刻で、数年前に酪農に新規参入した地元企業が経営破綻したのですが、稚内のほうで宗谷岬センターを買収した企業がその跡地のところに入ってきて話題を集めました。

**黒澤** 倒産してその後、J E T ファームという有名な栃木の全国展開している肉牛の会社、それが稚内市の宗谷岬牧場の跡と天塩に入った訳です。天塩の破綻した経営の跡地は地元の酪農家がその農地を資本力がなくて買えないんですよね。

ここで、今までの皆さんのお話を黙って聞いていた研究所の正木研究員は、いろいろな地域を回って農協に関わる問題も調査していますので、正木さんから一言どうですか……。

**正木** 僕は、先ほどお話に出ていたコントラの受託組織の調査に何回か行っているんですけども、天塩とか留萌というのは組織化がなかなか進んでいない状況で。そういうコントラの動きがあるというお話だったんですけども、やはり40代だと50代だと「若手」の人たちの組織化しようとしている動きというのは、天塩の人たちが自主的にやろうとしている動きなんでしょうか。

**赤塚** そうです。30～50代で結構幅広い……。

**黒澤** 今で言えば主力階層ですよね。

**赤塚** コントラはあるので、そこが今土建屋さんも参入してくるのではないかという……。農協でそれをやって、コントラ自体に丸投げするのか、どうするのかと……。

**正木** 今日は来てないですけど、知内の大島さんもモニターですよね。大島さんご自身もそうですが40～50代の人で土地利用の部分を昔のように回復しようという動きがありますよね。全道を見たらやはり40～50代の、「若手」と言えるかという微妙な年齢ですが、「若手」の人たちで組織化して共同化するという動きが最近強くなってきているのかなというふうに思います。十勝ったり、あと中山間の地域だったりでそういう動きが強まっているのかなと、話を聞いていてもそう感じます。

**黒澤** 次は特に地域の支援システムみたいな方向に話を振ってみましょうか。さっきの赤塚さんの話にあったように、今までではそういう地域の支援組織だとかコントラだとかが比較的腰が引いていた地域も、そのままではどうにもならないということで、やはり生き残り策としてどうしてもやらねばならぬという動きが出てきている。条件が合っているところ



は、やはり法人化とか、付隨して農協離れとかの考えは出てくる。

農協合併にしても、合併効果が見えてこないということで、合併はしないけれども実をとって上手くやっている所もあるし、支援システムみたいなものも整備されてきている。

**正木** 農協が大きくなっちゃうと地域で温度差があるので、いくら法人化が進んでいる地域であっても、そこに合わせるということがなかなか合併農協管内でできないという、特に道南なんかはそういう動きが強まっていて、意見調整するのが大変だっていうのも聞きますね。

**大塚** この間小川さんに会いましたが、小川さんも農協の組合長をやっているのですが、「違う考え方を持っている人たちの素晴らしい意見を取り入れようとしない人たちがいる」と言いますね。みんなと違う考え方を持っている人がいないと、駄目なんですね。

夫婦でもそうだよね。他所のご夫婦は分からぬけど(笑)、同じ考え方を持っている夫婦なんていないですよね、絶対に。私は子どもが3人いますけれども、家族の中でもみんな考え方方が違うし、それは当たり前なのに、農家はみんな同じような考え方を持っているというような考えには無理があるような気がします。

**黒澤** 法人化だと新しいチャレンジの方も、隣りの町で成功してるぞ、と言ったら、素直にそれをうちでも取り入れるかという考えにならない。よそで法人化をやっていると聞いても、「冗談じゃない、うちではやらんぞ」みたいな(笑)。

そういう反発する部分もあるんでね。だからその部分をもう一步乗り越えて、気に入らないけどちょっと見に行ってみるかとか、聞いてみるかとかね。場合によっては「うちも取り入れるか」と考えるかどうか。

**和崎** 代替わりして二世の代になった人たちと話す機会もけっこうあります、南網走の気質もあって、という気はしているんですけど、親の代、経営を築いたということから、当然厳しい教えを受けた。でも、長じていって二世になった時に、そろそろクエスチョン・マークが出てきている。

というのは、親を見て「次は自分たちだ」と考えたり、助け合いをしたり、というのがあまりない。土地を移譲されて、そのまま借りちゃっているから。もしくは自分で何かをやりたいと思っていない。

當農集団化すること自体が目的ではないんですよ。今厳しいからこれを逃れて、実は個人経営になるのが目的のために集団でやっているというふうに明言してくれたので。だから皆さんそういう集団でやっているから、ものすごく楽しいと思いますよ(笑)。

**黒澤** 恵庭で株式会社をつくったグループがいて、根幹になる経営部分は維持しておいて、生産販売のある部分だけを株式会社にしたんです。つくってそんなに経たないんですが、そのうち1戸が抜けたんです。どうして抜けたかというと、いろいろ悩んでそのニーズとやることが多分、合わなくなってきたのですね。そんなのはある面ではありふれた問題で、

それはそれでその傷をずるずると引きずらない方が良いのではとアドバイスしたことがあります。

## 今後の農政への期待

黒澤 さてこれから第3ラウンドということで、農政なり、地域の農業を支援する機関、市町村でもいいし農協でもいいし、注文があるぞという部分を、特に今の戸別所得補償に関しては、基本計画に絡んで、俺はこんなことだけ言っておきたいということを……(笑)。

津島 さっき、お米は自由化してもなんとかなると言いましたけど、畑作三品をどうするかもあるわけですね。

自給率40%ということ、その部分をきちんと研究しなければならないのと、今後の世界情勢をどう見るかというあたりを、きっちり国民に言っていたかったというのと……。今いろいろな方たちが自給率に言及し始めていて、本当に皆さん声を上げて真剣に取り組んでいくというぐらいの気概が必要だな、と。

今、単協や連合会の人、さらには組合員も本当の組合の本質というのを忘れちゃって、政治の中で求められているのはコストダウンと、食糧の生産・安定供給ということばかりで。補助金・所得補償政策という話ばかりしていると、だめなんですよ。

最初は胃袋で食べて途中が舌で食べていて、今は頭で皆さん食べている。頭という部分の中に一番言われているのが、企業が取り入れているのは環境に配慮している物だとか、あまり利益を上げている物はどっちかというとちょっと遠のくとか、社会貢献もあるだとか。

本当にいろいろなことをやっているからこういう農産物になります、という話ならまた別だけど、安い・高いの論議をすれば必ずも

める。何何したとかしないとか、実際に、施設はどういうことをやっていて、トレーサビリティを徹底したことによって何が入っているかという話も詳しく求められる。

それ以外に、農協の職員の方も農家の顔に近くなつて、行政も机の上で政策をつくるんではなくて、実際に運営している農家の考えを可能な限り取り入れるべきです。

黒澤 今の価格の問題に関して言うと、大塚さんがさっき言ったこととリンクするのですね。やはりまだこだわりがあるとか、説得性がある部分についてはきっちり価格に反映されてくる。でもそれを超える大きな波も感じられるわけです(笑)。

和崎 実は私たちはグループでパソコン農業簿記を精力的に取り組んできました。同時に作物別の経営分析も続けてきた中で、直接支払制度への移行を踏まえ、生産費は物財費に近い考え方だろうと想定していたのですが、先般、民主党の佐々木政務官が北見市に来たときに話を聞いていて、おやっと思ったことがあります。それは生産費の説明で、全算入生産費という表現をしていたことです。その後、北見地区農業土会の研修会で中央農試の日向君が紹介してくれた、転作率の高い地域と少ない地域との産地確立交付金から水田利活用持久力向上事業への変更による作物別単価が減少する可能性があるということと、水田作付の割合が概ね50%を切ると、経営全体の中での10aあたりの収益性が低下していく傾向があるという事実、言い換えれば政策に従い転作を進めてきた地域ほど影響が大きくなるという試算結果を聞いて、私たちの地域でも転作田に玉ねぎを作付している農家が多くいますので、転作奨励分が「その他の作物」10,000円に下がったら大変だ、と考え始めて、情報収集に真剣になっているという状

況です。

その他個人としての最近の問題点としては、後継者問題があります。大学・高校生の息子たちに、このめまぐるしく変化する農政の動きの中で、はたして「後を継いでくれ」と言えるのかどうなのか、安心して引き継いでもらえる経営を維持できるのかどうか、不安に感じているところです。

いずれにしても、今、きたみらい農協でも生産費調整をしていき農政に対して数字を基にした各種要請活動ができるようにと頑張っているところです。農業経営者である私たちも、今まで生産コストをきちんと把握できていなかつたという部分は、反省すべき部分なのかもしませんね。

**黒澤** 農業継がないということはない、というのは貞広君がそうですね。工業系のサラリーマンをやっていたんですね。はいそれでは大塚さん。

**大塚** これからの日本の将来を考えると、そのスパンは10年なのかなと思っているんですね。日本の財政累積赤字が今800兆円ぐらいで、資産が1,200兆円とか1,400兆円とか言われていて、あと10年で国の借金と国民の資産がチャラぐらいになると言われていますよね。ですからこの10年は、僕は人口問題だと思っています。今日本は初めて人口が減ってきて、2050年に8,000万人になるとか言われています。

今マーケットが前年対比5%落ちているということは、10年間5%ずつ落ちるとだいたい25%ぐらい落ちるわけです。ということは自給率200%ということを考えると、やはり需給バランスだけを考えしていくと、麦・大豆を含めてですが、在庫過多になってしまいます。牛乳やバターもそうだと思います。

国内需要だけをやっていくと、日本は世界

一高齢化が進んでいて、65歳以上が30%以上ですから。これからどんどん増えていって65歳以上が42~43%以上になるとと言われています。生産能力のある日本で人口が世界一少なくなるという初めてのケースで、先例がないと言われているそうです。日本とイタリアで一番高齢化が進んでいると言われている中で、北海道は本当に試されつつある10年を過ごさなくてはいけない。

私は、オーガニック・有機栽培をやっていて、「プライスリーダーだ」と自負し、今回農畜産物を一番高く売ろうとしている人間の一人なんですけども、やはりマーケットの求めているのは価格なんですよ。

専業農家とかにある程度集中して予算を組んでいかないと財源が足りません。そうすると米は所得補償に引っ掛かるけど、他の品目にに関しては品目横断を横目で睨んだようなものになるし、野菜は実際に所得補償しないと言っているわけでしょう。だから環境保全型の部分に対して所得を少し補填しようかということになっていますよね。

**黒澤** 最後に、保障と補填という部分は、所得レベルの何割までかっていうことの一部を行政でサポートする仕組みも、組み合わせながらやらなければダメだということがありますよね。

**貞広** 補助金だとかも、税金泥棒だとか言われるのが引っかかります。それをどうやって解消するのかといったら、やはり情報を発信したり、人に来てもらって体験してもらったり、農業が必要なんだという部分を感じてもらえば、理解が進むと思います。

**黒澤** あと、今の米の所得補償モデル事業の、さっき言った単当たり1万5,000円の給付を含めて何かありますか。

**貞広** 所得補償が入る分、米の値段が下がってしまっては困ります。消費者に理解されながら再生産できる農業になればいいなと思います。

**加茂** 一律の所得保障に問題があるのではと。理由は先ほどもおっしゃられた通り経費についても様々でしょうし、この時代にリストラされて職を失っている人も多くいる中で、サラリーマンやりながら土・日だけ農業という方も、北海道は少ないけれど全国的に見れば結構いるわけで、そういった方々まで対象にしてまでの所得補償ということになると、これは必ず国民の反発を得るのではないかという気はしています。国民を納得させるだけのものが出来るかといったら、それはかなり難しいと思います。こういう所得補償というよりは、土地の基盤整備、土地改良事業費も大分削られましたけれども、そっちのほうにぜひ予算をつけて頂きたい。そのほうが非常に有益ではないかという気はしています。

昨年の湿害が良い例で、モノが作れないことには、何も売れませんし経営できないわけです。その辺の考えが今の農政の中であまり働いていないので、今後どうなるのかなと非常に不安な気がします。

**赤塚** 生産資材の動向とか経営のことは別にして、よくお金の話が絡んでくると「いや、できねえよなあ」(笑) みたいになるのですが、しかし実際には結構、加工などに取り組んでいたりするんですね。ですから、発想力と行動力、何かやりたいよなという気持ちは、若い人たちにやはりあるんでしょうね。何かをどういうふうにやっていくかというのが難しいところですが……。

**黒澤** おそらくみんなさんの話に関わってくることは、今の新しい政権になって出されてきた

農政の動きと相矛盾しているんですね。というのは今までの農政（旧政権下）というのは、やはり効率的な競争力のある経営体を育成するという大前提がありました。今回の政策は、それに高齢農家も兼業農家も含めて、農業全体の下支えをするという仕組みを入れるということで、担い手対象を絞り込むという路線と、それを拡大する路線とが併存している案を今出しているわけです。だからかなりギスギスしているんです。

北海道からいえば、もうちょっと專業、主義的な担い手を重視した政策をやって欲しいという考えがあって、意外に農水の要求と合っている。農水の実務的な官僚というのはそういうことを意図している。ところがそれに対して、民主党政権に対して言われているのは「農業というのは專業だけではない」ということで、それに対応するという方針を出している。

この間ＮＨＫの討論会を見ていたら、ある府県の市町村長の話では「いやあ、頑張れっていう激励金だ」と。農業で踏ん張れという金じゃない、激励金程度のものだというんですよ。

それはそうで、たった1万5,000円で、1haしか作っていない所からすれば15万円ですよ。15万円貰って貴方の経営を支えますと言われたって、そんな話ではないでしょうと。

ところが北海道は、それでやっていただいても10ha作っていれば150万円、経営の全体像を支えるという意味ではなくて、かなり経営にとってはウェイトのあるお金。その代わり米の販売価格が安くなって、今まで曲がりなりにも1万5,000円で売っていたのが1万円になるということになると、減収部分というとそれでこれもマイナスになる。

そういう状況になった後のことを考えると、今度の「モデル事業」というのは変えるという暗黙の了解があるようなものですね。だか



ら事業見直しで転作助成制度の今までの展開のように母屋があって、それに下屋を下ろして、さらにその下屋からまた下屋を下ろすみたいなことになるのか、あるいは骨太で何と言われても全国一律1万5,000円でやると。意地でも基本を崩さないということでやるのか、その辺りがやはりまだ論議が足りないんですよね。

基本計画の論議でも、目標をどこにおくべきかが明らかでない。担い手もどんな担い手をつくるのか、どのくらいになってから担ってもらえるのか。例えば今の戸別所得補償で1万5,000円、その他の品目も含めてもう少し別の助成をして支え切れるのかどうかという部分の論議がない。それだけ金を出してもどんどん担い手減少に歯止めがかからないということになったら、その時に描く日本農業の姿はどうなるのか。

基本計画は、今年度中でつくるということですからもう1ヶ月しかない。その間で、これまで論議したような部分もひっくるめて、まだ完全に詰まっていない。その部分が詰ってないから、まだコメントしようもないという関係者がかなり多い。

皆さん方からいろんな視点から論議していただきました。今度は自分や地域の将来像というか、10年先は俺はこんな経営やっているということを。年齢は間違ひなく10歳は今よ

り歳がいっていますけど、夢といった方向でお願ひします。

## 経営の目標・将来への夢

津島 夢、勉強しておかないとしゃべれない……。

まず現状の農業体験については、体験あたりをやってきますといずれそれだけでは面白くなくなるのは当然で、これをもっと発展させた部分を考えていくと、自分で6次産業化は農商工連携でいろいろな方と一緒に協力し合いながら、レストランあたりを展開したほうが面白いのかなと。その方向によってはまたどこかに2号店3号店が出せる(笑)。ですから本当にいろいろな方と6次産業の話題が今出ていますね、できればお土産なんかも加工品もできればきっと楽しいだろうという夢を持っています。

大塚 さっき言った6次産業化、3年後に農業法人を組み込んだ法制化を検討中と聞いていますが、皆さん一生懸命作っても売る所、評価していただく所がないと難しいですよね。

今回の空港の新会社は、新たに空港で皆さんの商品を売るというのではなくて、いわゆる僕らはコンサルティング業務というか、農家の人たちが作った商品の企画をお手伝いする会社にしていきたいと思っています。空港には外国人がたくさん来ますので、海外から注目されて、また海外に打って出るようなところをやっていきたいと。

うちでは今スタッフは15人（うち常雇3人）いまして、やはり彼らにたくさん給料を払おうと思ったら、種を蒔いてできたモノを売るだけでは難しいので、先ほど言われた通り、产品に付加価値を付けていかないと、農業は難しいのかなと感じています。

**赤塚** 酪農を家族で何とか回して、繁忙期は地域の力を借りる。親ももう主力ではないので将来的なことを考えたら5年間くらいのスパンで安心できる暮らしをしたいと思っています。

**加茂** お客様との繋がりをつくっていくという取り組みを継続する活動をしていきたいなと思っています。

**黒澤** その活動の中で、その時自分はどういう役割を担うのですか。……

**加茂** 地域を引っ張っていけるような役割を担うぐらいの責任感でやっていきたいな、とは思っているんですけども。

**赤塚** 小さい夢ですけど、親父から引き継ぐ酪農をしっかりと安定化させていきたいなと思っています。

**黒澤** 指導農業士会のおじさん方の中でも、農場の実績がどうだったではなく後継者ができたということが、他の仲間にもちょっと胸を張るということになっている。だから後継者をつくった人が、「これを見ろ」みたいなことを言って自慢し、それで後継者がちょっと他の道に移ったとなったら今度は肩身が狭い思いを、ということもある。現代では、子どもたちも自我をもち多様な価値観もあるから「俺は天職の農業をやっているから、お前は継ぐべきである」みたいなことをただ言ったりしたって現実的ではないわけです。

何となく「後継者がいるから続ける」というのではなく、農業を子供が「選び取る」ということが大事だと思います。

約束の時間をちょっと過ぎましたので、次の特別研修会の都合もありますのでこの辺で。また同じような同好の士を募って座談会をやりたいですね。皆さん大変ありがとうございました。



平成18年度 農業総合研修会

18年度 農業総合

社団法人 北海道地域農業研究



18年度 辰未松口

社団法人 北海道地域農業研究



第13回 日韓シンポジウム



平成19年度 農業総合研修会

# 9年度 農業総合研修会

法人 北海道地域農業研究所



平成19年度 通常総会特別講演



平成19年度 自主研究会(第3回)



平成19年度 自主研究会(第4回)



平成20年度 農業総合研修会



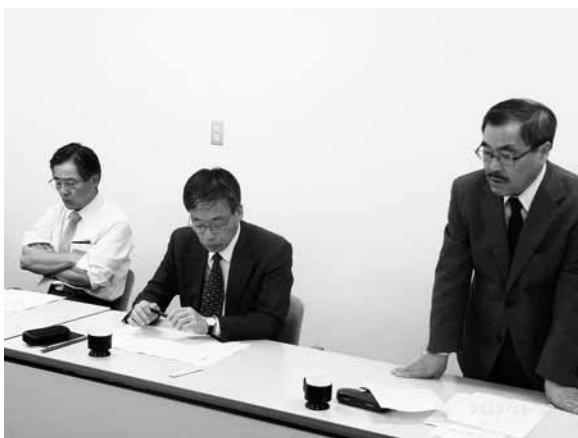
平成20年度 通常総会特別講演



グリーンツーリズム in 北海道（平成21年7月2日）



月例研修会 (2009. 10. 28)



平成21年度 農業総合研修会 (2010. 3. 9)



平成21年度 通常総会



平成21年度 通常総会特別講演

# 資料編

- ◆ 調査・研究等業績の概要
- ◆ 叢書一覧
- ◆ 会報「地域と農業」
- ◆ 役員名簿
- ◆ 参与名簿
- ◆ 幹事・運営委員名簿
- ◆ 職員名簿
- ◆ 学会・研究会、研修会等での報告・講演等の一覧
- ◆ 組織の状況と収支概要の推移

# 調査・研究等業績の概要

## 平成12年度

### 自主研究

- |           |    |
|-----------|----|
| ① 農協問題    | 継続 |
| ② 地域活性化研究 | 継続 |

### 共同研究

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| ① 千歳市農業振興計画の策定業務         | (千歳市) 継続    |
| ② JAめむろ農業振興計画策定に関する基礎調査  | (JAめむろ) 新規  |
| ③ JAかわにし農業振興計画策定に関する指導業務 | (JAかわにし) 新規 |

### 受託研究

- |                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| ① 農業経営管理高度化支援事業「定点観測」                | (北海道農政部) 継続    |
| ② 通いコンテナ物流個別課題調査業務<br>－通いコンテナ物流実験事業－ | (北海道農政部) 継続    |
| ③ 農村生活環境施設の高度利用による地域活性化方策の検討調査       | (北海道農政部) 継続    |
| ④ 農産加工流通販売先進事例調査業務                   | (北海道農政部) 新規    |
| ⑤ 十勝地域農業経営実態調査業務                     | (帯広開発建設部) 継続   |
| ⑥ 多様な担い手による土地利用型農業経営調査研究業務           | (札幌市) 新規       |
| ⑦ 更別村農業施策調査業務                        | (更別村) 新規       |
| ⑧ 新世紀対応酪農基本構想等検討業務                   | (日本草地畜産協会) 継続  |
| ⑨ コントラクタ事業に係る活動実態調査業務                | (北海道農業開発公社) 継続 |
| ⑩ 担い手育成対策の確立と農地の利用促進に関する調査           | (北海道農業開発公社) 新規 |
| ⑪ 農業生産法人の現状と今後の動向に関する調査              | (ホクレン) 新規      |
| ⑫ 地域農業基盤確立支援推進調査                     | (北見市) 新規       |
| ⑬ 北海道農業・農村先駆的経営体調査業務                 | (北海道農政部) 新規    |

### 提案企画研究

- |  |    |
|--|----|
| ① てん菜を基幹とした大規模畑作経営等確立諸条件に関する調査研究<br>(北海道てん菜協会・道立中央農業試験場との共同研究) | 継続 |
| ② 北海道におけるてん菜直播栽培の可能性に対する調査研究<br>(北海道てん菜協会・道立中央農業試験場との共同研究)     | 継続 |
| ③ 酪農経営の環境保全行動の地域的誘導条件－家畜糞尿処理問題－<br>(道立根釧農業試験場との共同研究)           | 新規 |

### 診断事業

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 八雲町指定地農業適否診断業務 | (北海道空港情報サービス株) 新規 |
|------------------|-------------------|

## 平成13年度

### 自主研究

- |  |                      |
|--|----------------------|
| ① 地域活性化研究                                    | 継続                   |
| ② 酪農経営の環境保全行動の地域的誘導条件（自主研究に変更）<br>－家畜糞尿処理問題－ | (道立根釧農業試験場との共同研究) 継続 |
| ③ 北海道における地域マネジメント体制の構築                       | 新規                   |

### 共同研究

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| ① JAめむろ第5次農業振興計画策定に関する基礎調査 | (JAめむろ) 継続  |
| ② JAようてい農業振興計画策定に関する基礎調査   | (JAようてい) 新規 |

### 受託研究

- |   |                    |
|---|--------------------|
| ① 農業経営管理高度化支援事業「定点観測」                     | (北海道農政部) 継続        |
| ② 新世紀対応酪農基本構想等検討業務                        | (日本草地畜産種子協会) 継続    |
| ③ 農業生産法人の現状と今後の動向に関する調査                   | (ホクレン) 継続          |
| ④ 多様な担い手による土地利用型農業経営調査研究業務                | (札幌市) 継続           |
| ⑤ 地域農業振興システム先進事例の現状と今後の推進方策に係る調査          | (JA北海道中央会) 新規      |
| ⑥ 道営地域資源循環管理事業<br>－堆肥製造施設実態の基礎となる酪農経営の方向－ | (後志支庁) 新規          |
| ⑦ 野菜生産費実態調査                               | (ホクレン) 新規          |
| ⑧ 道産馬鈴しょ生産・流通対策に係る調査                      | (北海道農協畑作青果対策本部) 新規 |
| ⑨ 条件不利地域における耕種型リース事業農家の現状と課題              | (財)北海道農業開発公社) 新規   |
| ⑩ 農村活性化条件の整備と共済事業の役割に関する調査研究              | (JA共済連北海道) 新規      |
| ⑪ 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業調査業務                | (北海道農政部) 新規        |
| ⑫ 山村地域の自立促進（活性化）に関する調査研究業務                | (山村振興全国連絡協議会) 新規   |
| ⑬ 公益組織による農業コントラクタの設立誘導・運営管理の手引き作成業務       | (北海道農業開発公社) 新規     |

### 提案企画研究

- |  |    |
|--|----|
| ① てん菜を基幹とした大規模畑作経営等確立諸条件に関する調査研究<br>(北海道てん菜協会・道立中央農業試験場との共同研究) | 継続 |
| ② 北海道におけるてん菜直播栽培の可能性に対する調査研究<br>(北海道てん菜協会・道立中央農業試験場との共同研究)     | 継続 |

## 平成14年度

### 自主研究

- ① 北海道農業における地域マネジメント体制の構築 繼続

### 共同研究

- ① JAきたそらち第2次農業振興計画策定支援業務 (JAきたそらち) 新規  
② 遠軽ブロック広域農業振興計画策定支援業務 (遠軽ブロックJA合併検討委員会) 新規  
③ 浜頓別町農業振興計画策定支援業務 (浜頓別町営農指導対策協議会) 新規  
④ JAびえい第7次農業振興計画策定支援業務 (JAびえい) 新規

### 受託研究

- ① 農業経営管理高度化支援事業「定点観測」 (北海道農政部) 繼続  
② 新農村コミュニティ形成モデル確立推進調査業務 (北海道農政部) 新規  
③ マネジメント先進地域調査業務 (北海道農政部) 新規  
④ 多様な担い手による土地利用型農業経営調査研究 (札幌市) 繼続  
⑤ 山村地域の自立促進(活性化)に関する調査業務 (山村振興全国連絡協議会) 繼続  
⑥ 堆肥センターに関する運営実態調査業務 (北海道農協「土づくり」運動推進本部) 新規  
⑦ 21世紀北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究業務 (JA北海道中央会) 新規  
⑧ ニセコ21世紀農業経営塾受託業務 (ニセコ町) 新規  
⑨ 地域ニーズ調査と公社事業の展開方向調査業務 (北海道農業開発公社) 新規  
⑩ 地域活性化に伴う共済等事業推進の拡大に関する調査研究 (JA共済連北海道) 新規  
⑪ 穂別町の米生産システムと乾燥調整貯蔵施設のあり方に関する調査業務 (JAとまこまい広域) 新規  
⑫ クミカン利用による経営分析システム開発支援業務 (JA別海町) 新規

### 診断事業

- ① 更別村農業経営・生産対策推進協議会指導業務 (更別村農業経営・生産対策推進協議会) 新規

### 提案企画研究

- ① インターネットを活用した農産物販売の実態と経営改善効果 (ホクレン) 新規

## 平成15年度

### 自主研究

- ① 北海道農業における地域マネジメント体制の構築 繼続

### 共同研究

- ① 遠軽ブロック広域農業振興計画策定支援業務  
(遠軽ブロックJA合併検討委員会) 新規
- ② JAびえい第7次農業振興計画策定支援業務  
(JAびえい) 新規

### 受託研究

- ① 農業経営管理高度化支援事業「定点観測」  
(北海道農政部) 繼続
- ② 平成15年度 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業調査業務  
(北海道農政部) 新規
- ③ 堆肥センターに関する運営実態調査業務  
(北海道農協「土づくり」運動推進本部) 繼続
- ④ ニセコ21世紀農業塾運営委託業務  
(ニセコ町役場) 繼続
- ⑤ 21世紀北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究業務  
(JA北海道中央会) 繼続
- ⑥ 農地再編及び多様な担い手の連携による地域営農推進方策検討業務  
(北海道開発局) 新規
- ⑦ 平成15年度畜産環境コントラクタに関する調査研究業務  
(北海道農業開発公社) 新規
- ⑧ 中山間地域等直接支払制度の農用地利用集積推進効果調査業務  
(北海道農業開発公社) 新規
- ⑨ 北海道における准組合員の現状と特性に関する調査研究業務  
(JA共済連北海道) 新規
- ⑩ 青果物トレーサビリティ・システムの導入に係る調査業務  
(ホクレン) 新規
- ⑪ 玉ねぎ生産費調査業務  
(ホクレン) 新規

### 診断事業

- ① 新篠津村農協農業振興計画策定指導業務  
(JA新しおつ) 新規

## 平成16年度

### 自主研究

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| ① 北海道農業における地域マネジメント体制の構築 | 継続 |
| ② 北海道農業農村基本対策の研究         | 新規 |

### 受託研究

- |                                  |                        |
|----------------------------------|------------------------|
| ① 革新的技術導入経営体支援事業「定点観測」           | (北海道農政部) 継続            |
| ② 21世紀北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究業務 | (JA北海道中央会) 継続          |
| ③ 農業経営（農作業日誌および簿記）データの調査・収集業務    | (中央農業総合研究センター) 新規      |
| ④ 堆肥センターに関する運営実態調査業務             | (北海道農協「土づくり」運動推進本部) 継続 |
| ⑤ 地域農業存立基盤及び地域戦略形成システム調査検討業務     | (北海道開発局) 新規            |
| ⑥ てん菜直播生産費調査業務                   | (北海道てん菜協会) 新規          |
| ⑦ ニセコ21世紀農業塾運営委託業務               | (ニセコ町役場) 継続            |
| ⑧ 北海道米と府県産米の食味比較試験・分析            | (北海道米消費拡大委員会) 新規       |
| ⑨ 農地保有合理化事業に関する調査業務              | (北海道農業開発公社) 新規         |
| ⑩ 准組合員参加と農協組織運営モデルに関する調査研究       | (JA共済連北海道) 新規          |
| ⑪ TMRセンター調査業務                    | (ホクレン) 新規              |
| ⑫ 青果物の生産履歴情報蓄積・開示システムの構築に向けた調査業務 | (ホクレン) 新規              |
| ⑬ 農林系バイオマス資源等の循環利活用に向けた農家意向等調査業務 | (北海道開発局) 新規            |
| ⑭ セルフ給油所に対する顧客の意識調査業務            | (ホクレン) 新規              |
| ⑮ 資源循環型農業構築方向検討業務                | (開発協会) 新規              |
| ⑯ 全道畑作経営意向調査                     | (JA北海道中央会) 新規          |



## 平成17年度

### 自主研究

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| ① 北海道農業における地域マネジメント体制の構築 | 継続 |
| ② 北海道農業・農村基本対策の研究        | 継続 |

### 共同研究

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| ① 次期農業振興5カ年計画策定に関する指導業務 | (JA帯広かわにし) 新規 |
|-------------------------|---------------|

### 受託研究

- |                                       |                   |
|---------------------------------------|-------------------|
| ① 平成17年度革新的技術導入経営体支援事業委託業務「定点観測」      | (北海道農政部) 継続       |
| ② 北海道農業・農村・農協が直面する重要課題の調査検討ならびに提言     | (JA北海道中央会) 新規     |
| ③ 畑作農業経営に係る全道意向調査業務                   | (JA北海道中央会) 継続     |
| ④ バイオマス利活用による循環型社会形成方向検討業務            | (北海道開発局) 新規       |
| ⑤ てん菜直播生産費調査業務                        | (北海道てん菜協会) 新規     |
| ⑥ 北海道米及び府県産米の食味比較試験・分析                | (北海道米消費拡大委員会) 継続  |
| ⑦ 農地保有合理化事業に関する調査(畑作)                 | (北海道農業開発公社) 新規    |
| ⑧ 「事業基盤の強化に向けた准組合員対策の現状と改善方向」に関する調査研究 | (JA共済連北海道) 新規     |
| ⑨ 水田地帯における転作作物導入による農業所得向上対策業務         | (北海道農産物協会) 新規     |
| ⑩ 青果物のトレーサビリティシステム導入等に関する調査業務         | (ホクレン) 新規         |
| ⑪ セルフ給油所に対する顧客の意識調査業務                 | (ホクレン) 新規         |
| ⑫ ホクレン九十年史部分執筆業務                      | (ホクレン) 新規         |
| ⑬ 米の購買における消費者の商品選択等に関するアンケート調査業務      | (ホクレン) 新規         |
| ⑭ 畑作農業経営に係る意向調査業務                     | (JA北海道中央会) 新規     |
| ⑮ 農業生産地域における消費意識調査業務                  | (Aコープチェーン・北海道) 新規 |
| ⑯ 農業経営の農作業日誌及び簿記データ調査・収集業務            | (中央農業総合研究センター) 継続 |

### 診断事業

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ① 農業農協問題懇話会への支援業務 | (北海道農業協同組合学校) 継続 |
|-------------------|------------------|

## 平成18年度

### 自主研究

- ① 水田地帯の地域振興に関する課題 新規

### 共同研究

- ① 空知農業の現状とその課題に係る調査研究・指導業務 (空知管内農協組合長会) 新規  
② 第6次農業振興計画策定に関する支援 (JAめむろ) 新規

### 受託研究

- ① 平成18年度革新的技術導入経営体支援事業委託業務 (北海道農政部) 新規  
② 北海道農業・農村・農協が直面する重要課題の調査検討ならびに提言 (JA北海道中央会) 繙続  
③ 稲作農業経営に係る意向調査業務 (JA北海道中央会) 繙続  
④ 独占禁止法の適用除外と農協の対応に係る研究 (JA北海道中央会) 新規  
⑤ てん菜多畦式ハーベスターの導入モデルの調査事業 (北海道てん菜協会) 新規  
⑥ 農地保有合理化事業に関する調査 (北海道農業開発公社) 新規  
⑦ 道内農協における准組合員加入促進のための取組事例と問題点に関する調査研究 (JA共済連北海道) 新規  
⑧ 水田地帯における転作作物導入による農業所得向上対策調査業務 (北海道農産物協会) 繙続  
⑨ 農業生産地域における消費意識調査業務 (Aコープチェーン・北海道) 繙続  
⑩ セルフ給油に対する顧客・組合員の意向調査業務 (ホクレン) 新規  
⑪ ホクレン九十年史部分執筆業務 (ホクレン) 新規  
⑫ 飲用乳の食味並びに品質の比較試験業務 (ホクレン) 新規  
⑬ 奈井江町民の米の購入実態に関するアンケート調査回収データの集計・解析業務 (奈井江町中山地域等直接支払推進協議会) 新規  
⑭ 品目横断的経営安定対策への移行に伴う作付見込み面積調査に係る集計・分析業務 (JA北海道中央会) 新規  
⑮ 農業金融にかかる動向調査・研究等 (JA北海道信連) 新規  
⑯ 農業構造の変動からみた水田農業の維持・発展の方向についての研究 (JA北海道中央会) 新規

### 診断事業

- ① 農業・農協問題懇話会への支援業務 (北海道農業協同組合学校) 繙続

## 平成19年度

### 自主研究

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ① 北海道農業の課題とその発展方向          | 新規 |
| ② 農業構造の変動と地域・地域農業の維持・発展の検討 | 新規 |

### 共同研究

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ① 第6次農業振興計画策定に関する支援    | (JAめむろ) 繼続            |
| ② 第4期更別村農業振興計画策定部分委託業務 | (更別村農業経営・生産対策推進会議) 新規 |

### 受託研究

- |  |                |
|--|----------------|
| ① 北海道農業・農村・農協が直面する重要課題の調査検討ならびに提言<br>ア. 流通多チャンネル化に対応した産地・生産者部会の動向に関する調査<br>イ. バイオマスエネルギーの世界的動向と北海道農業への影響<br>ウ. 担い手育成に関する新たな教育システム等に関する調査研究 | (JA北海道中央会) 繼続  |
| ② 平成19年度革新的技術導入経営体支援事業委託業務   | (北海道農政部) 繼続    |
| ③ てん菜多咲ハーベスタの導入モデルの調査事業  | (北海道てん菜協会) 繼続  |
| ④ 稲作最適規模の試算と稲作生産コスト低減の方向に関する調査・研究  | (北海道農産物協会) 繼続  |
| ⑤ 飲用乳の食味並びに品質の比較試験業務   | (ホクレン) 新規      |
| ⑥ 長沼町における営農集団組織化及び農地流動化の状況に関する調査   | (JAながぬま) 新規    |
| ⑦ 自動車関連部門の利用状況と背景に関する調査  | (ホクレン) 新規      |
| ⑧ 農業(酪農・ハウス栽培施設)におけるエネルギー利用実態調査  | (ホクレン) 新規      |
| ⑨ 新規就農実態調査   | (北海道農業開発公社) 新規 |
| ⑩ 品目横断対策と農地保有合理化事業に関する調査   | (北海道農業開発公社) 新規 |
| ⑪ 農業をとりまく環境変化における農業金融の動向調査   | (JA北海道信連) 新規   |

### 診断事業

- |  |                   |
|--|-------------------|
| ① 農業・農協問題懇話会への支援業務                       | (北海道農業協同組合学校) 繼続  |
| ② 空知管内の農業振興と健全なJA運営の展開に向けた取組に係る情報提供並びに助言 | (空知管内農業協同組合長会) 新規 |
| ③ バイオマス発見活用促進事業支援                        | (日本総合研究所) 新規      |

## 平成20年度

### 自主研究

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ① 農業構造の変動と地域・地域農業の維持・発展の検討  | 継続 |
| ② 飲用牛乳の食味（美味しさ）評価要素に関する調査研究 | 新規 |

### 共同研究

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ① 第8次地域農業振興計画策定支援 | （JAびえい）新規 |
|-------------------|-----------|

### 受託研究

- |  |                      |
|--|----------------------|
| ① 北海道農業を切り拓く JA ルネッサンスの道                           | （JA北海道中央会）継続         |
| ② 平成20年度革新的技術導入経営体支援事業委託業務（経営形態別経営動向分析）            | （北海道農政部）継続           |
| ③ 平成20年度北海道担い手育成支援協議会委託事業<br>(支援システムによる担い手育成・確保対策) | （北海道担い手育成総合支援協議会）新規  |
| ④ 平成20年度北海道担い手育成支援協議会委託事業（モデル経営体経営意向調査）            | （北海道担い手育成総合支援協議会）新規  |
| ⑤ 稲作最適規模の試算と稲作生産コスト低減の方向に関する調査・研究                  | （北海道農産物協会）継続         |
| ⑥ 長沼町における営農集団組織化及び農地流動化等の方向性に関する検討・提言<br>(JAながぬま)  | 継続                   |
| ⑦ 農林水産物・食品地域ブランド化プロデュース事業                          | （JAオホツク網走）新規         |
| ⑧ 重点農協における自動車関連部門の利用状況に関する調査業務                     | （ホクレン）新規             |
| ⑨ 農業（酪農・ハウス栽培施設）におけるエネルギー利用実態調査                    | （ホクレン）継続             |
| ⑩ 組合員次世代へのJA及びJA共済の情報提供に係る意向調査                     | （JA共済連北海道）新規         |
| ⑪ 都市型農協における組合員次世代への共済推進の状況とその対策                    | （JA共済連北海道）新規         |
| ⑫ バイオエタノール生産におけるLCAと地域経済効果の計測                      | （北海道バイオエタノール株式会社）新規  |
| ⑬ 北見自治区内地域担い手・農地実態調査支援                             | （北見市農業振興会議北見自治区部会）新規 |
| ⑭ 水田・畑作経営所得安定対策と農地保有合理化事業に関する調査                    | （北海道農業開発公社）新規        |
| ⑮ 固体発酵を用いたオカラの家畜飼料化可能性調査                           | （新聞協同運輸）新規           |

### 診断事業

- |  |                  |
|--|------------------|
| ① 農業・農協問題懇話会への支援業務                       | （北海道農業協同組合学校）継続  |
| ② 空知管内の農業振興と健全なJA運営の展開に向けた取組に係る情報提供並びに助言 | （空知管内農業協同組合長会）継続 |

## 平成21年度

### 自主研究

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ① 農業構造の変動と地域・地域農業の維持・発展の検討 | 継続 |
| ② 北海道農業の軌跡にみる発展へのベクトル研究    | 新規 |

### 共同研究

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ① 岩見沢市農業実態基礎調査委託業務     | (岩見沢市) 新規   |
| ② 千歳市新農業振興計画策定支援（事前調査） | (千歳市) 新規    |
| ③ JAこしみず農業振興計画策定支援     | (JAこしみず) 継続 |

### 受託研究

- |  |                      |
|--|----------------------|
| ① 北海道農業を切り拓く JA ルネッサンスの道                         | (JA北海道中央会) 継続        |
| ② 北海道産農畜産物の新たな需要創出（輸出拡大）に関する調査研究                 | (北海道農産物協会) 新規        |
| ③ 3Q訪問プロジェクトの活用事例と次世代対策としての有用性にかかる調査研究           | (JA共済連北海道) 新規        |
| ④ 平成21年度北海道担い手育成総合支援協議会委託事業（地域農業支援システム調査）        | (北海道担い手育成総合支援協議会) 新規 |
| ⑤ バイオエタノール生産における LCA と地域経済効果の計測                  | (北海道バイオエタノール(株) 新規   |
| ⑥ 青果物輸送における環境対応型包装資材の調査研究                        | (ホクレン) 新規            |
| ⑦ 農業をとりまく環境変化における農業金融の動向調査・研究等                   | (北海道信連) 新規           |
| ⑧ 農林水産物・食品地域ブランド化プロデュース事業                        | (JAオホーツク網走) 継続       |
| ⑨ 大規模水田作経営管理手法の確立および稲作経営の実態調査・研究                 | (北海道農産物協会) 新規        |
| ⑩ 「新たな食料・農業・農村基本計画」への提言策定支援                      | (JA北海道中央会) 新規        |
| ⑪ エチレン農薬登録（特定農薬）申請書策定支援                          | (北海道馬鈴しょ協議会) 新規      |
| ⑫ 平成21年度北海道担い手育成総合支援協議会委託事業<br>(モデル経営体における生産費調査) | (担い手育成総合支援協議会) 継続    |
| ⑬ S S 店頭会員および配送客の居住分布からみた顧客方策について                | (ホクレン) 新規            |
| ⑭ ほくでん生協組合員における系統燃料自動車事業の利用状況に関する調査業務            | (ホクレン) 新規            |

### 診断事業

- |   |                   |
|---|-------------------|
| ① 農業・農協問題懇話会への支援業務                                    | (北海道農業協同組合学校) 継続  |
| ② 空知管内の農業振興と健全な JA 運営の展開に向けた取組に係る情報提供<br>並びに講師紹介・派遣業務 | (空知管内農業協同組合長会) 継続 |

## 叢書一覧・会報「地域と農業」

### ◇研究叢書

号	発行年月	タイトル
第34号	01・3	根室酪農の展開過程と今後の展望
第35号	00・10	新斜網型畑作の萌芽と営農集団 －JAオホーツク網走農業振興計画基礎調査－
第36号	02・3	北海道における農協事業方式の地域性と経済事業収益化の課題
第37号	02・3	千歳市農業の構造と展開方向
第38号	02・3	農業者の自主的研究会活動をつうじた経営発展 －地域活性化研究会報告書－
第39号	08・11	独占禁止法の適用除外と農協の対応に関する研究

### ◇学術叢書

号	発行年月	タイトル
第3号	01・8	21世紀北海道農業の先駆け
第4号	02・5	畑作経営展開と農業生産組織の管理運営
第5号	03・1	酪農経営におけるふん尿処理の現状と展望－道内外の事例をふまえて
第6号	03・3	ボランタリズムと農協－高齢者福祉事業を開く扉－
第7号	04・3	地域活性化の基本条件－いかにして担い手を力づけるか－
第8号	04・6	競走馬産業の形成と協同組合
第9号	05・4	農協と加工資本－ジャガイモをめぐる攻防－
第10号	06・3	大規模畑作経営の展開と存立条件
第11号	08・8	家族酪農の経営改善－根室酪農専業地帯における実践から－

### ◇会報「地域と農業」

号	発行年月	特集タイトル
第37号	00・4	1. 21世紀に進展する農業技術 2. これから農業機械化
第38号	00・7	北海道の農地問題
第39号	00・10	1. 協同組合間共同の現状と将来に向けて 2. コープさっぽろでの協同組合間共同の現状から

- 第40号 01・1 1. わが国の食料自給率の異常低下の基本要因  
2. 米価下落と稲作経営問題
- 第41号 01・4 1. 野菜をめぐるセーフガード問題  
—一般セーフガードの仕組みと発動手続きの動静について—  
2. 輸入野菜の急増が農家経済に及ぼす影響と対応
- 第42号 01・8 地域農業構造改革とその担い手問題—北海道の取り組みと府県先進事例—
- 第43号 01・10 座談会 北海道産農産物の販売戦略「メイドイン北海道」で売れるか
- 第44号 02・1 国際化の新段階と日本農業の戦略
- 第45号 02・4 農村の社会福祉を考える  
座談会 北海道の農村福祉を考える—地域の現状と課題への取り組み—
- 第46号 02・8 『地域選択型農政』と地域農業振興方策
- 第47号 02・11 1. 米生産調整をめぐる新たな展開  
2. 生産現場からの視点で
- 第48号 03・1 1. 新規就農の現状と課題  
2. 新規就農を果たして
- 第49号 03・4 基調講演 農地市場の展開と公的関与の必要性  
パネルディスカッション 「農地が拓く、ムラの将来」
- 第50号 03・7 I. よみがえる21世紀の農協—どう進めるか体質改善  
II. 農地制度改革に関する研究会(1)  
農地制度改革に関する研究会における討議の経過とその評価  
農地利用・農地制度に関する検討と今後のあり方  
「特区」制度およびそれを活用する地域の実態と課題
- 第51号 03・10 北海道の酪農専業地帯における農地問題と農協出資型生産法人
- 第52号 04・1 座談会 地域農業の未来と女性の役割
- 第53号 04・4 I. 農業総合研修会基調講演 全国における農協問題の現段階  
II. 月例研究会 個別報告1 北海道における農協改革の視点  
個別報告2 W T O ・ F T A 下における  
北海道農業のあり方
- 第54号 04・7 I. 今問われる北海道農業の真価と方向性  
II. 大規模畑作・酪農地帯における農地・集落再編に関わる推進方向
- 第55号 04・10 食の安全性の確保を目指して  
I. 日本における食の安全性確保の現状と問題点  
II. トレーサビリティとH A C C P システムによる  
牛肉の『安全・安心』の訴求
- 第56号 05・1 土壤の生産力維持向上に向けた地域資源の有効活用
- 第57号 05・4 基調講演 見直し「農業基本計画」体制下の北海道農業  
パネルディスカッション 農業支援の具体的方策を探る
- 第58号 05・7 I. 北海道米および他県産地米の食味並びに品質の比較試験  
II. 青果物トレーサビリティの現状と課題

第59号	05・10	北海道地域経済の活性化
第60号	06・1	経営所得安定対策について ①まだ見えぬ本腰の担い手支援策 ②品目横断的経営安定対策に思う ③経営所得安定対策の評価と今後の検討課題 ④経営所得安定対策等大綱の決定と今後の対応について
第61号	06・4	北海道の食の安全・安心について
第62号	06・7	新たな基本計画と北海道農業－WTO最新情報を踏まえて
第63号	06・10	ミニ特集企画にあたって 牛乳・乳製品は優れた食品－その文化と現代生活
第64号	07・1	農業・農協をめぐる最近の情勢と独占禁止法適用問題
第65号	07・4	日韓シンポジウム・富良野フォーラムの記録 第1報告 農村観光の形態と自然環境の重要度検証 特別報告 富良野市をモデルとした韓国安城市的地域づくり
第66号	07・7	北海道農業への消費者からの期待－コープさっぽろの組合員活動を通して－
第67号	07・10	「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第1回研究会 農地制度改革と担い手育成の方向について
第68号	08・1	「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第2回研究会 農協改革の方向と北海道における農協の役割
第69号	08・4	現下の経済環境から見たあるべき北海道農業の姿
第70号	08・7	「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第3回研究会 報告 日本農業の構造再編と法人経営の到達点 報告 JA出資農業生産法人の現段階と今後の課題 まとめ 北海道農業にとってのJA出資生産法人の意義
第71号	08・10	I. 「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第3回研究会討論 II. 担い手育成に関する私の提言－実践教育体験から－
第72号	09・1	「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第4回研究会 報告 有機農業推進法の制定と有機農業推進にかかわる諸問題
第73号	09・4	わが農協運動を振り返って－北海道農業への提言－
第74号	09・7	北海道農業のポジションとベクトル－地域農業研究所6年の回顧から－
第75号	09・10	グリーンツーリズム in 北海道 「地域活性化の旗手グリーンツーリズムが北海道にもたらすもの」 報告 農村ツーリズムにおける農業と観光産業の連携の可能性
第76号	10・1	グリーンツーリズム in 北海道 「地域活性化の旗手グリーンツーリズムが北海道にもたらすもの」 基調講演 わが国農村ツーリズムの現状と課題
第77号	10・4	北海道の活性化に向けた農業の役割

## 役員名簿（平成12年度～平成21年度）

役職名	氏名	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
理事長	西村 博司		←	→							
理事長	藤田 久雄						←	→			
副理事長	山口 義弘		→								
副理事長	飛田 稔章					←	→				
副理事長	長谷川幸男								←	→	
副理事長・研究所長	七戸 長生		→								
副理事長・研究所長	太田原高昭	(理事)	→	←	→						
副理事長・研究所長	黒河 功			←	→				←	→	
専務理事	佐伯 憲司	→									
専務理事	宮田 義行		←	→							
専務理事	矢野 実						←	→			
常務理事	黒澤不二男		←	→					→		
常務理事	増田 幸雄		←	→							
常務理事	鈴木 隆			←	→						
常務理事	中出 孝一								←	→	
代表監事	平林 利夫	←	→								
代表監事	加茂 道雄				←	→					
監事	有塚 利宣									→	
理事	板垣 淳一	→									
理事	岩崎 徹									→	
理事	河合 利光	←	→								
理事	片山 源	←	→								
理事	堀内 真苗	←	→								
理事	向井 孝志	→									
理事	安井 勉	→									
理事	加賀谷 強									→	
理事	坂本 和夫		→								
理事	長尾 保秀		→								
理事	花卉 忠昭			→							

役職名	氏名	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
理事	小川 国男			↔							
理事	工藤 俊介			↔							
理事	山田 定市			↔							
理事	奥村 幸一				↔						
理事	小山 勇吉			↔							
理事	紺野 勝榮			↔							
理事	武田 善行			↔							
理事	奥成 泰之				↔						→
理事	鈴村 盛雄				↔						
理事	松本 敏夫				↔						
理事	大迫 健					↔					
理事	斎藤 吉則					↔					
理事	北 良治						↔				
理事	二口 清造						↔				
理事	松村 喬						↔				
理事	皆川 博美						↔				
理事	北 久生							↔			
理事	桜井 守							↔			
理事	栗津 国夫								↔		
理事	世古 康								↔		
理事	麻田 信二									↔	
理事	梅野 博之									↔	
理事	小野寺 仁									↔	
理事	加藤 孝幸									↔	
理事	勝浦 昇									↔	
理事	坂下 明彦									↔	
理事	佐原 照三									↔	
理事	青山 哲己										↔
理事	平尾 裕美										↔

## 参与名簿（平成12年度～平成21年度）

氏 名	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
岩船 修										→
堀内 一男			→							
山田 定市	→									
黒柳 俊雄			→							
枳穀 勝久		→								
林 芳男			→							
佐々木市夫			→							
黒河 功			→							
藤田 久雄				→						
三島 徳三					→					
北 良二					→					
長尾 正克						→				
板倉 廉則	→									
小梅 敏夫					→					
戸塚 守					→					
野坂隆一郎		→								
矢崎 俊治						→				
石田 哲	←	→								
窪田 哲夫	←		→							
飯田 晏		←	→							
渡邊 藤男	←			→						
市川 信雄			←	→						
豊岡 保智				←	→					
樋口 昭則				←		→				
出村 克彦				←			→			

氏名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
仙北富志和				◀						▶
河野 順吉				◀	▶					
日村 勉				◀	▶					
森永 英俊				◀	▶					
阿戸 正明					◀	▶				
折登 一隆					◀	▶				
永井 則夫					◀	▶				
中出 孝一					◀	▶				
中道 善光					◀	▶				
佐藤 泉					◀	▶				
村山 量次					◀	▶				
青山 俊夫						◀	▶			
秋野 芳男						◀	▶			
飯澤理一郎						◀	▶			
猪口 久美						◀	▶			
上原 泰樹						◀	▶			
村山 聖也						◀	▶			
山下 貴史						◀	▶			
鞍懸 周							◀	▶		
塩田 誠次							◀	▶		
高石 克己							◀	▶		
長南 史男								◀	▶	
牧野 勇									◀	▶
宮谷内留雄									◀	▶

## 幹事名簿（平成12年度～平成21年度）

平成22年1月にて幹事会を廃止

氏名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
坂下 明彦										→
野田 哲治										→
村瀬 慎治	→									
市川 治										→
奥田 仁										→
倉知 拓野										→
柴田 憲						→				
志賀 永一										→
谷本 一志										→
西村 直樹	→									
皿井英一郎		→								
高山 哲夫	→									
的野 敏夫										→
行天 侃介	→									
福田 正信	→									
堀田 守信	→									
木村 博海	↔									
須藤 恭弘	←	→								
岡本 久志	↔	↔								
松井 英章	↔	↔								
佐々木 穎	↔									→
岡田 直樹		↔	→							
小澤 隆		↔	→							
寺本千名夫		↔								→
西下 充	↔					→				
春日 茂樹			↔							
南 巧三			↔	↔						
佐藤 秀一				↔						→
西埜 裕司				↔	↔					
石坂 裕幸					↔	→				
村上 光男					↔	→				
橋本 淳一						↔	→			
森下 直治						↔	→			
佐野 肇							↔	→		
金子 剛								↔	→	
朴 紅									↔	→
平山 雅彦									↔	→

氏名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
小南 裕之						↔				→
佐野 肇						↔	↔	↔	↔	↔
橋本 正雄						↔	↔	↔	↔	↔
東山 寛						↔	↔	↔	↔	↔
松木 靖						↔	↔	↔	↔	↔
吉野 宣彦						↔	↔	↔	↔	↔

## 運営委員名簿（平成21年度）

平成22年2月運営委員会を設置

氏名	平成21年度
遠藤 浩一	↔
金子 剛	↔
小糸健太郎	↔
谷口 辰裕	↔
東山 寛	↔
平山 雅彦	↔
松木 靖	↔
山加 一郎	↔



## 職員名簿（平成12年度～平成21年度）

役職名	氏名	入所年月日	退職年月日	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事務局長 研究参与	谷口 勝	平11. 4. 1	平13. 5. 31	↔			
事務局長	増田 幸雄	平13. 4. 1	平15. 5. 30	↔	→		
事務局長	鈴木 隆	平15. 4. 1	平19. 5. 23			↔	
事務局長	中出 孝一	平20. 6. 26					
特別参与	黒澤 不二男	平12. 4. 1		↔			
特別参与	黒河 功	平20. 4. 1					
研究参与	幸 健一郎	平2. 12. 4	平12. 6. 30	→			
研究参与	永井 修三	平11. 9. 1	平13. 8. 31	→			
研究参与	宮田 義行	平14. 5. 1	平18. 5. 30		↔		
研究参与 研究部長	矢野 実	平17. 2. 1					
研究参与	山田 俊夫	平20. 7. 1					
総務部長	佐々木 正幸	平15. 4. 1	平21. 9. 30			←	
研究部長	高田 積	平11. 2. 1	平17. 3. 31	↔			
研究部長	奈良 孝一	平14. 4. 1	平20. 3. 31		↔		
研究部長	和田 好充	平17. 3. 1					
特任研究員	中山 忠彦	平17. 4. 1					
総務部次長	上宗辰美	平20. 2. 10					
研究部次長	中谷 隆	平10. 2. 1	平17. 3. 31	→			
研究部次長	井上 誠司	平5. 9. 1		→			



役職名	氏名	入所年月日	退職年月日	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
特別研究員	斎藤勝雄	平7.4.1	平20.3.31			➡	
特別研究員	木村正洋	平10.2.1	平15.1.31		➡		
特別研究員	横山瑠	平11.4.1	平16.3.31			➡	
特別研究員	相馬勝彦	平11.4.1	平13.3.31	➡			
特別研究員	久保良矩	平12.2.1	平17.3.31				
特別研究員	若尾和夫	平21.10.1					
特別研究員	遠藤卓也	平22.2.1					
専任研究員	須田泰行	平6.2.10					
専任研究員	酒井徹	平8.6.1	平19.3.31				
専任研究員	山下正治	平11.2.10	平17.12.31				
専任研究員	川原和雄	平12.2.10	平18.3.31				
専任研究員	糸山健介	平18.4.1	平21.3.31				
専任研究員	經龜諭	平21.2.10					
専任研究員	正木卓	平21.4.1					
事務員	平尾恵美子	平2.12.4					
事務員	三上恭子	平4.9.1					

平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	備 考 (平成12年4月1日以降)
			→			専任研究員 平12. 4. 1～平14. 8. 31 特別研究員 平14. 9. 1～平20. 3. 31
→						
					↔	
					↔	
				→		
→						
→						
↔				↔		
					↔	
				→		
				→		

## 学会・研究会、研修会等での報告・講演等の一覧

単位：件数

年 度 区 分	第11年目 (平成12年度末)	第12年目 (平成13年度末)	第13年目 (平成14年度末)	第14年目 (平成15年度末)	第15年目 (平成16年度末)
基調講演・講演	32	28	18	41	43
報告・個別報告	3	8	2	1	1
話題提供・パネラー	2	4	0	9	0
講 義	0	0	7	8	4
司会・座長・コーディネーター	10	7	5	9	5
合 計	47	47	32	68	53
月例研究会	9	10	2	2	3

年 度 区 分	第16年目 (平成17年度末)	第17年目 (平成18年度末)	第18年目 (平成19年度末)	第19年目 (平成20年度末)	第20年目 (平成21年度末)
基調講演・講演	39	27	31	46	31
報告・個別報告	3	4	0	1	0
話題提供・パネラー	1	3	3	3	0
講 義	4	16	15	31	21
司会・座長・コーディネーター	2	4	2	4	2
合 計	49	54	51	85	54
月例研究会	3	1	—	—	2

## 組織の状況と収支概要の推移

年 度		第11年目 (平成12年度末)			第12年目 (平成13年度末)			第13年目 (平成14年度末)			第14年目 (平成15年度末)			第15年目 (平成16年度末)		
		正会員	賛助会員	計												
組織・会員数	農協	114	15	129	104	15	119	95	15	110	89	15	104	88	14	102
	市町村	134	1	135	129	1	130	120	1	121	110	1	111	90	3	93
	企業・団体	27	31	264	27	33	249	27	32	231	29	33	215	30	32	195
	個人	121	3	124	117	3	120	116	2	118	110	2	112	116	3	119
	合計	396	50	446	377	52	429	358	50	408	338	51	389	324	52	376
常勤役職員・人数		18人			16人			16人			16人			16人		
収支の状況	会費・賛助金収入	29,445,000円			28,465,000円			27,760,000円			26,755,000円			25,695,000円		
	事業・その他の収入	82,172,834			60,530,505			65,222,508			56,067,968			67,080,828		
	前期繰越金	9,771,647			11,512,615			18,604,546			18,844,764			17,106,897		
	計	121,389,481			100,508,120			111,587,054			101,667,732			109,882,725		
	事業費	73,389,874円			42,647,979円			50,388,426円			43,214,741円			54,385,911円		
支出	管理費	36,486,992			39,255,595			42,353,864			41,346,094			40,343,226		
	積立金	11,512,615			18,604,546			18,844,764			17,106,897			15,153,588		
	次期繰越金	121,389,481			100,508,120			111,587,054			101,667,732			109,882,725		

年 度		第16年目 (平成17年度末)			第17年目 (平成18年度末)			第18年目 (平成19年度末)			第19年目 (平成20年度末)			第20年目 (平成21年度末)		
		正会員	賛助会員	計												
組織・会員数	農協	89	14	103	81	16	97	80	15	95	82	16	98	90	13	103
	市町村	56	4	60	56	3	59	49	4	53	47	4	51	43	3	46
	企業・団体	32	31	163	47	28	156	51	28	148	52	29	149	52	28	80
	個人	112	3	115	111	3	114	106	3	109	102	3	105	98	2	100
	合計	289	52	341	295	50	345	286	50	336	283	52	335	283	46	329
常勤役職員・人数		15人			14人			13人			15人			16人		
収支の状況	会費・賛助金収入	25,455,000円			24,915,000円			24,770,000円			30,225,000円			30,990,000円		
	事業・その他の収入	59,362,828			57,911,881			58,434,253			49,523,239			44,701,885		
	前期繰越金	15,153,588			15,175,070			15,410,088			16,988,185			17,738,660		
	計	99,971,416			98,001,951			98,614,341			96,736,424			93,430,545		
	事業費	43,998,510円			39,139,867円			45,789,100円			39,745,140円			38,298,726円		
支出	管理費	40,797,836			43,451,996			35,837,056			39,252,624			37,375,711		
	積立金	15,175,070			15,410,088			16,988,185			17,738,660			17,756,108		
	次期繰越金	99,971,416			98,001,951			98,614,341			96,736,424			93,430,545		

## あとがき

地域農業研究所の「20周年記念誌」を作成しあげます。設立からの10年間について、平成12年に「10年の歩み」として発刊しておりますのでその後の10年間について今回整理を致しました。

この10年間はまさに農政の大きな曲がり角の中で激動の期間だったと思います。すなわち食料・農業・農村基本法の制定及び基本計画の策定で担い手農家への施策の集中、政府管掌作物価格政策の大幅な見直し、国内で初めてのBSEの発生・食品偽装事件の多発などによる食品の安心安全対策の徹底、農地制度の大幅な改正、農業・JAをめぐる規制緩和の動き等々。またWTO農業交渉が始まり10年になろうとしていますが、妥結への道筋は見通せない状況であります。これは先進国と新興国との対立という側面ともう一つは世界的な穀物価格の高騰及び適正在庫を大幅に下回り穀物の過剰からひっ迫へという大きな時代の変化によることも一因かもしれません。

いずれにしても、こうした大きな環境変化の中で会員の皆様の温かいご支援により自主研究、共同研究、受託研究を続けてきましたが、この業績については代表的なものについて、担当していただいた方々に執筆していただきました。また、当研究所に関わりの深い若手研究者にこれから北海道農業の姿を描いていただき、若手農業者には夢を語っていただきましたのでご一読いただければ幸いです。執筆していただいた多くの皆様にこの場をお借りして感謝申し上げます。

北海道地域農業研究所に対しまして関係の皆様の温かいご支援ご協力をこれからもよろしくお願い申し上げます。

(中出 孝一)

### 北海道地域農業研究所20周年記念誌編集委員会

委員長	常務理事	中出 孝一
事務局長	研究部次長	井上 誠司
事務局	専任研究員	經亀 諭
	同	正木 卓
職員	三上 恒子	

---

北海道地域農業研究所20周年記念誌  
「北海道農業の軌跡とともに」

平成22年5月25日発行

編集・発行 社団法人 北海道地域農業研究所  
理事長 藤田 久雄  
札幌市中央区北4条西7丁目1番地  
TEL 011-281-2566  
FAX 011-281-2707

印 刷 株式会社辻出版社

---